

箕輪町地域防災計画

風水害対策編

令和5年度修正

(令和6年度)

箕輪町防災会議

風水害対策編 目次

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4節 防災面からみた箕輪町の概要	15
第5節 防災ビジョン	26
第2章 災害予防計画	27
第1節 風水害に強いまちづくり	27
第2節 災害発生直前対策	37
第3節 情報の収集・連絡体制計画	40
第4節 活動体制計画	44
第5節 広域相互応援計画	51
第6節 救助・救急・医療計画	55
第7節 消防・水防活動計画	61
第8節 要配慮者支援計画	71
第9節 緊急輸送計画	84
第10節 障害物の処理計画	87
第11節 避難の受入活動計画	89
第12節 孤立防止対策	104
第13節 食料品等の備蓄調達計画	108
第14節 給水計画	111
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	115
第16節 危険物施設等災害予防計画	117
第17節 電気施設災害予防計画	121
第18節 液化石油ガス施設災害予防計画（L P ガス）	123
第19節 上水道施設災害予防計画	125
第20節 下水道施設災害予防計画	127
第21節 通信・放送施設災害予防計画	130
第22節 鉄道施設災害予防計画	134
第23節 災害広報計画	136
第24節 土砂災害等の災害予防計画	139
第25節 防災都市計画	145
第26節 建築物災害予防計画	148

第27節	道路及び橋梁災害予防計画	151
第28節	河川施設災害予防計画	153
第29節	ため池災害予防計画	155
第30節	農林水産物災害予防計画	157
第31節	二次災害の予防計画	159
第32節	防災知識の普及計画	162
第33節	防災訓練計画	169
第34節	災害復旧・復興への備え	173
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	175
第36節	企業防災に関する計画	178
第37節	ボランティア活動の環境整備	180
第38節	災害対策基金等積み立て運用計画	184
第39節	風水害対策に関する調査研究及び観測	185
第40節	観光地の災害予防計画	186
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	188

第3章 災害応急対策計画 190

第1節	災害直前活動	190
第2節	災害情報の収集・連絡活動	210
第3節	非常参集職員の活動	224
第4節	広域相互応援活動	226
第5節	ヘリコプターの運用計画	233
第6節	自衛隊災害派遣活動	238
第7節	救助・救急・医療活動	245
第8節	消防・水防活動	250
第9節	要配慮者に対する応急活動	262
第10節	緊急輸送活動	266
第11節	障害物の処理活動	271
第12節	避難受入及び情報提供活動	274
第13節	孤立地域対策活動	296
第14節	食料品等の調達供給活動	299
第15節	飲料水の調達供給活動	304
第16節	生活必需品の調達供給活動	308
第17節	保健衛生・感染予防活動	310
第18節	遺体の搜索及び処置等の活動	315
第19節	廃棄物処理活動	318

第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	321
第21節	危険物施設等応急活動	323
第22節	電気施設応急活動	329
第23節	液化石油ガス施設応急活動	332
第24節	上水道施設応急活動	333
第25節	下水道施設応急活動	335
第26節	通信・放送施設応急活動	338
第27節	鉄道施設応急活動	343
第28節	災害広報活動	345
第29節	土砂災害等応急活動	348
第30節	建築物災害応急活動	351
第31節	道路及び橋梁応急活動	353
第32節	河川施設応急活動	355
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	357
第34節	ため池災害応急活動	364
第35節	農林産物災害応急活動	365
第36節	文教活動	368
第37節	飼養動物の保護対策	372
第38節	ボランティアの受入れ体制	373
第39節	義援物資・義援金の受入れ体制	376
第40節	災害救助法の適用	380
第41節	観光地の災害応急対策	384

第4章 災害復旧計画..... 386

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	386
第2節	迅速な原状復旧の進め方	388
第3節	計画的な復興	391
第4節	資金計画	395
第5節	被災者等の生活再建等の支援	397
第6節	被災中小企業等の復興	405
第7節	被災した観光地の復興	408

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は災害対策基本法第42条の規定により、箕輪町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため次の事項を定め、もって総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民等の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民等の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、周知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

- (1) 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び町民等がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 町対策本部及び現地対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他災害対策に必要な計画

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき箕輪町防災会議が作成する「箕輪町地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行する。

- 必要に応じた計画に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味する。以下同じ)の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアルの定期的な点検
- 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック

また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

第2節 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然状況下にあつて、少子高齢化、輻輳した土地利用等の社会的条件をあわせもつ我が町の、町土並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな施策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

- 1 防災対策を実施するにあたっては、次の事項を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び町民等がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう対策の一層の充実を図る。

（１）周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念

- （ア）災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- （イ）最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要

- （ア）災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等の地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設の機能の確保策を講じる。
- （イ）事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等の安全対策の充実を図る。
- （ウ）町民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災

ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等の企業防災の促進、災害教訓の伝承により町民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、町、住民、他の支援団体と連携、協働して活動できる環境の整備が必要である。

(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するために、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I・I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念

(ア) 災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は災害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要

災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所

管施設の緊急点検の災害未然防止活動を行う。

- (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方針を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

ウ 県、町、防災関係機関は互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

2 町、県、防災関係機関は緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

3 町民等は「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。

4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と、投資を息長く行う運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

具体的には、平成23年8月19日「市町村情報収集応急連絡員設置要綱」を策定して、大規模災害発生時に管内市町村において、情報収集活動を応急的に実施するため、市町村情報収集応急連絡員を設置してきたが、平成26年12月10日改正要綱「市町村情報連絡員設置要綱」及び改正マニュアルにより、連絡員は地方部長の指示又は連絡が取れない場合で、市町村に災害対策本部が設置された場合に活動を開始するなど、市町村との連携を強化している。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等の措置をとる。

国交省は、平成20年4月に緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を発足し、被災地域の国交省地方整備局や地方公共団体が、十分な災害対応を講じることが困難となるような大規模自然災害等に対して、自治体に連絡窓口として整備局職員をリエゾン（情報連絡員）として派遣するとともに、緊急災害対策派遣隊がその対応にあたるとしている。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 自主防災組織

区を単位とする自主防災組織は、町の対策本部と綿密な連携をとり、町災害対策本部の防災業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
箕輪町	(1) 箕輪町防災会議、町警戒本部及び町災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。 (3) 水防その他応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他、町の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成に関すること。 (9) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。 (10) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急復旧に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務、又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他、県の所掌事務についての防災対策に関すること。
上伊那地域振興局	(1) 災害時における上伊那地方部の設置及び運営に関すること。 (2) 災害時における情報等の収集および伝達に関すること。 (3) 災害の応急措置に関すること。 (4) 災害の被害調査に関すること。
伊那保健福祉事務所	医療、助産、救護、感染症予防、毒劇物事故防止等に関すること。
伊那建設事務所	(1) 緊急交通路の確保に関すること。 (2) 道路・河川・砂防施設等の機能の確保に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 (4) 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通あっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局 (長野県拠点)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん、並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京航空局 (東京航空事務所 松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 気象等の観測及びその成果の収集発表 (2) 気象等の予報・警報等の発表 (3) 気象業務に必要な観測及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解の促進、防災知識の普及啓発
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 事業場における自主防災体制の確立に関すること。
中部森林管理局	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。

信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること。 (2) 非常通信に関すること。 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する こと。 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送 局用機器の貸出に関すること。
中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や、民間連携の促進に 関すること。
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
第九管区海上保安 本部	<u>災害時における救助及び救援に関すること。</u>

4 上伊那広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
上伊那広域消防本部 箕輪消防署	(1) 防災に関する教育、普及及び訓練に関すること。 (2) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。 (3) 災害の防除、鎮圧に関すること。 (4) 消防、水防、その他応急措置に関すること。 (5) 防災資機材の備蓄、整備に関すること。 (6) 町の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (8) その他消防組合の掌握事務についての防災対策に関すること。

5 長野県警察本部（伊那警察署・箕輪町交番）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊那警察署 箕輪町交番	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 死体（行方不明者）の搜索及び検視に関すること。

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第13 普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する こと。

(松本駐屯地)	(2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

公共機関	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (信越支社)	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務 取扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務に関すること。
J R 会社(東海旅客 鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式 会社(関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	(東日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社) (1) 電気電信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換に関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること。 (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること。
日本通運株式会社 (伊那支店)	災害時における貨物自動車による、救援物資等の輸送の協力に関すること。
電力会社	(中部電力パワーグリッド株式会社) (1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
独立行政法人水資 源機構(愛知用水総合 事業部牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
東日本高速道路 株式会社 中日本高速道路 株式会社	(東日本高速道路株式会社) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野 I C ~ 更埴 J C T)、中部横断自 動車道(佐久小諸 J C T ~ 小諸御影 T B)の防災に関すること。 (中日本高速道路株式会社)

	中央自動車道、長野自動車道（岡谷 J C T ～安曇野 I C）、安房峠道路の防災に関すること。

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 (2) 排水機上の改良及び復旧に関すること。
ガス会社	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
伊那バス株式会社	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
社団法人長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による、救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) 気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
医師会・歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
一般社団法人長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
一般社団法人長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。
(公社)長野県看護協会	看護に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
区及び自主防災組織	(1) 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害に対する応急処置の協力に関すること。 (3) 災害時における避難、救助活動の協力に関すること。

伊那中央行政組合	災害時における清掃対策に関すること。
伊北環境行政組合	風水害発生時における粗大ごみ処理施設の災害対策に関すること。
上伊那農業協同組合	(1) 県・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
上伊那森林組合	(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。 (3) 木材の供給と物資の斡旋に関すること。
商工会	(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、斡旋の協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること。
病院等医療施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。

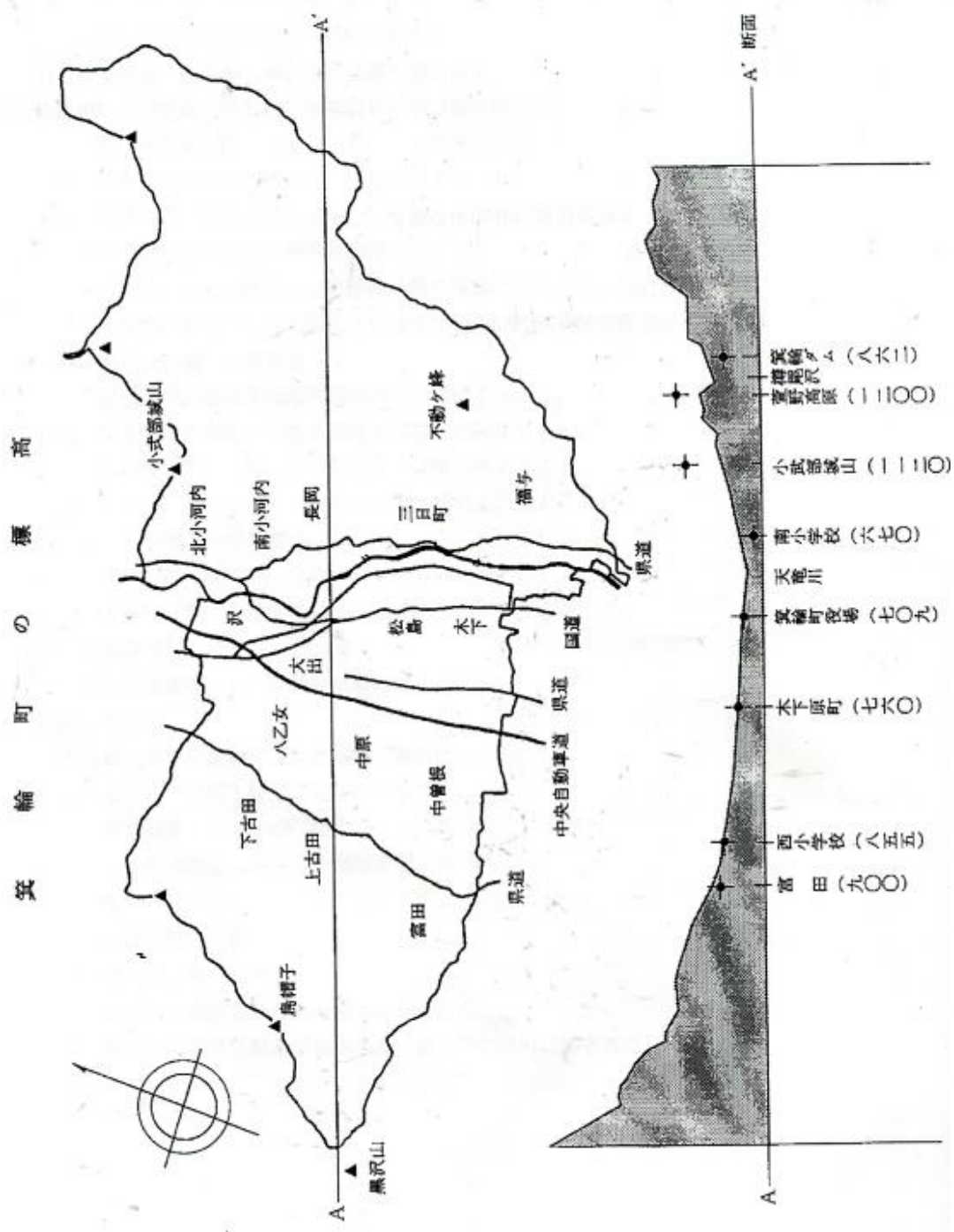
第4節 防災面からみた箕輪町の概要

第1 自然的条件

1 町域

箕輪町は上伊那北部にあつて、木曽山脈に連なり辰野町、伊那市、南箕輪村に接し、竜東は沿岸水田地帯から小段丘を経て伊那丘陵に連なり辰野町、諏訪市、伊那市に接している。

- ・全面積 85.91km²
- ・経緯度からみた本町の位置は町の中心地で
 - 東経 137 度 59 分
 - 北緯 35 度 54 分
- ・標高は町の中心地で 709.7mである。



2 地勢

箕輪町は県のほぼ中央部、上伊那郡の北部に位置し、段丘の典型的な地勢を示している。

中部平坦地を北から南へ天竜川が貫流し、竜東は狭小な台地から伊那山脈に、竜西は広い緩傾斜の台地となって中央アルプス連峰に続き、ともに農耕地帯を形成している。

周囲は、東に山林をもって諏訪市に接し、南は耕地・原野をもって伊那市・南箕輪村に連なり、西北は耕地、山林をもって辰野町に接しており、一級河川として西に桑沢川・深沢川・帯無川、東に沢川等があり、いずれも天竜川に合流している。

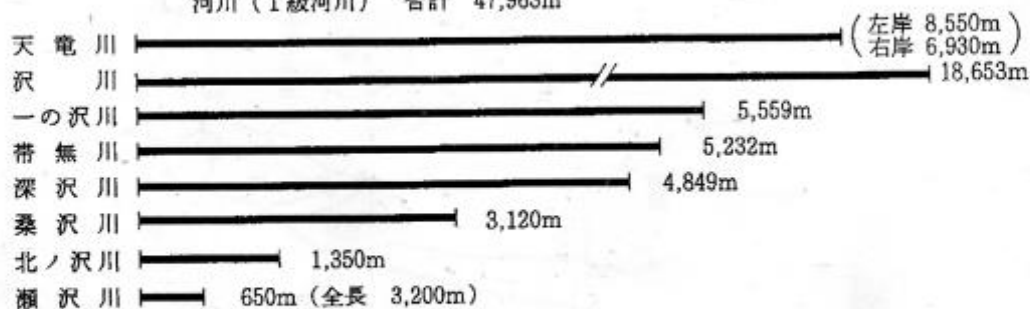
平坦部をほぼ南北に、幹線道路（国道 153 号・主要地方道伊那辰野停車場線・県道与地辰野線・主要地方道伊那箕輪線・町道 1 号線・国道 153 号バイパス・中央自動車道西宮線）が走り、これらを結んで多数の主要町道等が走っている。

J R 飯田線は中央平坦地を天竜川に沿って南北に走り、町内に伊那松島・木ノ下・沢の 3 駅が存在する。

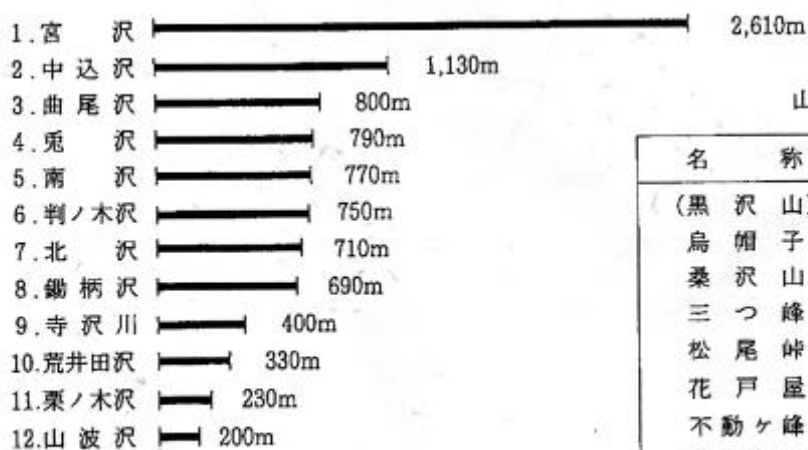
箕輪町の山岳・河川



河川（1級河川） 合計 47,963m



(準用河川) 合計 9,410m



↑ この番号は上の町図内の番号と一致します

山 岳

名 称	標 高
(黒 沢 山)	2,126m
烏 帽 子	1,664m
桑 沢 山	1,538m
三 つ 峰	1,391m
松 尾 峠	1,294m
花 戸 屋	1,241m
不 動 ヶ 峰	1,200m
(小式部城山)	1,120m

3 気候

箕輪町気象観測装置 町内6箇所 ①箕輪町役場 ②長田配水池 ③富田公民館
④北小河内公民館 ⑤福与公民館 ⑥長岡公民館

気 象 状 況

年次	気 温 (℃)			降水量 (mm)	天 気 (日)				備考
	最 高	最 低	平均		晴	曇	雨	雪	
	観測値	観測値							
5	31.5	-14.5	11.3	1,666.6	189	129	45	2	
6	37.2	-16.0	13.5	792.1	226	108	25	6	
7	35.0	-13.0	12.2	1,306.5	224	101	35	5	
8	35.2	-16.0	12.2	1,280.5	219	106	37	4	
9	34.0	-14.0	12.4	1,229.1	205	120	37	3	
10	34.0	-15.5	13.9	1,516.5	189	116	49	11	
11	34.0	-14.0	13.8	1,382.0	218	109	33	5	
12	34.5	-12.0	13.3	1,277.1	222	113	27	4	
13	36.4	-15.0	13.1	1,038.0	226	101	28	10	
14	35.0	-12.0	13.6	832.0	209	121	28	7	
15	34.0	-14.0	14.1	1,505.5	217	93	45	10	
16	36.0	-13.0	14.4	1,670.0	241	85	32	7	
17	35.0	-14.0	11.9	733.5	215	118	25	7	
18	36.0	-11.5	13.1	1,516.5	196	122	42	5	
19	39.0	-8.0	14.2	1,197.3	204	116	40	5	
20	33.4	-11.1	11.3	1,109.7	197	124	38	7	
21	32.1	-11.4	11.2	1,325.0	201	115	45	4	
22	34.9	-10.8	11.5	1,455.6	196	118	47	4	
23	34.2	-11.4	10.9	1,276.8	221	102	37	5	
24	34.2	-14.0	10.5	1,135.4	209	122	29	6	
25	36.4	-12.8	11.5	976.8	219	108	32	6	
26	35.1	-9.9	11.2	1467.6	237	100	23	5	
27	34.3	-11.0	11.9	1141.4	-	-	-	-	
28	34.1	-13.3	12.3	1264.8	-	-	-	-	
29	34.1	-11.2	11.2	908.0	-	-	-	-	
30	35.0	-11.7	12.3	1185.2	-	-	-	-	
令和元	34.7	-10.7	12.0	1005.6	-	-	-	-	
2	35.1	-10.6	12.2	1313.0	-	-	-	-	
3	35.7	-8.0	12.0	1393.2	-	-	-	-	
4	36.8	-10.9	11.0	850.4	-	-	-	-	
5	37.1	- 9.7	13.1	1380.5	-	-	-	-	
6	36.9	-9.1	13.4	1672.5	-	-	-	-	

資料：箕輪消防署・町気象観測データ

(天候は9時現在)

平均気温の推移

単位：℃

年次	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成4	10.7	-1.2	-0.4	3.3	9.8	12.9	18.1	23.1	23.5	19.1	12.1	6.5	1.4
5	11.3	-0.6	-0.2	2.7	9.4	14.5	20.3	22.7	23.5	18.9	13.9	8.4	1.9
6	13.5	0.7	-0.5	3.4	12.9	17.9	21.6	28.1	28.5	22.6	16.3	8.3	2.6
7	12.2	-0.5	0.9	4.8	11.0	17.3	20.0	24.0	27.9	19.8	15.2	5.8	0.4
8	12.2	-0.1	-1.0	4.3	9.8	17.2	20.7	25.5	25.8	19.4	14.0	7.8	2.5
9	12.4	-0.3	0.4	6.0	11.4	17.8	20.6	23.5	25.6	19.8	13.2	8.6	2.3
10	13.9	-1.7	2.7	7.0	15.4	19.2	21.0	25.7	26.0	21.0	16.7	9.4	4.4
11	13.8	1.3	2.1	6.7	12.4	18.3	21.1	24.9	26.9	23.5	15.7	9.7	3.5
12	13.3	2.2	1.6	4.3	10.9	18.9	20.8	25.5	26.7	21.4	14.8	9.4	3.4
13	13.1	-1.6	1.0	5.3	13.0	18.1	21.2	27.4	25.9	21.0	15.0	8.3	2.4
14	13.6	0.5	2.9	7.8	14.2	17.5	21.6	26.2	26.7	21.5	15.0	6.9	2.3
15	14.1	-0.3	2.3	5.0	17.7	18.3	21.6	22.7	26.5	23.2	15.0	13.6	3.6
16	14.4	0.1	3.7	5.9	14.4	17.7	22.3	27.3	25.3	22.6	14.8	13.6	5.0
17	11.9	-1.1	0.1	3.3	11.0	15.2	21.5	23.7	24.8	22.0	15.5	7.1	-0.1
18	13.1	-0.3	2.2	4.3	10.0	16.7	20.8	23.9	26.9	21.2	16.7	9.7	4.5
19	14.2	2.1	4.7	5.7	11.2	17.0	21.7	23.9	27.6	24.8	16.2	10.6	4.9
20	11.3	-0.3	-1.3	6.1	10.5	15.1	18.4	23.5	23.1	19.2	13.1	6.0	2.5
21	11.2	-0.7	2.1	3.8	10.3	15.5	18.7	22.0	22.8	18.7	12.5	6.7	1.8
22	11.5	-0.5	1.6	4.1	7.8	14.2	19.6	23.4	25.1	20.7	13.9	5.8	2.2
23	10.9	-2.9	0.9	1.6	8.3	14.7	19.8	23.7	23.4	19.7	12.8	8.3	1.0
24	10.9	-2.2	-1.2	3.3	9.5	14.5	18.7	23.3	24.7	21.2	13.3	5.6	-0.1
25	11.4	-2.2	-1.3	5.6	8.9	15.4	20.6	23.6	24.2	19.9	14.9	5.9	0.8
26	11.2	-1.9	0.1	3.3	10.0	15.5	20.1	23.9	22.7	19.1	13.3	7.7	0.3
27	11.9	-0.7	0.2	4.9	11.1	17.2	18.8	22.9	24.1	18.5	13.0	9.1	3.9
28	12.3	-0.2	1.1	4.9	11.7	17.0	19.2	23.4	24.2	20.9	14.4	6.8	2.8
29	11.2	-0.5	0.2	2.9	9.4	16.6	18.3	24.2	24.0	18.6	12.9	6.1	0.6
30	12.3	-1.1	-0.6	5.9	12.2	15.9	19.7	25.4	24.7	19.2	14.0	8.4	2.8
令和元	12.0	-0.4	1.6	4.7	9.1	15.7	18.6	22.3	24.8	21.1	15.1	7.7	3.4
2	12.2	2.4	2.0	5.6	8.3	16.4	20.5	21.4	25.4	21.0	12.6	8.4	2.0
3	12.0	-0.1	2.3	7.1	10.1	15.3	19.5	23.3	23.4	19.6	13.9	7.3	2.3
4	11.0	-1.4	-1.0	5.7	12.1	14.4	20.5	23.6	24.0	21.3	12.6	8.5	1.3
5	13.1	0.1	1.4	8.2	11.7	16.0	20.1	25.1	26.4	23.4	13.0	8.2	3.2
6	13.4	1.1	2.4	4.1	14.0	16.2	20.3	24.8	26.1	24.1	16.5	8.8	2.1

資料：箕輪消防署・町気象観測データ

降 水 量 の 推 移

単位 mm

年次	年 間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成4	1120.2	21.0	48.0	131.5	118.5	104.0	156.5	150.0	58.5	47.5	130.5	96.2	58.0
5	1666.6	77.5	111.5	56.0	43.0	115.0	242.3	302.3	273.0	161.5	121.0	92.5	71.0
6	792.1	30.5	1.5	88.5	73.0	71.0	113.5	29.0	91.0	182.0	48.5	38.5	25.1
7	1306.5	75.0	2.0	84.0	163.0	139.5	79.0	395.0	44.0	194.0	70.5	55.5	5.0
8	1280.5	26.5	20.5	177.0	19.0	87.0	165.5	149.5	146.5	199.0	84.0	114.5	91.8
9	1229.1	8.5	30.5	19.0	128.5	148.0	89.5	194.1	62.0	163.5	6.5	173.0	35.0
10	1516.5	32.0	67.0	104.5	183.0	266.5	153.0	38.5	180.0	202.0	194.5	67.0	28.5
11	1382.0	7.5	17.0	76.5	60.5	171.0	358.0	128.5	89.5	300.5	91.5	81.0	0.5
12	1277.1	38.0	2.0	116.6	75.5	55.0	271.0	40.5	130.5	314.5	105.5	108.0	20.0
13	1038.0	28.0	35.0	37.0	26.0	126.5	319.5	7.0	49.0	113.5	189.0	57.5	50.0
14	832.0	55.5	8.0	85.3	97.5	86.0	68.7	100.5	24.0	101.0	117.5	17.0	71.0
15	1505.5	70.0	31.0	114.0	227.5	134.0	122.5	162.0	258.5	143.5	68.5	155.0	19.0
16	1670.0	0.0	49.5	36.0	124.0	275.0	153.5	21.0	288.5	175.0	394.0	54.5	99.0
17	733.5	10.0	30.0	77.0	19.0	51.5	92.0	209.0	76.5	46.5	71.0	43.5	7.5
18	1516.5	24.0	118.0	87.0	74.0	110.5	129.0	503.0	86.0	112.5	122.0	84.5	66.0
19	1197.3	51.0	49.0	76.0	32.5	155.0	149.0	335.8	28.5	130.0	143.0	6.5	41.0
20	1109.7	12.2	18.0	47.0	71.0	166.5	199.2	217.6	77.8	96.2	63.4	99.0	41.8
21	1325.0	49.6	68.2	114.0	102.0	90.0	133.4	249.4	150.8	71.4	109.4	142.0	44.8
22	1455.6	33.6	76.0	156.0	102.2	120.6	157.6	246.0	165.0	177.6	112.0	42.4	66.6
23	1276.8	1.4	71.8	48.4	129.6	228.2	102.0	87.8	198.2	206.2	108.2	79.2	15.8
24	1135.4	7.2	78.6	144.6	87.4	48.8	119.4	252.0	58.8	103.4	82.8	88.4	64.0
25	976.8	35.6	50.8	68.8	81.2	43.4	134.4	125.2	78.6	144	124	62	28.8
26	1467.6	45.8	28.2	159.8	340.4	46.0	89.4	196.8	174.0	57.2	152.6	84.2	93.2
27	1141.4	62.4	21.4	81.2	142.6	66.2	135.0	152.0	80.6	141.2	68.8	121.6	68.4
28	1264.8	45.6	84.6	39.8	156.6	105.6	118.0	92.4	140.8	240.2	85.0	63.8	92.2
29	908.0	14.2	78.4	35.6	118.8	40.2	95.8	123.4	157.8	93.4	114.6	36.4	19.4
30	1185.2	60.4	9.6	120.2	157.8	136.0	115.6	71.8	72.4	324.0	50.2	13.2	54.0
令和元	1005.6	5.0	49.2	60.2	69.2	73.2	129.8	196.0	125.2	21.0	193.6	33.2	50.0
2	1313.0	36.4	55.8	92.6	84.8	67.0	227.0	409.0	89.2	51.8	157.2	30.6	11.6
3	1393.2	41.0	36.6	98.4	92.6	166.2	93.4	191.0	323.4	153.4	58.0	51.6	87.0
4	850.4	21.0	30.0	68.4	106.0	40.6	64.0	143.4	69.2	169.8	46.4	64.8	26.8

5	1380.5	10.0	65.5	112.0	158.5	176.0	359.5	149.5	17.0	80.5	127.5	59.0	65.5
6	1672.5	40.0	106.0	184.5	141.0	235.5	235.5	211.5	199.5	43.5	154.5	119.5	1.5

資料：箕輪消防署・町気象観測データ

4 地質

長野県の地質は、糸魚川－静岡構造線（以下糸静線）および中央構造線によって大きく3つの地質区に分けられている。

（1）西南日本内帯：糸静線の西側および中央構造線の西側の地域

（2）西南日本外帯：中央構造線の東側地域

（3）フォッサマグナ地域：糸静線の東側地域

このうち箕輪町は西南日本内帯に属する。西南日本内帯に関する概略は

ア この中には飛騨山脈（北アルプス）と木曽山脈（中央アルプス）が含まれ、両山脈は第4紀以降隆起を続けている

イ 白馬岳、槍ヶ岳、姫川流域、梓川流域、木曽山地北部には、中・古生層堆積岩が分布

ウ 飛騨山地から木曽谷西部にかけては、中生代に貫入した火成岩類が分布しており、中央構造線のすぐ西側には変成岩類が見られる

エ 諏訪湖南方では、海底堆積物で緑色凝灰岩を多く含む守屋層が分布

オ 阿南付近には、昔の瀬戸内海の名残を示す化石を含んだれき岩や砂岩からなる富草層が分布

カ 焼岳、乗鞍岳、御岳などには安山岩質の火成岩が分布であり、大別すると箕輪町は天竜川の東西で地質が分かれており、西側は変成岩の地質であり東側は花崗岩の地質が多くみられる。

5 地盤

（1）長野県内の地盤の状況は次のとおり示されている。

《北信及び南信の山間地の地盤》

ローム層や粘土質又は砂質土を多少含んでいるが、地層全体を総合的にみれば良い地盤又は基礎そのものに近い岩盤と判断される。ただし、菅平高原には河床堆積物から成るやや悪い地盤がある。

（2）地盤の液状化の特徴

県内の低地部には、扇状地、自然堤防、後背湿地、現・旧河道、盛土部など液状化を起こしやすい地層が多く分布している。

県下では、長野盆地の中野市から千曲市にかけて、上田市、佐久市西部～佐久市東部、諏訪市、伊那谷の駒ヶ根市～中川村、飯田市などの砂質地盤に発生の危険性があると予想される。

6 気候

海洋から遠く隔たった内陸であり、高い山脈の間に点在する盆地性の地形のため、県の気候は内陸性を示し、高冷地性気候の特色が現われている。

また、南北に広がる広大な県域と地形の複雑性から気象も一様でなく、地域による変化も多様であるうえ、局地的な特異な気象現象が発現する。

概していえば、内陸性気候であるが、南信地方は太平洋側の気候に、北信地方は日本海側の気候に支配され、その間の地方は中央高原型の気候である。

7 自然的条件にみる災害の要因

箕輪町では、雨による災害が通年首位を占めるが、冷害、凍霜害等がもたらす農業災害も大きい。

全体的に地形が複雑急峻であり、風化、侵蝕に弱い地域が広範囲を占め、土砂の生産源となっている。そのため流出土砂が著しく、洪水の大きな要因になっている。

梅雨末期の大雨、台風等による豪雨の発生の際、複雑な地形は大災害を局地的に誘発させる。

第2 社会的条件

1 人口

町の人口は、24,342人(令和7年2月1日現在：住民税務課調べ)である。

過去の推移をみると平成7年24,048人、平成12年25,661人、平成17年26,276人と増加したものの、近年は減少が続いている。

一方、人口の高齢化も進み、65歳以上が占める割合は平成7年17.2%、平成12年18.9%、平成17年20.4%、平成22年23.6%となっているものの、国の24.7%、長野県の26.5%よりも低い高齢化率となっている。

2 産業

(1) 農林業

就業人口に見る農林業に占める割合は、約13.7%である。耕地面積は、町域の約17.8%、約1,530haで、農家1戸当たりの平均耕地面積は、約88aとなっている。

(2) 商業

全商店数は約250店、従業員数は約1,700人である。

大部分が家事従事による小規模企業であるが、大規模小売店舗が8店舗あり、その売場面積シェアは65%である。

商店は、松島地区と木下地区に集中している。

(3) 工業

事業所数は約130であり、従業員は約5,200人である。また、工業出荷額は約1,360

億円で、現在県下町村で上位から2番目と著しく伸びている。

大部分が小・中規模企業であるが、従業員が100人以上の企業は12企業である。

(4) 観光

観光地は東西の山間に集中し、アウトドア型中心であり、春・夏・秋の行楽シーズンに集中する。また、農産物を資源とする観光が定着してきている。

3 交通

(1) 道路

箕輪町における道路延長は、国道約12.5km、県道約30.8km、町道約409.9kmで、総延長約453.2kmとなっている（平成29年4月1日現在）。主な道路は東部に主要地方道伊那辰野停車場線が、西部に県道与地辰野線、町道1号線（大規模農道）および主要地方道伊那箕輪線（春日街道）がそれぞれ国道に並行して走り、その間に県道南小河内伊那松島停車場線、県道美篤箕輪線がある。

また、国道の東を並行して国道153号バイパスが抜け、町西部を中央自動車道西宮線が南北に縦貫している。

(2) 鉄道

箕輪町を通過する鉄道は、JR飯田線が中部平坦地を天竜川に沿って南北に走っており、町内に伊那松島・木ノ下・沢の3駅がある。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。町は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ、防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については十分な対応を図ることとする。

(1) 町土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。

市街部では、人口の集住、危険な地域への居住等が見られ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、建築物等の安全確保対策等を講じる必要があり、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援が必要である。

(2) 高齢者等いわゆる要配慮者の増加が見られる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

この一環として、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導

するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

- (3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられる。

これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

- (4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が懸念される。

このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

さらに、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

- (5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5節 防災ビジョン

本町では、平成15年度に「箕輪町防災アセスメント調査業務」を実施した。

今後、町民に地域の災害に対する危険性を認識していただき、防災まちづくりに対する意識啓発を目的として、要配慮者の支援、避難といった事項に関して、自助・共助・公助としてどのように対応すべきかを課題としてきた。

よって、本町においては平成18年7月梅雨前線停滞に伴う豪雨災害について、北小河内地区等で土砂災害により多くの被害が発生したことから、より地域コミュニティによる安全・安心なまちづくりの必要性を感じると共に、最近、国内外におけるゲリラ豪雨による局地的な大災害が頻発している状況から、関係機関・団体が連携して降雨観測体制の強化と具体的な確認基準の策定、迅速正確な情報伝達体制確立等が求められている。

今後、本町においては、「自助・共助・公助の連携」を防災ビジョンとし、本計画中の各現状と課題を踏まえながら、町と住民が一体となり、地域コミュニティを中心とした防災体制を構築し、本町都市計画マスタープラン（防災まちづくりの方針）における「安全・安心な市街地の形成」「自然環境に配慮した治山・治水対策の推進」「わかりやすい防災体制の整備」を推進していくことが重要である。

また、全町内の土砂災害警戒区域等の知事指定（平成26年9月25日）を受けて、令和4年に箕輪町防災ハザードマップを更新したことから、これらの活用による地域の実情を踏まえた対策が求められている。

さらに、天竜川はどのくらいの雨量を対象に整備しているのかも承知した対応が必要である。

※箕輪町上流の天竜川流域（含む諏訪湖流域）に降る2日間の総雨量で約230ミリ
（平成18年7月豪雨クラス）

箕輪町上流の天竜川流域には幾つもの雨量観測所があるが、その観測所の観測総雨量の平均値で、1箇所でも230ミリになっても、その他の箇所で230ミリを下回る状態であれば河川整備としている雨量には至っていないといえる。

第2章 災害予防計画

【全課】

第1節 風水害に強いまちづくり

第1 基本方針

本町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や町域の特性に十分配慮しつつ、県等の協力を得て風水害に強いまちづくりを行うものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強い町の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・町・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。
- 4 防災士育成及び平成24年8月発足した箕輪町防災士連絡会（名称変更30.4.16）等多様な関係機関・団体との連携を推進する。
- 5 台風災害に関しては、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした「タイムライン（防災行動計画）」（平成29年1月11日策定）を避難指示等の発令等に活用する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い町土づくり

（1）現状及び課題

箕輪町は、山岳に囲まれた急流河川、急傾斜地が多く、豪雨に際して土石流、氾濫等の被害に見舞われている。

山間部の河川は急勾配な流れであり、降雨等による急激な流量の増加と浸食、土砂の流出によりしばしば鉄砲水となり、平坦部の河川は、都市構造及び生活様式の変化により農業用水兼生活用水路用等になり、流域の構造物用に起因する流入増

加は河川の容量を超え、付近の住宅等の浸水の原因となっている。

また、山林の伐採によってできた荒廃地帯は町内流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に流送され、河床を上昇させ水害発生の要因となっている。

町は、河床の安定化、計画的な水路改修事業等を図るとともに、伐採跡地の植林、荒廃地の砂防工事を推進することが必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 総合的、広域的な計画の策定に際しては暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。

(イ) 主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

(エ) 風水害に強い町土の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。

その場合は環境や景観へも配慮する。

a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。

b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、県の土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規建築の抑制を進める。

c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成、実施等によりその適切な維持管理に努めるものとする。

(カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難、及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締

結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う人口の密集、危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により、風水害の及ぼす被害は多様化しており、一層風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちづくりの形成

- a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- b 町の地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者が円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。
- c 土砂災害警戒区域の指定を受けた区域は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達・避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、県の土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。
- d 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険箇所の指定について検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸

水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

- e 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- f 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る町及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。
- g 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。
- h 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- k 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 洪水、浸水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて移転等も促進する等、風水害に強い土地利用を推進する。

- (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供をする。
- (c) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除、施設等の建設を推進する。
- (d) 防災調整池の検討、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保を行う。
- (e) 浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項並びに浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。
- (f) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保、及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時も利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの、又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者、又は管理者から申し出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定める。
- (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (h) 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等の公表をし、安全な土地利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を促進する。

(j) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者、その他の者へ周知する。

(k) 土石流災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

(l) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策を推進する。

(m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒体制の整備を推進する。

(n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進する。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。

(o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

(p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式を推進する。

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保

- a 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
- b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- c 住宅をはじめとする、建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- d 強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。
- e 建築物等を浸水被害から防止するための対策を講じるよう努めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、上下水道、工業用水路、電気、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- c コンピューターシステムやバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、防災対策本部組織の充実を図る。
- b 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成する

よう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。
- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- j 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

（ア）風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

（イ）ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- d コンピューターシステムやバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。
- b 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

- d 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。
- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）についてあらかじめ協定を締結しておく、又輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

風水害に対する建築物の安全性

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 災害発生直前対策

【全課】

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

(1) 【町が実施する計画】

気象情報、警報等の伝達は、

第3章第1節「災害直前活動」の「気象台警報伝達系統図」

によるものとする。

(2) 【長野県地方気象台が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 住民の避難誘導体制

(1) 【町が実施する計画】

ア 町は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

平成30年2月「箕輪町避難指示等の判断・伝達基準」を策定

令和3年5月 災害対策基本法の改正により改定

令和6年4月 天竜川の避難判断水位等の変更により改定

イ 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時

滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

エ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

オ 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を、あらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第11節「避難収容活動計画」参照。

カ 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

キ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に関する情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ク 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に、避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。

ケ 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 災害未然防止活動

（１）県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を手早く開設できるよう、物資の輸送拠点の管理の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(3) 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(4) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行うものとする。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

(5) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【全課】

第1 基本方針

災害時においては、各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町、県、関係機関及び現地災害対策本部を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。
- 4 町内気象観測装置は、平成24年7月福与、北小河内、長田、富田に設置して既存消防署を含め平成26年10月1日までにすべて箕輪町ホームページへ接続。
平成27年10月には長岡へ増設し、町内6箇所体制とした。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 雨量、出水の程度等の気象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。
- (イ) 風水害による被害が、被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、町は、町、県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

(ウ) それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。

(オ) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる現地災害対策本部の体制を充実強化する。

(カ) 県及び防災関係機関、公共機関等への連絡マニュアル（必要連絡先及び電話番号、行政無線番号）を作成する。

(キ) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

(ク) 衛星携帯電話、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(ケ) 県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(コ) 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

(サ) 関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般住民への提供体制の整備を図るものとする。

また、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。

(シ) 非常時の確実な情報伝達を確保するため、移動通信回線の充実を図るものとする。

イ 【町が防災関係機関に要請する計画】

(ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

また、県等と協力し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理、要約、検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

町においては、情報伝達のため昭和 62 年度整備の防災行政無線（同報系親局及び屋外拡声子局）が住民への周知に大きな力を発揮していたが、これらの設備の老朽化等により平成 24 年度にデジタル化して平成 25 年度から運用開始。

また平成 13 年度から音声告知放送開始、平成 20 年から電子メール配信システム導入、平成 26 年度から緊急速報メール導入、平成 28 年 4 月から長野県防災情報システム等により連携した正確な情報収集伝達を図らなければならない。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進を図るが、平成24年度において、防災行政無線デジタル化により双方向性確保と通信の明瞭化を図った。

(イ) 非常通信体制の整備、通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

(ウ) 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。

a 集落と庁舎、災害現地対策本部と庁舎との双方向間の緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

b 災害に強い伝送路を構築するため、無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート等の二重化の推進を図ること。

c 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

d 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。

この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。

e 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

f 災害時に有効な携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

g 災害時の電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減等を図る観点から、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや、利用方法等の周知に努めること。

h 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

第4節 活動体制計画

【全課】

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 平成25年1月箕輪町役場と第2次避難所の小中学校へ防災倉庫設置した。
- 5 平成28年3月策定の箕輪町業務継続計画（BCP・初版）、特に「非常時優先業務の整理」の具体化を推進する。

第3 計画の内容

1 職員の体制

（1）現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

（2）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）町の実状に応じた職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職の職場近傍での確保、携帯電話など、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより、職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

（イ）災害時に講ずべき対策等を、体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機

材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(ウ) 地域の防災力の充実を図る観点から、専門的な人材の育成確保を図ることが必要であり、国等の研修機関等活用及び町の研修制度の充実、大学等の防災に関する講座等との連携など、人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

(エ) さまざまな環境下にある職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（停電時再起動システム付 J - A L E R T、以下 J - A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(オ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの機関の実状に応じた職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努める。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を、体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、県及び他市町村との応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、箕輪町防災会議を設置し、町の地域特性及び災害特性に対応した町地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、町及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

ウ 【河川管理者が実施する計画】

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

3 防災中枢機能等の確保・充実

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

また再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや、電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 役場庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し補強等を実施する。

(イ) 役場庁舎が被災で災害対策本部としての機能を果たすことができない場合は、代替施設として地域交流センターを使用する。

(ウ) 現地災害対策本部の施設（区事務所等）、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(エ) 町は土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努めるとともに、保有する施設設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備をはかり、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(オ) 風水害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、広域的な防災の連携の方策について検討する。

(カ) 災害時には、地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

(イ) 災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努めるとともに、保有する施設設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備をはかり、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が発生深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 災害対策本部実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

【町及び関係機関が実施する計画】

- ア 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を、必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。
- ウ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

町長は、町の区域に災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。

活動体制については、

- (1) 警戒一次体制
- (2) 警戒二次体制
- (3) 非常体制
- (4) 緊急体制

とし、

災害等事案に係る箕輪町の活動体制

配備体制と体制基準

災害対策本部組織図（連絡系統表）

本部室及び各部の所掌事務

は資料編のとおりとする。

本部職員腕章

(cm) (本部長用)

1.5	箕輪町
1.4	
1.4	災
1.4	
1.4	
1.4	
1.5	本部長

(cm) (副本部長用)

1.6	箕輪町
1.4	
1.7	災
0.6	
1.7	
1.4	
1.6	副本部長

(cm) (部長用)

2.5	箕輪町
1.5	
2.0	災
1.5	
2.5	部長

(cm) (班長用)

4.0	箕輪町
2.0	災
4.0	班長

(cm) (部員用)

4.5	
1.0	災
4.5	

- 備考
- 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
 - 2 文字及び円の色彩は黒色、横線の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。

箕輪町災害対策本部標札

本部

箕
輪
町
○
○
○
災
害
対
策
本
部

- (注) 1 標札の大きさは適宜とする。
2 「○○」欄は、気象名又は災害名とする。

※ 災害対策本部事務分掌については資料編へ掲載

第5節 広域相互応援計画

【全課】

第1 基本計画

災害発生時において、その規模及び状況から、箕輪町単独では十分な活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備。
- 2 県内全市町村による相互応援体制の確立。
- 3 県内外全消防本部による消防相互応援体制の確立。
- 4 県において他の都道府県等との相互応援体制の確立。
- 5 公共機関及びその他事業者等による相互応援協定の締結促進。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう活動拠点の確保。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【県、町及び関係機関が実施する計画】

ア 広域行政主体として地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。(県危機管理部)

イ 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。(県危機管理部)

ウ 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。(県危機管理部)

エ 国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有

や、各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。（県・町）

オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。（地方整備局）

カ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。（町）

キ 訓練等を通じて、応急職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。（県・町）

2 県内外市町村間の相互応援協定

（１）現状及び課題

箕輪町は東京都豊島区及び愛知県幸田町と相互応援協定を締結し、豊島区中心の12自治体と共同宣言を行った。

県内では平成8年4月1日、長野県市町村災害時相互応援協定（改正平成23年12月16日）を締結し、平成24年12月長野県と県内市町村が長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定を締結した。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。

（イ）長野県市町村災害時相互応援協定により実施する応援内容について、その内容ごとに応援に要する職員、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達、並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

また、箕輪町が応援を受ける場合の必要応援内容が、迅速に集約できるよう体制を整備する。

（ウ）備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

イ 【町が県市長会、県町村会、県消防協会に要請する計画】

県及び他の市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図る。

3 県内外全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

箕輪町は長野県消防相互応援協定に加盟し、南信地域に属している。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (イ) 各消防本部における、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。
- (ウ) 町、上伊那広域消防等連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】(県内各消防本部、県消防協会)

県及び町と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保、並びに実施する活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

5 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物資支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について、広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 町は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

※令和2年12月 箕輪町受援体制計画 策定

イ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報共有に努めるものとする。

第6節 救助・救急・医療計画

【統括・住民グループ・消防署】

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

なお、災害の規模によっては二次医療圏の地域災害医療センター（伊那中央病院）等へ協力を依頼する。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救急工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院（伊那中央病院）を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資器材の整備

（1）現状及び課題

町では、救助救急車両の整備及び運行は上伊那広域消防本部が進めている。今後もこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。消防団及び現地災害対策本部を中心とする、災害時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救助自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

（イ）車両及び応急措置の実施に必要な救急救用資機材の整備に努めるものとする。

（ウ）消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・現地災害対策本部を中心とする住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。また、平常時からこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班 1 個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。（日本赤十字社）

（イ）赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。（日本赤十字社）

（ウ）大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。（自衛隊）

2 医療用資器材等の備蓄

（１）現状と課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等 4 3 品目を県下 1 3 箇所に、衛生材料 2 4 品目を県下 6 箇所に常時備蓄するとともに、同組合及び同協会と県が平成 3 0 年 3 月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会、保健所等の関係機関において備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清、ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下 2 箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか町では、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管、管理体制の整備が必要

となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

- （ア）医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとする。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- （イ）負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実状に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。
- （ウ）町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- （ア）日本赤十字社長野県支部、上伊那医師会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- （イ）（一社）日本産業・医療・ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行う。
 - a 災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規則除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図る。
 - c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 拠点医療機関の選定

長野県市町村災害時相互応援協定上伊那ブロック等による後方医療体制について参画する。

4 災害拠点病院（伊那中央病院）を中心とした災害医療支援体制の整備

（１）現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地へ支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント

等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

災害拠点病院（伊那中央病院）を中心に、地域の医療関係団体との協定内容により連携の強化に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部、上伊那医師会、上伊那歯科医師会、上伊那薬剤師会等は、災害拠点病院（伊那中央病院）を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

注：平成25年11月、上伊那地域包括医療協議会は「上伊那地域災害時医療救護活動マニュアル」を策定

（イ）長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院はドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

（ウ）災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

（エ）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

（１）現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関等による情報伝達ルート之多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立し

ておく必要がある。

また、災害時に医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）大規模災害時集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、町消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による処置
- c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連携
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

（イ）消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に決めておくものとする。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

（エ）関係機関の協力を得て、町消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施する。

イ 【関係機関が実施する計画】

（ア）医療機関は、あらかじめ地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の

強化に努める。

(イ) (一社) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救助医療情報システム（E M I S）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第7節 消防・水防活動計画

【統括・土木グループ】

第1 基本方針

平成27年度に常備消防は広域化により上伊那広域消防本部となり、平成25年公布の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、より消防力の充実強化が求められている。これら消防を取巻く諸情勢の変化を踏まえて大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項においてあらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取り組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項についてあらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。
- 3 平成28年3月30日締結の「上伊那地域の消防団による相互応援協定」実践

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

令和6年4月1日現在の箕輪町の消防体制は、本部及び6分団、消防団員定数300名である。

また、消防力の整備指針及び消防水利の基準に対する充足率は、消防団員100%、動力消防ポンプ100%、防火貯水槽235基（耐震化率36.4%）、消火栓800基という状況である。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した地域防災計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

「町消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効

果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は重点的に取組むものとする

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。

また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで、消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利として活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行い、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実状に応じた自主防災組織の結成を促進し、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及び研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図るとともに、防災訓練の実施等により平常時から消防本部・消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防災思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防災思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防災管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実地管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るように指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収容容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属製ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動期における活動体制、及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模災害に対して、消防力の効果的

な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるように努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 火災予防計画

(1) 火災警報発令基準

気象の状況が火災予防上危険である場合、消防法第22条第3項の規定に基づき、上伊那広域連合長が発令する火災警報等の基準は次のとおりである。

ア 火災警報

(ア) 実効湿度が60%以下であり、かつ最低湿度が40%以下であって、最大風速が毎秒7mを超える見込みのとき。

(イ) 平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

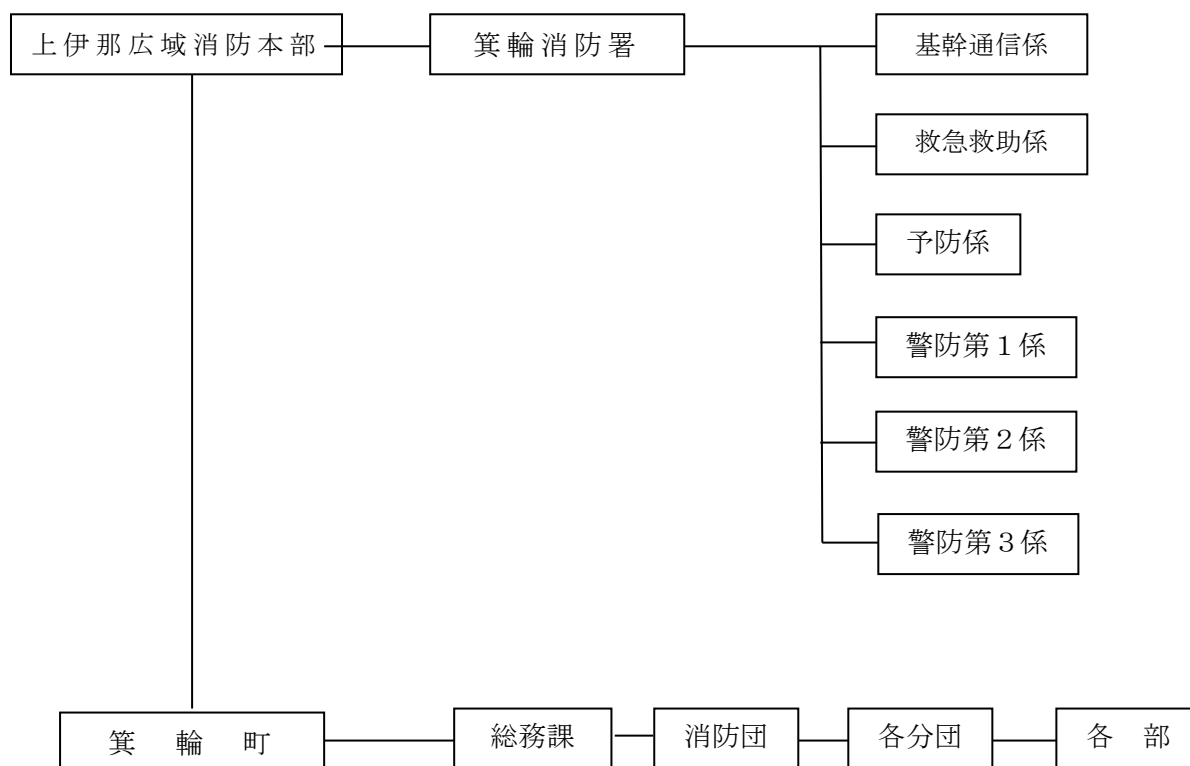
イ 火災注意報

火災警報発令基準には達しないが、火災予防上危険であると認めた場合

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

ア 警戒のための組織体制

警戒のための組織体制は次のとおりである。



イ 警戒区域の責任分担

(ア) 消防署

町全区域を中心とした上伊那広域消防本部計画による。

(イ) 消防団

消防団各分団の区域は、次の通りである。

分団名	区域
第1分団	沢、大出、八乙女
第2分団	下古田、上古田、富田、中曽根
第3分団	松島、中原
第4分団	木下
第5分団	三日町、福与
第6分団	長岡、南小河内、北小河内

ウ 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

消防団員への伝達は、防災行政用無線、みのわメイト等を通じて連絡する。

エ 規制措置等

火災警報発令時においては、一般防御計画では万全ではないので、部隊の増強等一般防御計画を基本に、いかなる火災にも対応できるよう、次の措置をとるものとする。

(ア) 消防署

上伊那広域消防本部計画による。

(イ) 消防団

消防団は、分団単位で広報・警鐘の打鳴及び巡視を実施するとともに、それぞれ関係の消防水利の点検を行い、火災発生時に直ちに出動できる態勢を整える。

(ウ) 火災警報発令時の禁止項目

- a 山林・原野への火入れの禁止
- b 花火打ち上げの禁止
- c 屋外における火遊び又は焚き火の禁止
- d 屋外における引火性・爆発性の物品その他可燃物付近での喫煙の禁止
- e 残火（たばこの吸殻も含む）、取灰又は火の粉の措置
- f 屋内の裸火使用の際の窓、出入り口等の閉鎖

オ 水利の確保

消火栓・防火水槽・用水路・河川等の水利について次により確保を図る。

(ア) 消防団・管理団体等による立ち入り調査の実施

(イ) 厳冬期・積雪期における消防団員等による管内の除雪作業及び凍結防止措置の実施（地下式消火栓内の水抜き、有蓋・無蓋防火水槽の給水管投入口の確保）

カ 消防水利施設の整備計画

消防水利施設の整備計画は、次により計画的に整備する。

キ 調査区分

各分団単位で区域内を行う。

ク 調査対象となる消防水利施設

(ア) 消火栓

(イ) 防火水槽

(ウ) 河川

(エ) 水路

(オ) プール

ケ 整備の実施

各分団は随時点検を実施するものとする。

コ 調査項目

- (ア) 所定圧力又は水量の有無
- (イ) 消防水利の故障の有無
- (ウ) 障害物件の有無
- (エ) その他火災防止上必要な事項

(3) 火災予防の充実強化

ア 火災予防運動の実施

町民等に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため、関係機関と協力して、春秋2回の火災予防運動と、夏季及び年末年始には特別火災予防運動を実施する。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

学校、公民館、病院、工場、旅館、店舗等消防法に規定する防火対象物について、防火管理者が自主的に消防計画等の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検、火気取り締まり等が十分でき得るよう指導するとともに、防火管理者を対象に講習会などを開催し、防火管理能力の向上を図る。

ウ 防火思想の知識の普及

地域住民に対し、防火知識の普及徹底を図るため、本章第32節「防火知識普及計画」に基づき行うほか、特に町広報「みのわの実」及び防災行政用無線、みのわメイト、チラシ、広報車等により随時普及啓発に努める。特に住宅用火災報知器、感震ブレーカーの設置に努める。

エ 予防査察の強化

火災発生を未然に防止するために、消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、常に対象物の状態を把握し、危険箇所の早期発見に努め、これを補完させるよう指導する。実施は上伊那広域消防本部対応とする。

査察の実施

- a 定期予防査察
- b 臨時予防査察
- c 特別予防査察

(4) 防火対象物の警戒

- ア 消防法及び関係法令に基づく検査、中間検査、完成検査の実施
- イ 現行法令に適合しない防火対象物に対する危険箇所等実施把握及び予防査察による改善指導

(5) 消防施設の整備計画

消防機械の整備は、次により計画的に整備を行う。

- ア 毎月点検

各分団は、毎月2回点検整備を行う。

(ア) 点検整備は、消防用機械器具点検整備実施要綱の定めるところにより実施する。

(イ) 機械器具に故障等があったときは、直ちに団本部に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 出動計画

この計画は消防機関が電話、その他の方法により火災を覚知したときは、次の出動基準に基づいて出動する。

ア 消防署の出動区分

上伊那広域消防本部計画による。

イ 消防団の出動区分

(ア) 第1出動

火災覚知により消防団長の指令に基づき、地元分団および隣接分団が出動する。

(イ) 第2出動

火災状況により消防団長の指令に基づき、又は現地本部からの要請により全分団出動する。

(7) 他市町村等との応援協定

隣接市町村に火災が発生した場合は、長野県中央高速道路消防相互応援協定、上伊那広域消防相互応援協定、上伊那地域の消防団による相互応援協定により、町長、消防団長の指令に基づいて出動する。ただし、隣接地区で緊急やむ得ない場合はこの限りではない。

(8) 消防力の充実・強化

「消防力の整備指針」に適合するように、組織及び消防機械器具等の充実強化を図る。また、建築物の複雑化、高層化に伴い、災害の危険度が高まっているので、防火管理制度の効率的な運用により、火災の初期体制に万全を期するため、自衛消防組織の確立を図り、必要な諸設備を整備充実するよう指導の徹底を図る。

(9) 消防水利の多様化及び適正化

「消防力の整備指針」に適合するように水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

また、災害時には、地盤の変動や水道管の損傷、電源の停止等によって消火栓の使用は困難になることが予想されるので、耐水性貯水槽の整備、水泳プール、河川等自然水利の活用など消防水利の多様化を図るものとする。

(10) 消防施設の状況

消防施設の状況は、第3章第8節「消防・水防活動」に掲げるとおりである。

3 水防計画

(1) 現状及び課題

箕輪町は天竜川、深沢川、北の沢川等水防対象となる要水防河川が15あり、出水により交通遮断が予想される橋梁及び危険道路が30近くある。

こうした状況に鑑み、大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した町水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (ア) 水防組織、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
担当区分

危険区域	担当課
土石流発生危険渓流地	建設課
重要水防区域及び危険箇所	建設課
農業用水路	みどりの戦略課

- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- (コ) 浸水想定区域内にある地下施設等の施設の名称及び所在地を公表
- (サ) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で、洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ) 地域防災計画において浸水想定区域内にある大規模工場等で、洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (ス) (コ)～(サ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体は、上記に加えて次の（セ）～（ツ）の事項を実施する。

- （セ）水防機関の整備
- （ソ）水防計画の策定
- （タ）水防協議会の設置
- （チ）水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓

発

- ・災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- （ツ）水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等、水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。
- （テ）要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する助言・勧告

イ 【要配慮者利用者施設の所有者又は管理者が実施する計画】

- （ア）浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- （イ）浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第8節 要配慮者支援計画

【総務課・福祉課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育、介護力の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

なお、箕輪町には多くの外国籍町民が在住していることから、言葉の障害による要配慮者としての対策に十分考慮するとともに、近年要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあることから、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。また避難行動要支援者名簿の取り扱いについては個人情報保護に細心の配慮を行う。

重点課題は次の事項である。

○ 避難行動要支援者名簿の作成等

平成25年6月21日施行の災害対策基本法の一部改正により定められ、平成27年8月30日付で作成した避難行動支援者名簿の更新と運用。

○ 要配慮者利用施設対応

平成29年6月29日施行の水防法・土砂法の一部改正により、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化された。

○ 個別避難計画の作成

令和3年5月10日、災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化された。

1 要配慮者・避難行動要支援者

- (1) 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者を言う。
- (2) 避難行動要支援者とは、災害時又は災害の発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを言う。

2 避難行動要支援者名簿の作成・更新等

（１）避難行動要支援者支援に関する計画の作成

改正災害対策基本法 49 条の 10 第 1 項により、町長は箕輪町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施していかなければならない。なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い長時間（概ね 4 時間以上）の停電が生命維持にかかわる※『児・者』については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

（２）名簿に登載する者の範囲

災害対策基本法の趣旨から避難行動要支援者名簿に登載する者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ア 介護認定区分が要介護 3 から要介護 5 の者
- イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者
- ウ 療育手帳 A 1 又は A 2 を所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- オ 障害者総合支援法による障害福祉サービスのうち、介護給付を受けている難病患者
- カ 75 歳以上のひとり暮らし又は 80 歳以上の高齢者のみの世帯の者
- キ 前各号に掲げる者のほか、災害が発生する恐れがある場合に自らが避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者として申し出のあった者で町長が認めた者

（３）名簿の記載事項

災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項による。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ その他町長が必要と認める事項

（４）名簿作成に関する役割分担

名簿作成にあたっては、箕輪町が箕輪町社会福祉協議会、箕輪町民生児童委員協議会及び自主防災組織など、避難支援等関係者となるものと連携を密にして作成する。

（５）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

個人情報の収集は本人からの収集が原則であるが、災害対策基本法第49条の10第3項及び4項において、要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用でき、必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して要配慮者に関する情報の提供を求める。

（６）名簿の更新及び管理に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿について1年を目安に更新する期間や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。また庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

（７）名簿の活用

平常時における名簿活用は災害対策基本法第49条の11第2項により、本人の同意のもと避難支援等関係者に名簿情報を提供することとなっているため、町は郵送や個別訪問等により、名簿情報の提供について書面又は口頭で意思確認を行う。重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得るものとする。

災害発生時や発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第49条の11第3項により必要な限度で避難支援等関係者に名簿情報を提供できる。

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の11第2項に例示されている。

上伊那広域消防本部、箕輪町消防団、伊那警察署、箕輪町民生児童委員協議会、箕輪町社会福祉協議会、各地区の自主防災組織や避難支援等の実施に携わる関係者とするが、町は避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握し、地域に根ざした幅広い団体の中から、地域の実情により決定していくものとする。

（８）要配慮者支援計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら、災害時住

民支えあいマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

(9) 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(10) 個人情報保護

作成、保管、活用に当たっては、改正災害対策基本法により法的根拠が与えられたが、個人情報保護と守秘義務には十分な配慮をもって行う。

- ・避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分など避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとし、個人情報が無用に共有、利用されないようにする。
- ・災害対策基本法第 49 条の 13 に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明する。
- ・避難行動要支援者名簿の保管は施錠可能な場所とし、必要以上の複製はしない。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定する。
- ・名簿情報の取扱い状況の報告を求める。

3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

町は、災害時において空振りを恐れず、高齢者等避難、避難指示を適時適切に発令するとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール、ケーブルテレビ、広報車など多様な手段の活用により、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
- ・同じ障がいであっても、情報伝達の方法等は異なることに留意する
- ・高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について特に配慮する

（２）避難行動要支援者の避難支援と安全確保

発災時に、避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、避難行動要支援者の避難支援を行うものであるから、町は地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮しなければならない。

避難支援等関係者の安全確保については、平素から避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが必要である。

4 個別避難計画の作成・更新等

（１）個別避難計画作成の努力義務

町は、町の地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった、地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成を進める。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（２）個別避難計画の事前提供

町は、町の地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（３）避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（４）地区防災計画との調整

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第２ 主な取組み

- 1 在宅避難行動支援者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍町民等、観光客等のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第３ 計画の内容

１ 在宅者対策

（１）現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、避難行動要支援者が、自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施設等との連携の下に行う必要がある。

（２）実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

（ア）指定避難所の整備

県及び町は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

（イ）防災教育・防災訓練の実施

県及び町は、要配慮者が自ら対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（ウ）応援体制及び受援体制の整備

県及び町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応が出来る体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援申請を行う場合に備え、予め連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

（エ）避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び町は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

イ 【町が実施する計画】

（ア）緊急通報装置等の設備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

（イ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

町は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO、ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

（ウ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

(エ) 支援者協力体制の整備

町は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO、ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるため防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

(ア) 非常災害時の整備

県及び町は、社会福祉施設等に対し介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や、災害時に取るべき行動について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、町は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

なお、現在は社会福祉施設へ要配慮者（避難行動要支援者）を収容できるよう協定を締結している。

(カ) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全確保が円滑に行われるよう指導する。

(キ) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備について、あらかじめ調整するよう指導する。

(ク) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や、避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者

又は管理者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(ケ) ホテル・旅館等の確保

町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう、担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は、災害救助法の制度周知等、必要な支援に努めるものとする。

イ 【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び町の指導の下に介護保険法令等に基づき、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等にとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や、災害時に取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付き車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を決め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織と

の間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

(カ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備について、あらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

(キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(ク) 医療機関においては、県、町及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

3 外国籍町民、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍町民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。このため、外国籍町民に配慮した避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。また、滞在地の地理に不案内な観光客に対しても緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

(ア) 外国籍町民の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど、外国籍町民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(イ) 指定緊急避難所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍町民等や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍町民等の参加推進などを通じて、外国籍町民等に対する防災知識の普及を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。

(カ) 外国籍町民の状況把握及び支援体制の整備

箕輪町区域内における外国籍町民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍町民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍町民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

(イ) 医療機関においては、外国籍町民等に対する応急救護体制の整備を図る。

4 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や、避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

イ 【町が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

町は浸水区域の指定があったときは、地域防災計画において少なくとも浸水想定区域ごと、洪水予報等の伝達方法、指定避難場所その他洪水時の円滑且つ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項について定めるものとする。

また町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものも含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして、地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成、変更したときは遅延なく町長へ報告する。

第9節 緊急輸送計画

【総務課・建設課】

第1 基本方針

大規模な風水害が発生した時には、緊急救助活動、消火活動、各種救護活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生時に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

箕輪町の道路は、南北に国道、県道、中央自動車道と幹線道路が多く、これを結ぶ東西の幹線道路がある。

現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

伊那警察署及び交通安全協会等と協議し、地域の実状に合った区域内交通確保計画を策定する。発災時等に人流、物流が途絶することがないように、迂回ルート、代替・補完施設の確保等に十分配慮し定める。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述の「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について特に配慮する。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画（地方整備局・東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社）】

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、迅速な緊急救助活動と効率的な救援物資輸送等を行う必要がある。道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 拠点ヘリポートは、次の場所を指定する。

- 箕輪町営上古田運動場（大型）
- 番場原公園第二グラウンド（大型）

なお、上古田運動場は冬期スケートリンクとなる。

(イ) 物資輸送拠点は次の施設を指定する。

- 箕輪町民体育館（ながたドームは避難所代替、物資保管などの対策の総合センターとする）

(ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ 【ヘリコプター保有機関が実施する計画】

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実施調査を推進する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても検討しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておくものとする。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への輸送事業者等の参加、物資の輸送拠点における輸送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保

できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料についてはあらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対しての周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。

- a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
- b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
- c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
- d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

(イ) 社団法人長野県トラック協会、社団法人長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送共同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

4 緊急通行車両等の確認

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておくものとする。

(2) 実施計画

【県警本部が実施する計画】

災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認により緊急通行車両等の確認を行う。

第10節 障害物の処理計画

【建設課】

第1 基本方針

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることか予想される。そのためこれらの所有者又は管理者は常日頃から点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど有事に備える。

なお、平成26年災害対策基本法の一部改正により、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策が創設されたので制度と実践の周知に努める。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。
- 3 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策については、平素から訓練等において車両等の移動の流れを習熟する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソー等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。障害物の一時集積場所は、番場グラウンドとする。

緊急輸送道路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は町が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

(イ) 緊急輸送道路とされている基幹農道について、障害除去対策の整備を図る。

(ウ) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整と体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行

うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

(イ) 部内規程の定めるところにより、巡回の強化を図る。

第11節 避難の受入活動計画

【住民・土木・教育グループ】

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講じることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合には、危険な区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染症対策については、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図る。

なお、男女共同参画の視点からの避難計画に関しては、平成25年5月内閣府男女共同参画局の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」及び避難所チェックシートを活用を図る。

- 2 安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。

災害対策基本法に定める「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」については

- 平成26年10月30日指定避難所24箇所を町長が指定した。
- 平成30年3月20日指定避難所（福祉避難所）7箇所を町長が指定した。
- 平成30年11月27日指定避難所9箇所を町長が指定した。
- 令和6年4月1日指定避難所1箇所を町長が指定した。

- 3 応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。
- 5 被災者等への的確な情報伝達を行うと共に、指定避難所からの情報手段として設置した、N T Tの災害時特設公衆電話（発信無料）の運用を図る。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

- (ア) 避難指示等が発令された場合の安全措置としては、指定緊急避難場所への移動等を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (イ) 町が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- (ウ) 県及び町は、避難場所、避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。
- (エ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (オ) 県及び町は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。
- (カ) 地域振興局及び町は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

イ 【町が実施する計画】

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
 - a 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
 - b 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

(イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

また躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

a 避難指示を行う判断基準及び伝達方法

b 高齢者等避難を伝達する判断基準及び伝達方法

(避難指示、高齢者等避難については第3章第12節を参照)

c 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

d 避難場所への経路及び誘導方法

e 避場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(a) 給食措置

(b) 給水措置

(c) 毛布、寝具等の支給

(d) 衣料、日用品の支給

(e) 負傷者に対する救急救護

f 避難場所の管理に関する事項

(a) 避難収容中の秩序保持

(b) 避難住民に対する災害情報の伝達

(c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(d) 避難住民に対する各種相談業務

g 広域避難地等の整備に関する事項

(a) 収容施設

(b) 給水施設

(c) 情報伝達施設

h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(a) 平常時における広報

○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○ 無線放送、音声告知放送等住民に対する巡回指導

○ 防災訓練等

(b) 災害時における広報

○ 無線放送、音声告知放送、広報車、緊急メール配信による広報

○ 避難誘導員による現地広報

○ 住民組織を通じた広報

なお、町は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど必要な準備を整えておくものとする。また、避難時の周囲の状況等により屋内に留まった方が安全な場合等、やむを得ないときは緊急安全確保を講ずべきことも留意する。

(ウ) 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、保健福祉事務所（福祉事務所）、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

- a 所在、援護の要否等の状況把握
- b 配慮すべき個々の態様
- c 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- d 災害発生時の安否の確認
- e 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画
- f 情報提供手段
- g 配慮すべき救護・救援対策
- h 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、要配慮者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど、警戒避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や、安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業に対して、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(オ) 町は居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることができる体制の整備を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。

(イ) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。

(ウ) 要配慮者の利用する施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者利用施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から避難指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

エ 【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

①指定緊急避難場所への立退き避難

②「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

③「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋）等への移動

b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）

c 家の中のどこが一番安全か

d 救急医薬品や火気などの点検

e 幼児や老人の避難は誰が責任をもつか

f 避難場所、避難路はどこにあるか

g 避難する時、誰が何を持ち出すか 非常持ち出し袋はどこに置くか

h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか

i 昼の場合、夜の場合の家族分担

(イ) 避難訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 避難場所での生活に必要な最低限な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

2 避難所等の確保

(1) 現状及び課題

箕輪町においては、避難場所を指定しているが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及

び要配慮者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

指定避難所は別資料のとおりとする。

(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

(イ) 指定避難所の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては、当該施設に避難することが不相当である場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(オ) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

(カ) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(キ) 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定

避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(ク) 町が全域的に被災する場合、又は避難場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。なお、設備の整備に当たっては、電気、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生・感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。(サ) 指定避難所における、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど災害要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備等の整備に努めるものとする。

(シ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。

(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガス等の常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。

なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープ

の設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

(タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として設備を図るものとする。

(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、「長野県避難所TKBスタンダード」等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

(ナ) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(ニ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(ヌ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設についての避難場所の指定に協力する。

(イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導す

るため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び町は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
- (イ) 応急仮設住宅の建設用地は町営グラウンドとし、更に建設する場合は、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。
- (ウ) 町は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 町は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、保育園、小学校、中学校、高等学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定め

ておく必要がある。

(2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。

ア 防災計画

(ア) 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。

なお、この計画作成にあたっては、町、伊那警察署、消防署及びその他の関係機関と十分に協議する。

(イ) 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「県教委」「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、次の事項を定めておくものとする。

- a 風水害に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 県教委、町教委、町、伊那警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物含む）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報実施
- o 風水害時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や、遊具等が風水害の作用によりどのような破損になりやすいか留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下防止等の防災の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等の校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 現状及び課題

災害情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- (イ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

6 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

指 定 避 難 所

開設した指定避難所に担当職員を常駐させ、自主防災組織、日赤奉仕団等の協力を得て避難者の救助に当たる。

- 指定第1次避難所（R4.4.1 現在 15 箇所）
- 指定第2次避難所（R6.4.1 現在 19 箇所）
- 指定福祉避難所（R4.4.1 現在 7 箇所）

施 設 名	責任者	関係地区名	備 考
沢公民館	区長	沢	指定第1次避難所
大出コミュニティセンター	〃	大出	〃
北西部多目的センター	〃	八乙女	〃
下古田公民館	〃	下古田	〃
上古田公民館	〃	上古田	〃
中原公民館	〃	中原	〃
松島コミュニティセンター	〃	松島	〃
木下公民館	〃	木下	〃
富田公民館	〃	富田	〃
中曽根公民館	〃	中曽根	〃
三日町公民館	〃	三日町	〃
福与公民館	〃	福与	〃
長岡公民館	〃	長岡	〃
南小河内公民館	〃	南小河内	〃
北小河内公民館	〃	北小河内	〃
箕輪中部小学校	町長	通学区に準じる※	指定第2次避難所
箕輪北小学校	〃	〃	〃
箕輪西小学校	〃	〃	〃
箕輪東小学校	〃	〃	〃
箕輪南小学校	〃	〃	〃
箕輪中学校	〃	〃	〃
箕輪町社会体育館	〃	利用可能地区に準じる※	〃
箕輪町藤が丘体育館	〃	〃	〃
箕輪進修高校第二体育館	〃	〃	〃
沢保育園	〃	〃	〃
上古田保育園	〃	〃	〃
松島保育園	〃	〃	〃
木下保育園	〃	〃	〃

三日町保育園	町長	利用可能地区に準じる※	第2次指定避難所
東みのわ保育園	〃	〃	〃
長田保育園	〃	〃	〃
いきいきセンター・サンライズ	〃	〃	〃
箕輪町防災交流施設	〃	〃	〃

指 定 福 祉 避 難 所

施設名	責任者	種別	受入対象者
特別養護老人ホームグレイスフル箕輪	管理者	老人福祉施設	高齢者
生協総合ケアセンター みのわ	〃	〃	〃
ケアセンター ふれあいの里	〃	〃	〃
別養護老人ホーム みのわ園	〃	〃	〃
箕輪町デイサービスセンター ゆとり荘	〃	〃	〃
介護老人保健施設 わかな	〃	〃	〃
箕輪町障がい者支援センターふれんどわーく	〃	障がい者施設	障がい者

※「指定福祉避難所」は、受入対象者とその家族のみが避難する。

※小学校・中学校・高等学校・社会体育館の運営基準等については検討。

※指定避難所については、平成25年の災害対策基本法の一部改正で規定。

- 1 指定第1次避難所において避難者の収容が困難な場合に、指定第2次避難所を開設する。
- 2 指定避難所はいかなる避難者も受け入れるものであり、その運営は区長及び役員の協議に基づいて行う。
- 3 収容人員の報告

住民グループ長は指定避難所の状況を常に把握し、その状況を関係各部の班長に通知する。

避難所				電話	責任者
総 数	内 訳			救護を要する者の状況及び人員	その他
	大 人	子ども	乳幼児		
人	人	人	人	人	人

避 難 地

災害が予想され、又は起こった場合一時的に避難する場所をいう。

(場所)

箕輪中部小学校校庭

箕輪北小学校校庭

箕輪西小学校校庭

箕輪東小学校校庭

箕輪南小学校校庭

箕輪中学校校庭

箕輪進修高等学校校庭

箕輪町役場駐車場

木下一の宮公民館庭

長田保育園園庭

八乙女グラウンド

福与農村運動公園グラウンド

イオン箕輪店南側駐車場

みのわテラス駐車場

ベルシャイン伊北店駐車場

ベルシャイン箕輪店駐車場

第12節 孤立防止対策

【総務課】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、集落が孤立することが考えられるため、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

箕輪町においては、移動系無線設備及び同報系無線設備が整備されているが、今後、両無線設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努めるものとする。

(2) 実施計画

- ア 各現地災害対策本部の移動系無線設備について拡充を図る。
- イ 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。
その際、停電でも通信が確保できるシステムとする。
- ウ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図るものとする。
- エ 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
- オ 東日本電信電話（株）等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話

等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町道の災害予防対策を推進するものとする。

イ 【住民が実施する計画】

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。

孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。

(イ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

イ 【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

（１）現状及び課題

大規模災害時には、多くの現場で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要となるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

ア 災害の発生時には、地域住民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減・防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの町は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づいて自主防災組織を結成し、また町は、その育成強化を図る。

イ 事業所は地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが必要である。

ウ 町は地域の自主防災組織相互間の応急体制を確立するよう指導する。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

- （ア）全地区における組織結成を推進するものとする
- （イ）災害時の活動要領について、毎年度始めに徹底を行うものとする
- （ウ）活動用資機材の整備充実を行うものとする

イ 【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

（１）現状及び課題

孤立が予想される地域毎に、最低１箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

孤立が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮する。

イ 【住民が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄調達計画

【福祉課】

第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発生直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とし、町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的自治体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を定め、食料の確保の体制を整える必要がある。

また、応急用食料の調達・供給については、不測の事態に備えた体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう十分に周知啓発を行う。

また、国や関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。

- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 アレルギー食は、多種にわたり備蓄が困難であることから、個々が個々の疾患にあった非常食を確保することを基本に、発災時に協定先や新規調達先からの確保体制確立に努めるとともに、避難所での食物アレルギー患者への対応も踏まえたマニュアル作りを行う。
- 4 初期の対応に必要な量の食糧品等を備蓄するほか、食糧品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

- 5 平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。

第3 計画の内容

- 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の備蓄については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保

する必要があるが、防災の第一次的責任を有する町は、それぞれの地域の実状を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者の要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

必要量や確保の方法等については、箕輪町地域防災計画等で定める。

（イ）他の地方公共団体等との災害時に相互救援協定の締結を図るものとする。

（ウ）非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。

（エ）住民、企業等に対して、防災訓練等の機会を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。

また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

（オ）県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

農林水産省（総合食料局）

（ア）農林水産省総合食料局長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章の1の第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。

（イ）政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておく。

ウ 【住民が実施する計画】

「自らの安全は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要のものが望ましい）を非常時に持出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

エ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて食料の備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られている。

これらの協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、町の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を、住民に供給するための体制を整備する。

イ 食料の供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

第14節 給水計画

【水道課】

第1 基本計画

飲料水等の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水場の貯留水並びにペットボトル水とし、調達体制は稼動できる浄水場並びに洗浄水の確保が可能なプール等にてろ水器を設置し製造を行う。

被災していない近隣市町村（水道事業者等を含む。以下同じ）による応急給水活動による飲料水等の確保を図る。このほか、町は被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

災害発生時より水源・浄配水池及び送配水管に異常をきたした場合、水道法により給水停止をする。

したがって、復旧までの間、応急給水で対処する。災害時の給水活動は道路災害や交通渋滞などにより、大変困難が予想されるが、できる限り応急給水に対処する。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車・給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

（1）現状及び課題

現在、箕輪町には10箇所の配水池のうち7箇所において、緊急遮断弁が設置されていない。

今後、配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大の費用が必要である。

(飲料用水の水源)

飲料水が不足した場合における補給水源は次による。

(単位: m^3)

所在地	一日の取水可能量	備考
大 原	4,855	広 域 2,305 北 島 2,550
長 田	3,155	広 域
富 田	783	広 域
福 与	918	広 域
上 古 田	681	
桑 沢	530	

(2) 実施計画

ア 【水道事業者(町)が実施する計画】

- (ア) 配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
- (イ) 応急給水に関する行動指針を作成する。
- (ウ) 県や住民が実施する事項に協力・支援を行うほか、他の水道事業者等と相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立する。
- (エ) 応急給水に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (オ) 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
- (カ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

イ 【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ペットボトル水等による飲料水の備蓄を努めるものとする。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

ウ 【県下の水道事業者(公営)の整備の現状】

平成31年4月1日現在、県下の水道事業者には給水車48台、給水タンク350個、ポリタンク等3,156個、ろ過器30器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。

2 初動体制

- (1) 箕輪町災害対策本部水道課長の指示により、水道課職員は本庁へ参集する。
- (2) 参集した職員は、直ちに被害状況の把握をする。必要に応じて班編成をする。
 - ア 中央監視装置が正常に作動しているときは、接続している配水池の状況をテレメーターにより確認する。
 - イ 上伊那広域水道用水企業団と連絡を取り、受水状況の把握をする。
 - ウ 全般的な被害を調査するため、巡回点検をする。
 - エ 住民からの情報収集に努める。
 - オ 管径 75mm 以上の送・配水管・導水管破損等による漏水が発生した場合、断水の状況や範囲、また火災の発生の有無を確認し、制水弁を閉じて水害を防ぐと同時に仮設配管通水の手配を別項の要領で行う。

3 情報の整理

- (1) 配管図に被害箇所を明示する。
- (2) 被害状況の調査結果や記録・写真等の様式を作成し、資料として整理する。
- (3) 情報整理ができたなら、応急復旧対策を検討し、その内容を災害対策本部長に報告する。なお、住民にその内容を広報する。

4 飲料水の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び供給課題

現在、箕輪町には、給水車 1 台 (2,000ℓタンク搭載)、給水タンク 2 個 (1,000ℓ 1 個、500ℓ 1 個) が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては不足が予想される。

(2) 実施計画

【水道事業者（町）が実施する計画】

- ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

5 非常事態発生の給水対策

(1) 長時間の停電による場合

ア 断水配水池系

上古田配水系（上古田・中原）、富士山配水系（大出山口・沢長田）、旧富田配水

系（富田）、南小河内配水系（南小河内・北小河内の一部）・郷沢配水系（福与郷沢・中村）・一の宮配水系（木下一の宮）

イ 断水世帯数（給水制限を含む）

1,700 世帯 4,600 人

ウ 対策

- （ア）北島水源は自家発電機を稼働させ、揚水ポンプの運転をする。
- （イ）上伊那広域水道用水企業団からの受水は可能である。（大原・長田・福与・富田）
- （ウ）給水車により給水をする。（2,000ℓ搭載 1 台）
給水タンク 2 個（1,000ℓ 1 個、500ℓ 1 個）

給 水 目 標 水 量

- 1 第1段階
生命維持に必要な水量として 1 人 1 日 3ℓ 程度、混乱期の 3 日間とする。
- 2 第2段階
炊事、洗面等の最低生活を営むための水量 1 人 1 日 20ℓ、約 10 日間とする。
- 3 第3段階
若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量、1 人 1 日 250ℓ 程度

- （エ）給水拠点（避難地、避難場所）毎の給水を基本にし、町民等の水の運搬距離が短くなるようにする。
- （オ）病院、福祉施設への給水を早期にする。
- （カ）箕輪町において飲料水の輸送の困難なときは、隣接市町村又は地方事務所に要請する。
- （キ）ポリタンク等の給水用具を配布する。（備蓄目標 ポリタンク 200 個 給水袋 10,000 袋）

（2）街部（松島、木下）地区が災害により故障の場合

ア 断水配水池系（給水制限を含む）

- （ア）大原（松島、木下）
- （イ）福与（福与、三日町、木下一部）

イ 断水世帯数

4,600 世帯 11,700 人

ウ 対策

- （ア）北島水源の自家発電機を稼働させ取水し、給水車により給水する。
- （イ）長田、南小河内、上古田、富田、一の宮、福与の配水池により給水する。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

【福祉課】

第1 基本計画

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・供給体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布等）
- (2) 衣類（下着、靴下、作業着等）
- (3) 炊事用品（なべ、包丁、カセットコンロ、カートリッジボンベ等）
- (4) 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ、携帯トイレ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

地域の実状に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時に生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把

握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

(イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

イ 【町が関係機関に要請する計画】

関係機関は、必要な生活必需品の備蓄を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、乾電池等）の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。

また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

(ア) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。

(イ) 輸送手段、集積場所等について関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

【くらしの安全安心課・上伊那広域消防本部】

第1 基本方針

災害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設、又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

危険物の施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害等によって生ずる影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて改修、改造移転等の指導、助言を行い安全性の向上を図るものとする。

c 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(オ) 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、災害による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【警察本部が実施する計画】

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E 事務検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者に対する指導を一層徹底する必要がある。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所（保健所）等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。よって、実態を確認し対応を図る。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

実態を確認し、次の対応を図る。

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 消防機関に地域の実状に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(現状及び課題)

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、災害時においてこれらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより、石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(現状及び課題)

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置をとり、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。また、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

第17節 電気施設災害予防計画

【電力会社】

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画】

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

電力会社との連携を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておく。

(イ) 中部電力は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について協定しておく。

(ウ) 県及び地域振興局、町に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

(エ) 県・町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第18節 液化石油ガス施設災害予防計画（L P ガス）

【ガス会社】

第1 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要がある。

また、災害時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

第2 実施計画

【県及び町が実施する計画】

- 1 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒防止措置を徹底するよう指導する。
- 2 災害発生時における燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生並びにガスメータ下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断機（マイコンメータSを含む）の設置について、液化石油ガス販売事業者を把握する。
- 3 災害発生時における容器周辺の配管等から大量のガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。特に学校・病院等の公共施設、地すべり、土砂崩れ発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等は優先的に設置するよう指導する。
- 4 災害発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報を実施するとともに液化石油ガス販売事業者等に対しても、一般消費者に対する周知を確実にを行うよう指導する。
- 5 災害発生時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急出動体制の確立及び連絡手段の構築を図るよう、(一社)長野県L P ガス協会に要請する。
- 6 液化石油ガス一般消費先に対し、効率的な緊急点検を実施するため、消費先の巡回順路をあらかじめ定めるとともに、住宅地図を整備するよう、(一社)長野県L P ガス協会に要請する。
- 7 緊急点検等に必要な資機材を整備し、必要に応じて備蓄するよう、(一社)長野県L P ガス協会に要請する。
- 8 埋設管、集合供給設備等については、配管図面を整備し、災害時に直ちに使用できる状態にしておくよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- 9 災害時にとるべき行動・作業等についてのマニュアルを整備し、従業員等に熟知させるよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。

- 10 集中監視システムの設置促進について液化石油ガス販売事業者を指導する。
- 11 災害時等における指定避難所等への臨時供給及び設備の応急復旧に対応できる体制並びに仮設住宅等への臨時供給体制について、他支部及び他県の応援を得る場合を含め、事前に整備しておくよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。

特に冬期については、一刻も早い供給が必要になるため、積雪時、渋滞時等に対応できる臨時供給方法とするよう要請する。
- 12 災害時に指定避難所となる学校・病院等の公共施設の管理者に対し、自己管理に万全を期し、より安全性の高い対策を講じるよう要請する。
- 13 消防、警察等関係機関との情報連絡等体制を確立しておくよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- 14 町の液化石油ガス保安対策会議関係機関相互の連絡提携により、防災対策を推進するための情報交換を行う。

第19節 上水道施設災害予防計画

【水道課】

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

ア 【水道事業者が実施する計画】

(ア) 県企業局が実施する計画

- a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。
- b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。
- c 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。
- d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。
- e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

- f 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- g 復旧資材の備蓄を行う。
- h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。
- i 予備電源の確保を図る。

(イ) 町が実施する計画

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 他水道業者相互の緊急連絡網の整備促進を図るものとする。
- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

第20節 下水道施設災害予防計画

【水道課】

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことができない重要な施設である。

近年の市街化の進行に伴い、住宅地域における緑地、空き地が減少し、道路、宅地が増加する傾向にある。そのため、地下への雨水浸透が少なくなり、短時間に大量の雨水が流出する状況にあることから、雨水による浸水の危険性はますます増大している。

このような住宅地域に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行う、いわゆる内水排除は、下水道の目的の一つであり、雨水整備を促進することにより町民等の生命、財産を守り、安全なまちづくりを進める。

第2 主な取り組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備により雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 5 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 雨水排除整備の促進

(1) 現状及び課題

汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式であり、公共用水域の水質保全、生活環境の改善という面から、汚水が先行整備されてきている状況にある。

そのため、今後汚水渠の整備とともに雨水渠の整備が必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

当面の雨水排水事業対策は、早期的な防災レベルの向上を目指し、防災拠点、浸水想定区域、住民要望などが集中している区域の問題を解決するために、放流先の流下能力で問題がない天竜川直接流域においての水路等の整備を進める。

2 雨水流出抑制型下水道の整備

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、雨水の流出量を抑制し、地下水かん養を図る必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行うものとする。

3 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や、災害対策要領等を策定するものとする。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請することができる。

4 緊急用、復旧資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用資機材が必要となる。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳には、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調整・保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被害を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

【総務課】

第1 基本計画

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。

これらを防止するよう各機関が未然の予防措置を講じる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 町は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 東日本電信電話株式会社は通信手段の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 6 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会と連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

箕輪町においては、移動系無線設備及び同報系無線設備が整備されている。

今後、両無線設備の災害対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

設備の風水害への安全性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

3 通常の状態における通信連絡

災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

町内の通信

ア 町防災行政無線

イ 消防無線

ウ NTT電話

エ みのわメイト

オ ケーブルテレビ

4 非常時における通信の確保

(1) 公衆電気通信施設の利用

非常災害時においては、災害に関係した緊急措置を要する内容の電報又は公衆電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常電報」又は「非常電話」としていかなる通信よりも優先して取り扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に関係した緊急措置を求めるものでなければならない。

(2) 非常無線通信の利用

非常災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常無線通信により防災業務を遂行する。

5 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や生活への支障を除去するため、住民等に対し

て迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図るものとする。

イ 【東日本電信電話（株）等の電気通信事業者が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

（ア）被災状況の早期把握

県及び町内防災機関等との情報連絡の強化を図る。

（イ）通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散設置する。
- c 通信ケーブルの地中化を推進する。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

6 放送施設災害予防

（１）現状及び課題

非常災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため、平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

（２）実施計画

【放送施設が実施する計画】

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）等の補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

7 警察無線通信施設災害予防

（１）現状及び課題

風水害による長期停電に備え、伊那警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、2ルート化及びグループ化を完了し、信頼性の向上を図っている。

（２）実施計画

【警察本部が実施する計画】

- （ア）県警本部通信施設の機器損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器保管場所の整備を図る。
- （イ）被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。
- （ウ）災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。

8 道路埋設通信施設災害予防

（１）現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊する恐れがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため、架空から地中化を進める必要がある。

（２）実施計画

【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第22節 鉄道施設災害予防計画

【鉄道会社】

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講じるものとする。

また、施設、設備の安全際を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

(2) 【東海旅客鉄道株式会社が実施する計画】

東海旅客鉄道株式会社の一次対応は伊那市駅であるが、駅窓口対応は設けていない為、本社サービスセンター(050-3772-3910)対応となる。

なお、伊那松島駅には当町の携帯型無線機が配備されている。

ア 施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施する。

イ 職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画を取る。

ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携を取る。

（３）【北陸信越運輸局が実施する計画】

ア 鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

イ 鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。

ウ 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。

エ 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。

オ 関係機関との連携を図る。

第23節 災害広報計画

【企画振興課】

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを、事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

（1）現状及び課題

災害時には、住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に、情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報は、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設の整備を図ることが重要である。

（2）実施計画

ア 【町が実施する計画】

- （ア）被災者及び住民からの問い合わせに対する専用の窓口や専用電話、ファックス、パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- （イ）有線テレビジョン放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- （ウ）Ｌアラート（災害情報提供システム）、町のホームページ等を利用し、住民に対

して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

(エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。

(オ) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや、利用方法等の周知に努めるものとする。

イ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び町と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供

(1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておくよう努める。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

3 広報の内容

- (1) 予報警報及び情報
- (2) 被害情報
- (3) 住民に関する避難指示事項
- (4) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (5) 災害救助活動状況

- (6) 電信・電話の通話状況
- (7) 県、警察、自衛隊等関係機関の対策状況
- (8) 応急対策状況
- (9) 電力・水道・ガスなどの状況及び対策状況

4 広報活動の方法

広報は、各種情報をいち早く町民等に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要な事項であり、二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、救護所や医療機関の状況、避難指示、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害について、被災者のニーズを把握し、防災行政無線を利用するほか、広報車による巡回、広報紙の発行等により伝達する。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

【統括・土木グループ】

第1 基本計画

箕輪町はその地形、地質から土砂災害等が発生する危険性がある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念されるところであるが、平成26年9月25日町内全域の土砂災害警戒区域等の知事指定(土砂災害警戒区域187箇所指定で計196箇所、土砂災害特別警戒区域163箇所指定で計169箇所)が完了した。さらに平成27年1月施行の土砂災害防止法の一部改正等により土砂災害警戒区域について避難場所・経路・避難訓練に関する防災計画や区域内の社会福祉施設・学校・医療施設等に対する土砂災害警戒情報伝達等の策定が求められていることから、具体的かつ総合的な対応を推進しなければならない。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害警戒区域等危険箇所指定については、住民説明会を実施した上で行っているが、町ホームページ、防災マップ全戸配布、出前講座、特別警戒区域内の固定資産税減額評価など、各種広報媒体や各種機会を効果的に活用して、危険箇所と対策について周知徹底を図る。
- 2 土砂災害特別警戒区域については、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事、特別警戒区域からの移転や、代替家屋建設についての支援計画策定を推進するとともに、災害発生のおそれある場合の早期実態把握や、早期情報伝達体制など適切な警戒避難体制の整備を図る。

特に要配慮者利用施設が所在する土砂災害危険箇所については、避難支援等関係者との連携を密にして、関係者の生命及び身体の安全確保を最優先課題として対応する。

- 3 住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

町は、地質構造の特異性から多くの地すべり危険箇所が分布しており、地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域に指定されている。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集・気象警報・注意報等の伝達周知方法等について定めるものとする。

（イ）地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項、及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じる。

また、地すべり危険箇所を住民に対し周知を図るものとする。

（ウ）地すべり災害の発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

（ア）直轄で所掌している地すべり防止対策の状況を把握するため、定期的に施設点検を行う。

（イ）点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講じる。

ウ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 土石流対策

（１）現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける事例が多い。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等につ

いて定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設、その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置をとるものとする。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準、及び伝達方法等について避難計画を確立する。

a 避難指示等する事例

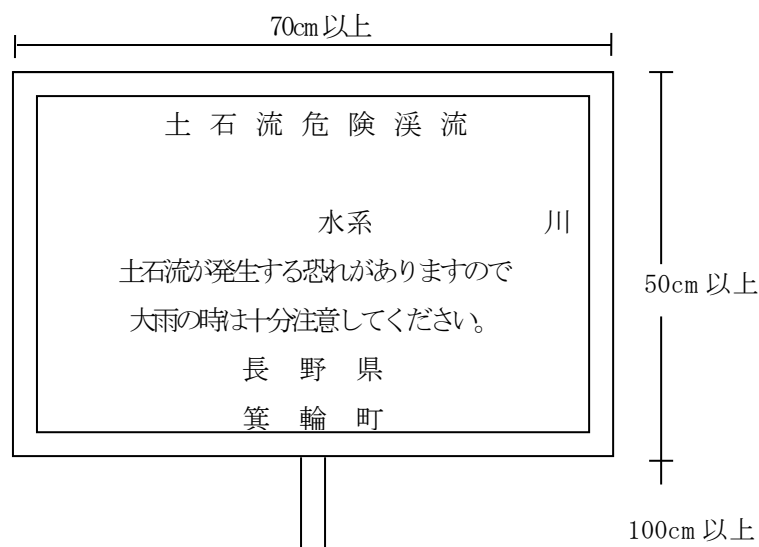
- (a) 立木が裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (b) 溪流の流水が急激に濁り出した場合や流木が混じり始めた場合
- (c) 降雨が続いているのにもかかわらず溪流の水位が急激に減少した場合
- (d) 溪流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

b 避難場所

第11節「避難の受入活動計画」のとおり

c 土石流危険溪流の掲示

土石流の危険度の高い溪流については、関係住民の意向を考慮のうえ標識の設置に努める。



(エ) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

- a 危険区域内の要配慮者関連施設
- b 防災体制の確立

土砂災害の受けるおそれのある施設の管理者に対して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、防災体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための、予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておくものとする。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。
- (ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難

- 又は避難指示を行えるような基準、及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させるものとする。
- (オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、町に緊急連絡ができるようにする。

ウ 【住民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難場所を確認しておくものとする。

4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて、住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

5 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 現状及び課題

本県では、令和5年4月1日現在で27,224区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,505区域あり、区域内には住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提

供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講じる。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費
による支援及び相談窓口の確保

(イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講じる。

- a 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。
- b 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。

更に土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し、自主避難等避難行動ができるよう努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には、原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。

やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求めるものとする。

第25節 防災都市計画

【建設課】

第1 基本計画

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、地震等における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取り組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域、準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層促進する。
- 3 土地地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

（1）現状及び課題

町においても、市街地においては建築物が比較的隣接して設置されており、火災の発生及び延焼拡大のおそれ大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域、準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。

こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で、土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地形成を図る必要がある。

（2）実施計画

ア 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃

化を図るものとする。

イ 建築基準法第22条区域の指定

防火区域・準防火区域以外の市街地においても指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図るものとする。

ウ 都市計画法に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

エ 防災都市づくり計画を策定するものとする。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

中心市街地における都市機能の集中と分散及び市街地の空間的な変化によって、都市におけるオープンスペースのあり方は急激に変化しており、災害時における危険性の検討が必要である。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

ア 地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保

イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備

ウ 高齢者等の要配慮者に対する安全性確保

エ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

ア 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。

イ 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努めるものとする。

ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災においては、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区等に集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地再開発事業を積極的に検討する。

イ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を検討する。

第26節 建築物災害予防計画

【建設課・文化スポーツ課】

第1 基本方針

土砂災害、強風及び出水等による建築物の被害を最小限に抑え、町民等の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 平成26年9月25日、町内全域の土砂災害警戒区域等の知事指定が終了したことから、土砂災害特別警戒区域内の家屋については、特別警戒区域からの移転や代替家屋建設についての支援計画を策定する。
(第24節 土砂災害等の災害予防計画 参照)
- 2 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講じる。
- 3 出水等の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講じる。
- 4 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (オ) 住民に対し、保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【町が建築物所有者等に要請する計画】

- (ア) 屋根材、看板の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ、盛土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講じる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生する恐れのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により、被害が発生する恐れのある区域について、建築等の制限を行うための条例の制定に努めるものとする。
- (イ) がけ地近接等危険性住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。
- (ウ) 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を行い、災害を防止するための必要な措置を講じる。
- (エ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の準備を行うものとする。

イ 【町が建築物所有者等に要請する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛土等の必要な措置を講じる。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

長野県における国・県指定文化財のうち、構造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行うものとする。
- (ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ 【所有者が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。
- (ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設課】

第1 基本計画

風水害に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連絡を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
法令等により、道路管理者の義務としてトンネル、橋等の点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本に行わなければならないことから、長野県道路メンテナンス会議との連絡調整により円滑な道路管理の促進を図る。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊等によって交通不能あるいは困難な状態となると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等との協定実施により交通の確保を図る。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

- （ア）地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。
- （イ）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- （ア）各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、県・町の協定等に協力する。
- （イ）大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。

3 危険防止のための事前規制

（１）現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

（２）実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

- （ア）道路管理者並びに警察は、あらかじめ特別警報発令時等において、通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。
なお、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時・迂回連絡等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- （イ）道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。
- （ウ）事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設災害予防計画

【建設課】

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し、優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講じる。
- 3 既存のダム施設等に関して、定期的な点検を行い施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者施設及び地下施設等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害と堤防の強度等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

風水害に強い町土づくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

本町においては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

ア 【町及びダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】(地方整備局、水資源機構、電力会社)

(ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。

(イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。町は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法(FAX、メール、電話等)を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(イ) 要配慮者利用施設及び大規模工場等、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者が実施する計画】

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

(イ) 浸水想定区域内にある大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

第29節 ため池災害予防計画

【みどりの戦略課】

第1 基本方針

箕輪町においては、3箇所（上古田、下古田、富田）のため池がある。

これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係住民の努力により維持され現在に至っている。

豪雨等によりこれらが決壊した場合、下流の住民のみならず人家、公共施設、田畑等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。

雨期には関係市町村及び土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で廃止を促進する。

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲でため池の低水位管理に取り組む。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設まで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事の必要がある。

2 実施計画

（1）【町が実施する計画】

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。

イ ため池管理者と町等との緊急連絡網を作成する。

- ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- エ ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

（２）【関係機関が実施する計画】

- ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに町に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。
- イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに町に点検結果を報告する。

第30節 農林水産物災害予防計画

【みどりの戦略課】

第1 基本方針

風水害による農林産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流出、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流出が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死(へいし:のたれ死)被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保・適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農産物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、町、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び森林整備計画に基づき、森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農産物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センターを通じ予防技術の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

町と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状

比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

また、箕輪町のような地勢と気象条件におかれている地域の農林業は、絶えず各種災害の脅威にさらされているが、災害予防対策・指導を推進し、これらを未然に防止するよう努める。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

（イ）県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

（ウ）技術対策

林産物を各種災害から防護するため、町は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

（エ）凍霜害対策

林産物を凍霜害から未然に防止するため、常に関係機関から情報をキャッチし、霜の有無・程度・最低気温の予想及び技術指導等を防災行政用無線・音声告知放送を通じて関係農家に周知徹底を図る。

（オ）その他気象災害対策

風害・風水害・干害・ひょう害・寒害等についても予知に努め、規模、程度に応じた対策の早期徹底に努める。

（カ）病虫害防除対策

病虫害防除の徹底を図るため、関係団体の協力を得て、農作物病虫害の防除推進を図るように努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

（ア）国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。

（イ）指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

（ウ）関係業界は、県、町と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ 【住民が実施する計画】

町等が計画的に行う森林整備に協力する。

第3 1 節 二次災害の予防計画

【全課】

第1 基本計画

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物施設等に係る二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法の定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生、及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

〔火薬類関係〕

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するための事業者ごとの保安意識の高揚と、自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。

また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

〔毒物劇物関係〕

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等の指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業者との協定の締結の促進等の指導

イ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進

(エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[液化石油ガス関係]

(ア) 【(一社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備する。

(イ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

a 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

b 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておく。

[毒物劇物関係]

ウ 【関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)が実施する計画】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

(イ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それらの災害が発生するおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等)をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

第3 2節 防災知識の普及計画

【全課】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、町、防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、町及び指定地方行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓蒙活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災意識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災地教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 災害教訓の伝承を行う。

第3 計画の内容

1 防災思想の普及、徹底

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの改訂・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等のより実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながら、その危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や、避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の準備等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や避難指示等の意味や内容
- d 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- f 「自分の命は自分が守る」という「自助」の防災意識
- g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- h 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- i 正確な情報入手の方法
- j 要配慮者に対する知識
- k 男女のニーズの違いに対する配慮
- l 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- m 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- n 各地域における風水害のおそれのない、適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防火等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

(イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や、適切な避難先を判断できるように周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の理解の促進に努めるものとする。

a 浸水想定区域については、次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において、冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

(a) 避難確保を図るための必要な事項

(b) 浸水想定区域内の地下街等

(c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

(a) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

(c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。

(ウ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(エ) 自主防災における防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。

(オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

(カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル

ルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施する。

(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止、大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。

(コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(サ) 住民等の防災意識の向上、及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(シ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参加することがきめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても地区別防災カルテ等の作成・更新に協力する。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

エ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

① 指定緊急避難場所への立退き避難

② 「近傍の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等)への移動

(ウ) 災害時の警報避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(エ) 災害時の連絡方法

(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(カ) 災害用非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

(キ) 備蓄食料の試食及び更新

(ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ケ) 地域の防災マップの作成

(コ) 地域の防災訓練などの自発的な防災活動への参加

オ 【企業等が実施する計画】

企業においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設、旅館、ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

イ 【町が防災上重要な施設の管理者等に要請する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努める。特に、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに公表する。また、災害時に適切な行動を取れるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

保育園、小学校、中学校、高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように、町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災知識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係業務に従事した経験のない職員の防災知識は決して十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や、災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や、映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第33節 防災訓練計画

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時に、災害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係者相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取り組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関等と連携した各種訓練を実施する。
- 2 福祉避難室訓練の全町内拡大を進める。
- 3 訓練形態としてシェイクアウト型訓練、学習型防災訓練の検討と導入を推進する。
- 4 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、事後評価を行う。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

箕輪町では、毎年9月1日「防災の日」を中心に防災週間内において、予想される災害等の態様にあわせた防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 地震総合防災訓練

町、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した地震総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

原則として防災週間（8月30日～9月5日）に実施する。

(イ) 実施場所

町内全区において実施する。

(ウ) 実施方法

町、防災関係機関及び住民の参加を得て次項に定める訓練を中心とした、地

震総合防災訓練を実施する。

イ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。

(ア) 水防訓練

水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と併せて行う。

(ウ) 災害救助訓練

救助・援護を円滑に遂行するため必要に応じて、独自に又は関係機関、赤十字、赤十字奉仕団と共同してあらかじめ災害の想定を行い、トリアージを含めて医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

災害時における現地災害対策本部、町災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練を行う。

(オ) 避難訓練

災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害の恐れのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

(キ) 情報の収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定より、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓

練を実施する。

(コ) 複合災害を想定した訓練

県及び町は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

ウ 【町が実施する計画】

(ア) 町は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施する。

(イ) 町は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成、又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

エ 【住民が実施する計画】

住民は、町等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

オ 【企業が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

(イ) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるような訓練内容について工夫するとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には事後評価を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

- a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あ

らかじめ設定した訓練効果が得られるように、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は救援活動等の連携強化に留意する。

- b 学校、自主防災組織、民間企業、NPO、ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の、地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。
- c 要配慮者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。
- d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第34節 災害復旧・復興への備え

【全課】

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。

また、災害発生後の円滑で迅速な復旧活動を行うために、平常時から復旧時の参考になるようなデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
(第3章第19節、第4章第2節参照)
- 2 復旧のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 実施計画

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 町が実施する計画

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。

また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。

ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や、民間連携の促進等に努めるものとする。

2 各種データの整備保全

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (ア) 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- (イ) 不動産登記等の保全等

イ 【関係機関が実施する計画】

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用材の備蓄及び供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を図る必要がある。

【町が実施する計画】

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用を検討する。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

【総務課】

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて、地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

また、企業、事業所等に対し防災組織の組織化と強化を指導する。

第2 主な取組み

- 1 現地災害対策本部組織の一層の充実強化を図る。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 防災リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 4 防災組織相互の応援体制が確立のための指導を行う。
- 5 箕輪町防災士連絡会との連携等による自主防災組織の一層の充実強化を図る。

なお、平成24年8月7名で発足した箕輪町防災士連絡会は、平成25年4月の箕輪町防災士養成事業補助金交付要綱等により会員が増えている。よって自主防災組織の育成においては連絡会との連携が重要となっている。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

町においては、今後、住民総参加を目指しての組織強化を図る必要がある。

また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

(2) 実施計画

防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、主婦等及び事業所等に対しても、防火管理者を主体にした防災組織の結成に努める。

2 組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日頃の備えや、災害発生時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 災害発生時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる公民館等施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーに対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火の女性の参画が少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進

めていく必要がある。

（２）実施計画

【町が実施する計画】

- ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。
- イ 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができ体制づくりを進めるものとする。
- ウ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府、2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について、理解を深める内容を盛り込むものとする。

5 各防災組織相互の協調

（１）現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携がとれた行動を行えるように、日頃から連絡応援体制を確立しておく必要がある。

（２）実施計画

- ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。
- ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第36節 企業防災に関する計画

【総務課】

第1 基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められる。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによる、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。

また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく、企業の社会的損失も大きい。

企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生したりすることのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【県及び町が実施する計画】

- ア 企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 【企業が実施する計画】

- ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、事業所等の耐震化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者などや、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、町等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など、地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- カ 豪雨や防風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑、混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差勤務、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるように努めるものとする。

第37節 ボランティア活動の環境整備

【福祉課・社会福祉協議会】

第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町、防災関係機関だけでは十分対応ができないことが予想される。

このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO、NGO 及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要なときに、必要な所で、必要な活動が行えるよう、県・町、社会福祉協議会、NPO 等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

なお、上伊那地区の社会福祉協議会は、平成 27 年 3 月 2 日上伊那地域市町村社会福祉協議会ブロック会議を発足している。

第2 主な取り組み

- 1 ボランティアの事前登録を社会福祉協議会（町災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアからの支援の在り方や、ボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援機構（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織。以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高い NPO 等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
- 5 災害中間支援組織、NPO 等との連携を図るため連絡協議会の充実を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

（1）現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護支援、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多種多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救護活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

町は社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）、社会福祉協議会等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 【町社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

２ ボランティア活動の環境整備

（１）現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

（２）実施計画

ア 【県（危機管理部・健康福祉課）及び町が実施する計画】

（ア）平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携方法について検討し、速やかに始動体制を構築する。

また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。

（イ）防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

（ウ）社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(エ) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

特に町災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協力を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

イ 【社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・町との連携により、その体制確保に努めるものとする。

3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

(1) 現状及び課題

町においてはボランティア団体連絡協議会が設立されているところであり各種団体が加盟している。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

長野県災害支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

イ 【長野県災害支援ネットワークが実施する計画】

在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広域かつ多量にわたることが予想される。

これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

（２）実施計画

町、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害支援ネットワーク等は、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第38節 災害対策基金等積み立て運用計画

【企画振興課】

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害対策経費等の準備のため、町は、財政調整基金の積み立てを行う。

2 実施計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【総務課】

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は毎年のように県内に被害をもたらしており、時には大きな被害が発生している。

また、本県には地質構造の特異性から、全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。

また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破碎帯に由来する地すべり履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取組み

県・各関係機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

1 【町が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努めるものとする。
- (3) 雨量・水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

2 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究データについて、必要があれば、県、町への提供について協力する。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第40節 観光地の災害予防計画

【総務課・みどりの戦略課】

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光地が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取り組み

- 1 県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保等を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 町が実施する計画

- ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。
- ウ 観光地での災害発生時の町、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

(2) 関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進する。
- イ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 県及び町が実施する計画

- ア 災害時に外国人旅行者への避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

(2) 町が実施する計画

観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や、常用電源の確保を図るものとする。

(3) 関係機関が実施する計画

ア 観光施設の管理者は、施設内の避難経路標識に外国語の併記や、外国語版の防災パンフレットを作成するなど、外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。

イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第4 1 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【全課】

第1 基本方針

町の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を町地域防災計画に定めるものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案により町地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町が活動の中心となる町地域防災計画と、コミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって、地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2)【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災活動計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うものとする。

第4 「地域防災計画」に「地区防災計画」を規定

町の「地域防災計画」に基づく防災活動と自主防災組織の「地区防災計画」に基づく防災活動が連携した共助の強化により、地域の防災力を向上させていくため箕輪町地域防災計画に、

- 木下区自主防災会作成の「木下区防災計画」(令和元年度作成)
- 福与区自主防災会作成の「福与区防災計画」(令和元年度作成)
- 大出区自主防災会作成の「大出区防災計画」(令和2年度作成)
- 下古田区自主防災会作成の「下古田区防災計画」(令和2年度作成)
- 富田区自主防災会作成の「富田区防災計画」(令和2年度作成)
- 八乙女区自主防災会作成の「八乙女区防災計画」(令和3年度作成)
- 長岡区自主防災会作成の「長岡区防災計画」(令和3年度作成)
- 北小河内区自主防災会作成の「北小河内区防災計画」(令和3年度作成)
- 松島区自主防災会作成の「松島区防災計画」(令和4年度作成)
- 沢区自主防災会作成の「沢区防災計画」(令和4年度作成)
- 三日町自主防災会作成の「三日町防災計画」(令和6年度作成)
- 南小河内自主防災会作成の「南小河内防災計画」(令和6年度作成)
- 上古田自主防災会作成の「上古田防災計画」(令和6年度作成)

を規定する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【全課】

第1 基本方針

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

特に要配慮者が迅速に避難できるように対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 住民に対して気象警報・注意報等を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の住民に対する伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

「別記」災害情報収集連絡系統により、町が気象警報・注意報等を受けた場合は、伝達活動を行う。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象情報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応

【町が実施する対策】

・住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話（株）から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Ｌアラ

ート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ 【特別警報以外の気象情報等発表時の対応】

（ア）【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上実施する。

（イ）【町が実施する対策】

- a 町は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象情報を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。
- b 町において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

（ウ）【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野県地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けた時は、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

（エ）【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

（オ）【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに町長又は警察官に通報する。

- a 気象関係
 - 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象
- b 水象関係
 - 河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 【土砂災害警戒情報発表時の対応】

（ア）【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達する。

（イ）【町が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けた時は、速やかに避難指示を

発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

(ウ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けた時は、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示の発令をするとともに、適切な避難誘導を実施する。

その際、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者について高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(ウ) 住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

- (エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (オ) 災害時または、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (カ) 住民に対する、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (キ) 情報の伝達、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。
- (ケ) 避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- (コ) 町は地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知、徹底を図るものとする。
- (サ) 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (シ) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (ス) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

ウ 【要配慮者関連施設の管理者が実施する対策】

（ア）要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

（イ）災害が発生するおそれのある場合は、町、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

（１）基本方針

各施設の管理者は、災害発生の恐れがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

（２）実施計画

ア 【水防管理者（町長）が実施する対策】

（ア）水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

（イ）状況に応じ町災害対策本部（水防本部）を設置する。

（ウ）必要に応じ、災害対策現地本部の設置を要請する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を町及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等、警察及び消防等との連携下で適切な道路管理に努める。

エ 【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を町又は警察へ通報する。

オ 【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入の禁止又はその区域からの

退去等の指示を実施する。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごと発表される。

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
注意報	大雨・洪水・大雪・強風・風雪等によって災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報
警報	大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨・大雪・暴風・暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）】

特別警報・注意報の種類		概 要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が

		呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。

注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

【特別警報基準】

現象の種類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 注1：箕輪町における50年に一度の値(令和4年3月24日現在) 48時間降水量 240 ミリ 3時間降水量 88 ミリ 土壌雨量指数 167 注2：個々の市町村の数値で特別警報にならず、相当の広がり範囲で出た場合に発表となる。 注3：特別警報の判定に用いる3時間降水量の値は、3時間降水量が

	150mm 以上となった格子のみをカウントする。
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（２）雨を起因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）または（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（１時間に概ね 30 mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km が概ね 30 個以上まとまって出現

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（１時間に概ね 30 mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、またその格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

（３）台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に特別警報を発表する。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を特別警報として発表する。

（４）雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和6年5月23日現在
発表官署 長野地方気象台

箕輪町	都道府県予報区	長野県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	上伊那地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 9
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 127
	洪水	流域雨量指定基準	桑沢川流域：4.3 沢川流域：10.6 深沢川流域：5.2 帯無川流域：6 天竜川：伊那富水位観測所の水位
		複合基準	—
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壌雨量指数基準	88
	洪水	流域雨量指定基準	桑沢川流域：3.5 沢川流域：8.4 深沢川流域：4.2 帯無川流域：4.8 天竜川：伊那富水位観測所の水位
		複合基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 20% で実効湿度 55%※ ¹	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃ 以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm (平成 24 年 5 月 29 日から)

(注)

ア 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

イ ※1 この注意報・警報は標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

ウ 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

エ 情報の取扱いについては注意報・警報等の伝達系統に準じて行うものとする。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

【府県版警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨警報として行う予報があり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪注意報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間雨量情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。
 なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切ではない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。
 また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

2 水防法に基づく警報等

水防法に基づき重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事が気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

(1) 天竜川上流洪水予報

水防法に基づき、洪水のおそれがあるとき又ははん濫した後において、水位を示して河川の状況を一般に周知するもの。

種類	情報名	概 要
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫

		っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

（2）天竜川水位情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は長野県知事はその指定した河川について水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	水位	水位の位置づけ
水防団待機水位	1.00m	水防団（消防団）が待機する目安となる水位（通報水位）
はん濫注意水位	1.50m	・水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒する水位 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位（警戒水位）
避難判断水位	<u>2.60m</u>	・町長の高齢者等避難発表の目安となる水位 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位

氾濫危険水位	<u>3.10m</u>	・洪水により相当の家屋の浸水等の被害を生じる氾濫の起こる可能性がある水位 ・町長の避難指示等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考となる水位

※町長は避難判断水位及びハザードマップを基に、別に定める「箕輪町避難指示等の判断・伝達基準」等により、水防に必要な対策を講じるものとする。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は長野県知事はその指定をした河川について水防活動のために発表する警報をいう。

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。 水防団待機水位を超過したとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位その他河川状況により必要と認めるとき。 氾濫注意水位を超過したとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位その他河川状況により、氾濫注意水位を超過し、出動水位を超えるおそれがあるとき。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川状況を通知するもの。	出水が長期に渡るとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨の通告をするもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき。 または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水・沈下の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

3 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

【警報の危険度分布（キキクル）等の概要】

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域メッシュごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先まで

(土砂キキクル)	の雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害） の危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度 分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
<u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u>	・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当</u> ・「危険」（紫）：<u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当</u> ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当</u>
流域雨量指数の 予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。

（2）早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

大雨に関して〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（３）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

（４）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。

なお、これを補足する情報として、実際に危険度高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュで発表される。

（５）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

（６）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

4 消防法に基づく警報等

（１）火災気象通報

消防法第22条の規定に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報を言う。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

（２）火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	（１）の発表基準に準じる。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
天竜川上流に対する 洪水注意報 洪水警報	長野県地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」という）

水防警報	国土交通省 天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という） 知事が指定した河川（「国の指定 河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県 建設部 } 共同	県全域あるいは一部
火災警報	町長	各市町村域
竜巻注意情報	長野県地方気象台	県全域あるいは一部

6 警報等伝達組織及び方法

伝達組織

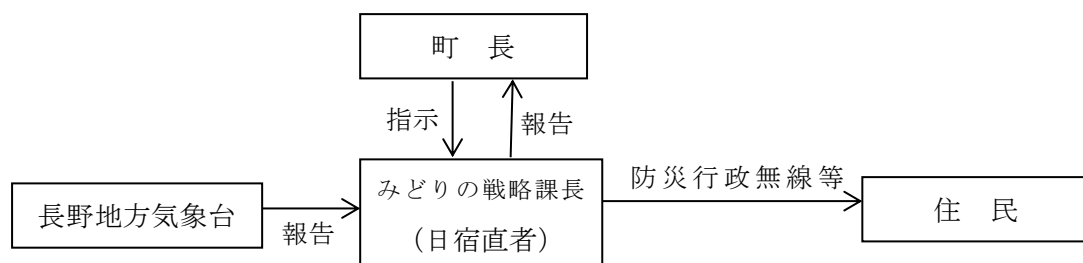
災害対策組織図（連絡系統図）により行う。

7 火災警報

町長

8 霜注意報

（1）伝達系統



（2）伝達要領

ア 長野地方気象台から伝達された霜注意報の発令は、みどりの戦略課長において防災行政用無線、緊急メール配信等により広報・伝達する。

9 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は次の通りである。

【予警報伝達責任者】

予 警 報 名	責 任 者
気 象 水 防 予 警 報	総 務 課 長
火 災 警 報	同 上
霜 注 意 報	みどりの戦略課長

10 気象、水象及び地象等についての異常現象通報

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し、異常気象を発見した者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

（１）通報を要する異常気象

（気象関係）

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しい異常な現象

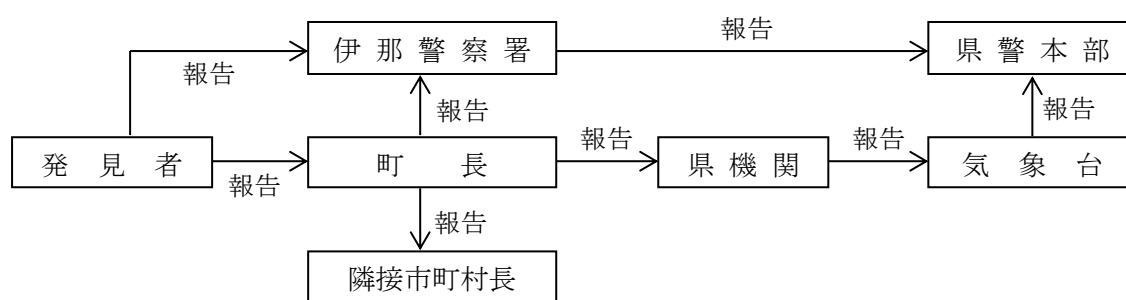
（水象関係）

異常な水位の上昇

（地象関係）

火山の噴火、鳴動、山崩れ、地割、土地の上昇、沈下等の地形変化

（２）異常現象発見時の通報系統



【通報要領】

災害が発生あるいは拡大する恐れのある異常を発見した者は、自己または他人により町長若しくは警察署に、速やかにその情報を通報する。

通報を受けた者は（２）の系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、その現象を確認し、事態に対処する。

【別記様式】

気象予警報等の発受信用紙項目

発表日時	気象台予警報 等 の 名 称	発令解除の別	気象予警報等の内容の要点			備考
			気象の現状	気象の今後の 予 想	災害の恐れ	

第2節 災害情報の収集・連絡活動

【全課】

第1 基本方針

風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、風水害の規模や被害の程度に応じ、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。

この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第2 活動の内容

1 災害規模等の早期把握のための活動

(1) 基本方針

概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、平成24年6月に導入した被災者支援システム等の情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模等の早期把握に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

(イ) 消防団等の巡視活動等を通じ、被害状況の早期把握を要請していく。

(ウ) 町は大規模な風水害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集、画像情報の利用による被害規模の把握を要請していく。

(エ) 必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

2 報告の種別

(1) 概況報告

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその状況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。

調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

(2) 町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

(3) 派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(4) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

(5) 町は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調 査 事 項	担 当	協 力 機 関
概況速報（収集できた範囲で）	統括グループ	上伊那地域振興局総務管理課
人的被害	統括・教育グループ	上伊那地域振興局総務管理課 箕輪町交番
住家及び非住家被害	住民グループ	上伊那地域振興局総務管理課
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	統括・住民グループ	上伊那地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	住民グループ	伊那保健福祉事務所
農業被害	土木グループ	上伊那地域振興局農政課 上伊那農業農村支援センター 上伊那農業協同組合 家畜保健衛生所
農地・農業用施設被害	土木グループ	上伊那地域振興局農地整備課 土地改良区

林業関係被害	土木グループ	上伊那地域振興局林務課 上伊那森林組合
公共土木施設被害（土砂災害による被害）	土木グループ	伊那建設事務所 国土交通省関係機関
都市施設被害	土木グループ	伊那建設事務所
水道施設被害	土木グループ	上伊那地域振興局環境課
廃棄物処理施設被害	住民グループ	上伊那広域連合
感染症関係被害	住民グループ	伊那保健福祉事務所
医療施設被害	住民グループ	伊那保健福祉事務所
商工関係被害	土木グループ	箕輪町商工会 上伊那地域振興局商工観光課
観光施設被害	土木グループ	上伊那地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育グループ	南信教育事務所
町有財産被害	住民グループ	上伊那地域振興局地域政策課
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ ガス等関係機関	上伊那地域振興局地域政策課
火災被害	統括グループ	伊那消防組合
危険物等の事故による被害	統括グループ	県危機管理防災課・消防課
水害等速報	統括グループ 土木グループ	天竜川上流工事事務所 伊那建設事務所

4 被害状況等報告内容の基準

被害の程度区分は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成

	要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形を留めない程度のものをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のものをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
羅災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
羅災者	羅災世帯の構成員とする。

※注

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は別に定める。

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は前節災害情報収集連絡系統図による。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、町は直接県関係課に報告し、その後において上伊那地域振興局に報告する。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡

(ア)【町の実施事項】

- a あらかじめ定められた「箕輪町地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、所定の定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。

なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場

合は、消防庁に対しても直接報告する。

- b 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などの対象外の者は入国管理局）又は県に連絡する。（注：平成24年度外国人登録法廃止）
- c 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、上伊那地域振興局長に応援を求めるものとする。
- d 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。
- ウ 「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。
- エ 一般被害情報等の収集・連絡
町は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ関係機関に連絡する。
- オ 応急対策活動情報連絡
町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うこととし、そのための要員を直ちに現地に配置する。

また支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機による目視・撮影・衛星携帯電話・各種移動無線機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

（１）【町が実施する事項】

- ア 防災行政無線放送、県防災行政無線、緊急メール配信、ケーブルＴＶ、音声告知

放送等を活用し住民への迅速な周知に努める。

イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。

ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

エ 避難所や被災者の情報の収集及び伝達を図る。

(2)【電気通信事業者が実施する事項】

ア 災害時における県・町及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行う。

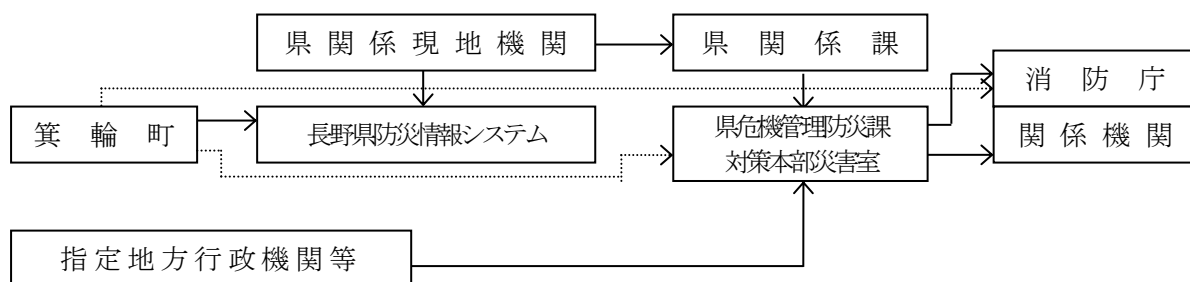
イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))

町は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。

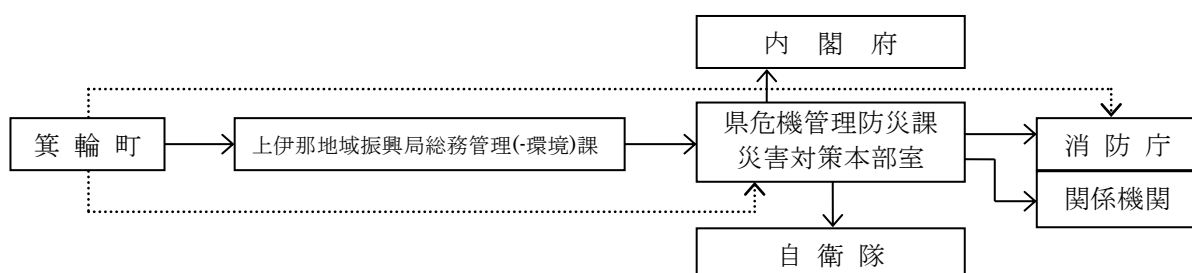


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号第4号様式(その2)

(表21の3)

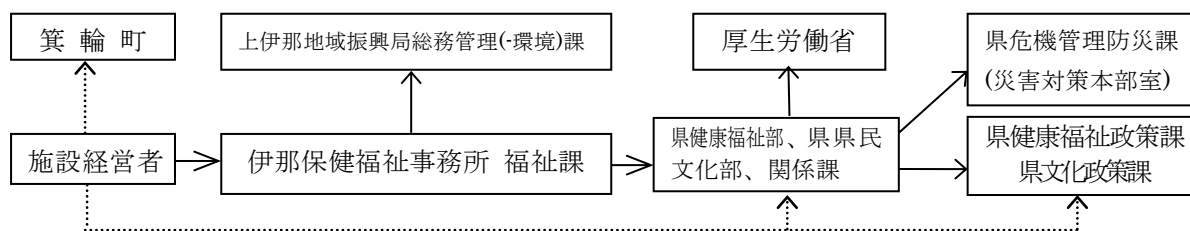
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保避難状況報告

様式第2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



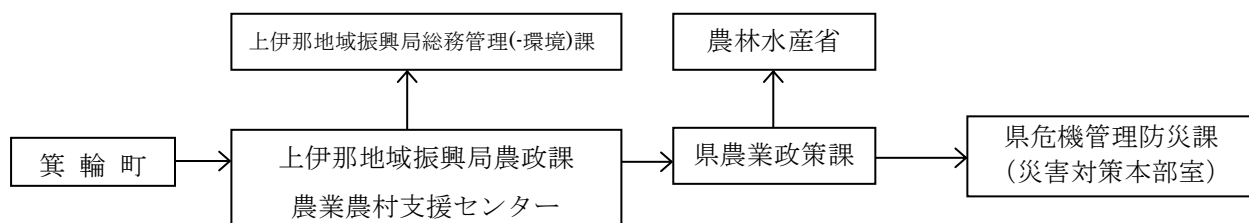
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号

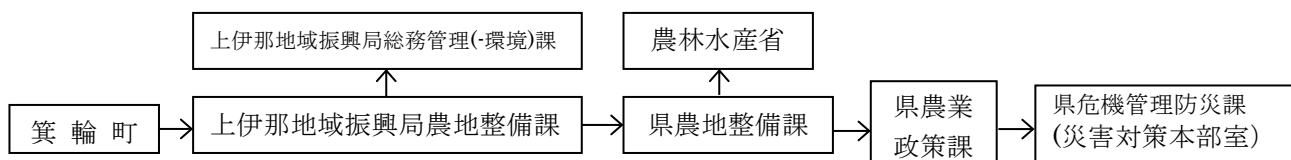


(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号

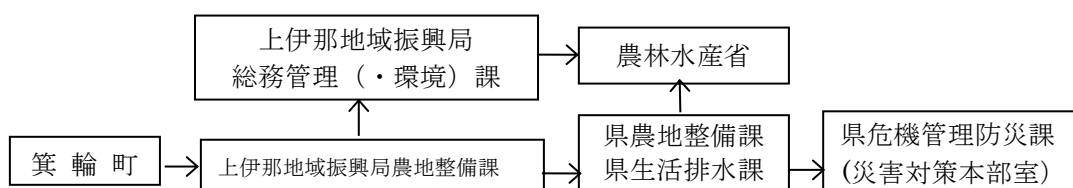
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



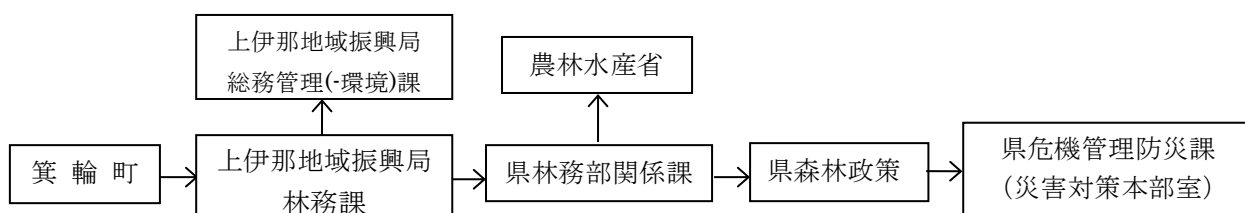
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業排水集落施設を除く)



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

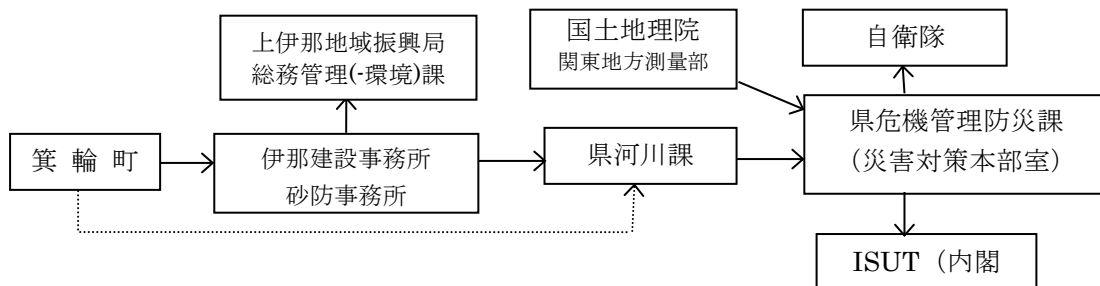


(5) 林業関係被害状況報告 (様式第6号)



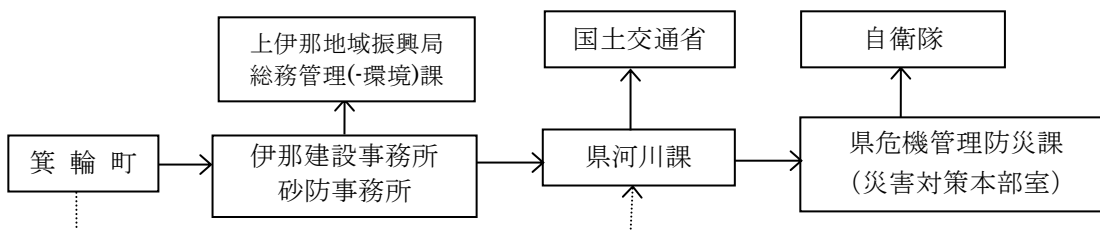
(6) 土木関係被害状況報告

ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる

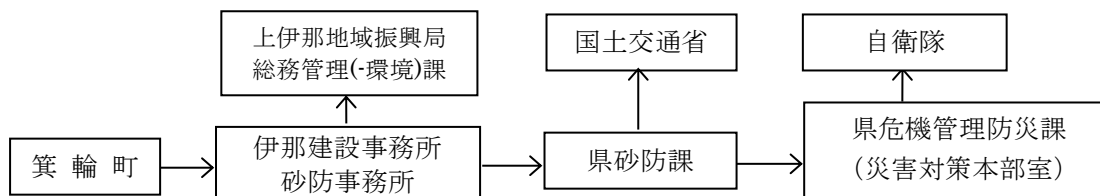


※ISUT（アイサット）：災害時情報集約支援チーム

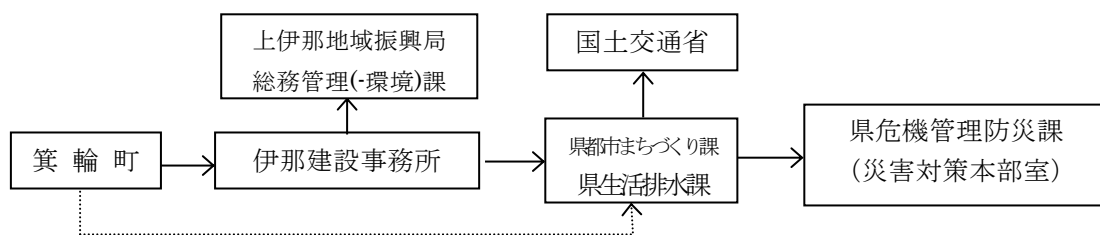
イ 公共土木施設被害状況報告等



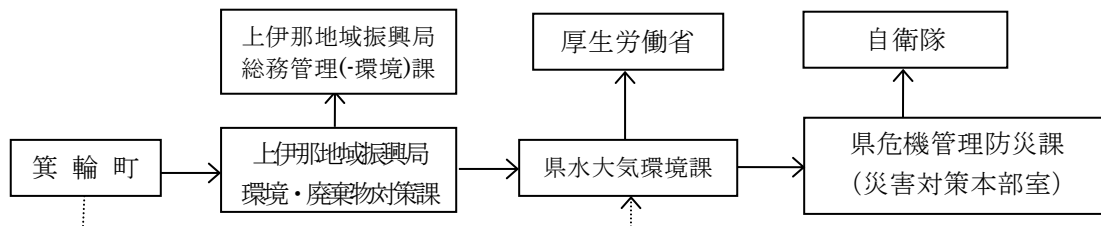
ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式7号



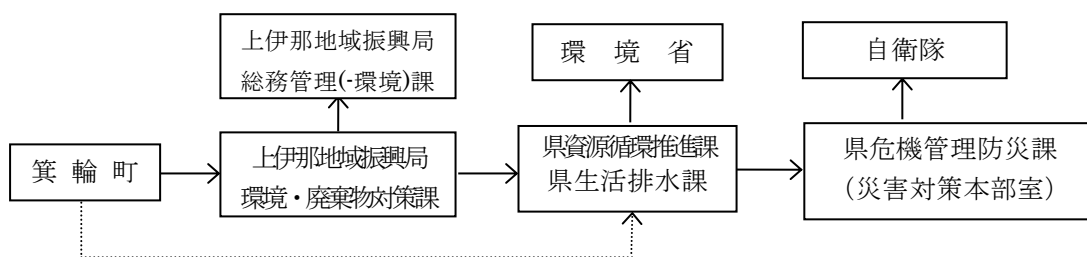
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



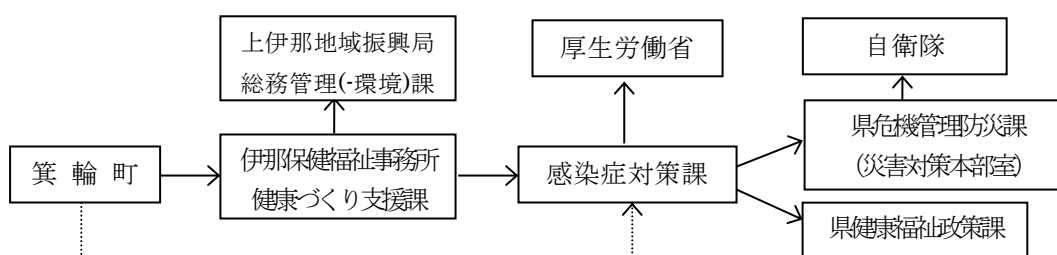
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



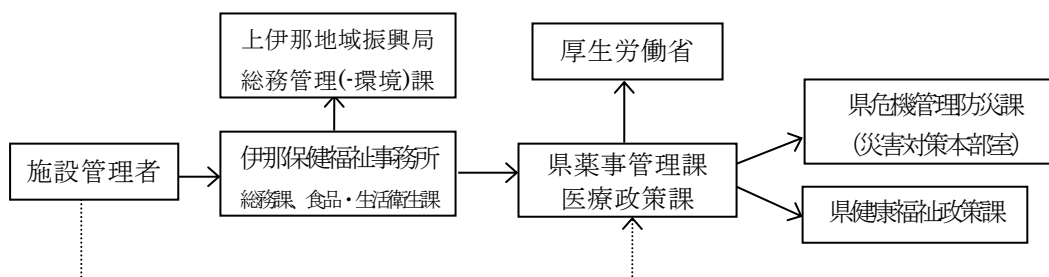
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



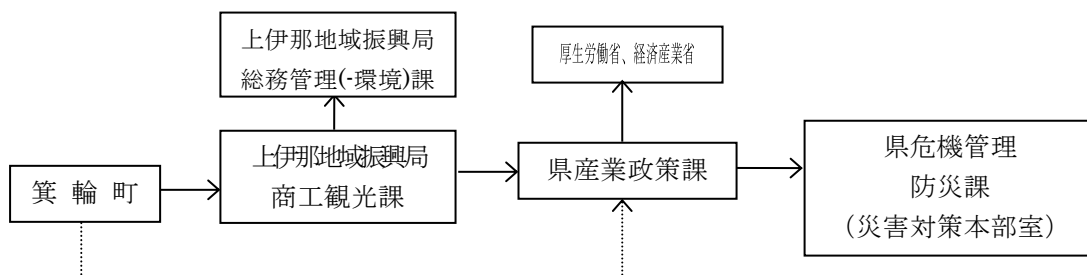
(10) 感染症関係報告 様式第11号



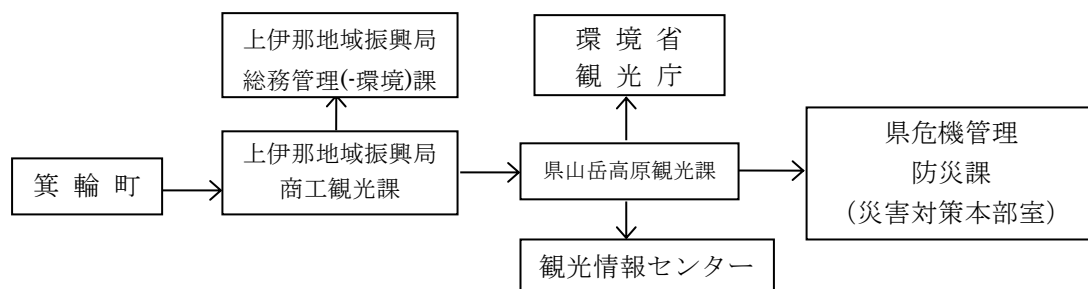
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

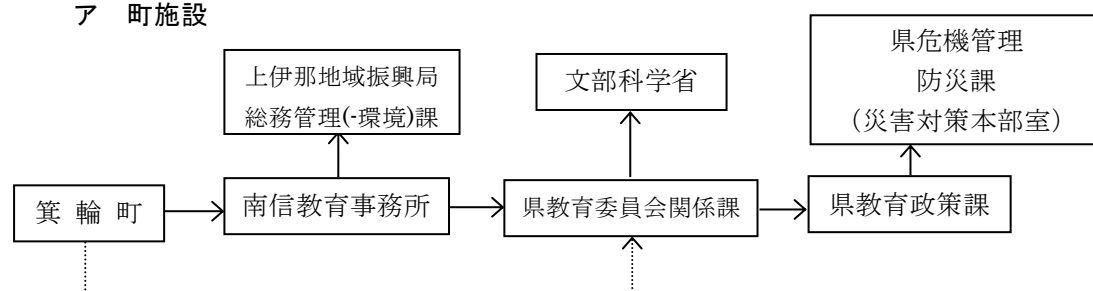


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

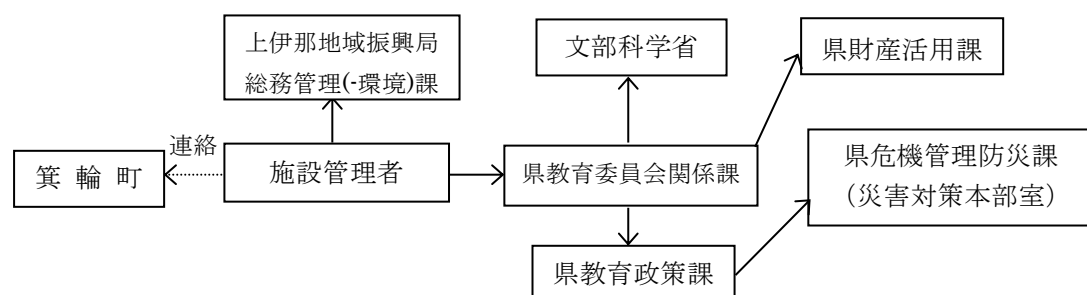


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

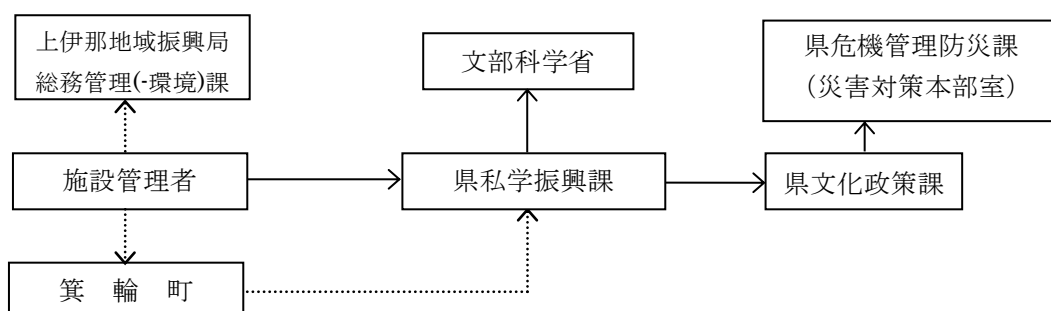
ア 町施設



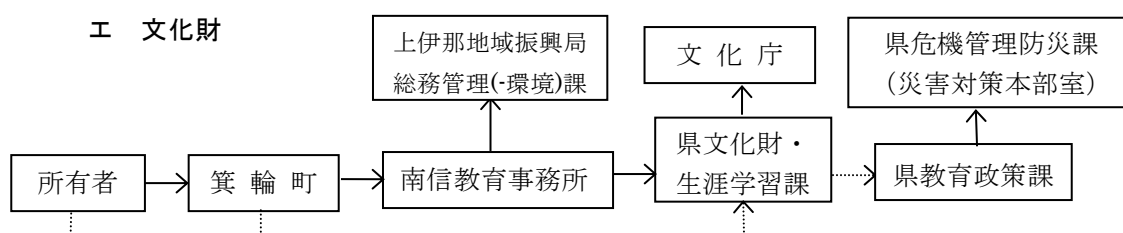
イ 県施設



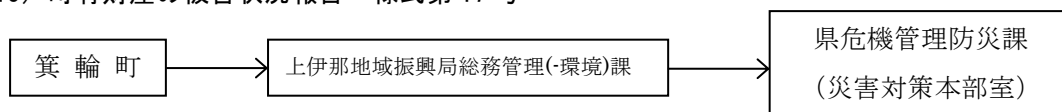
ウ 私立施設



エ 文化財

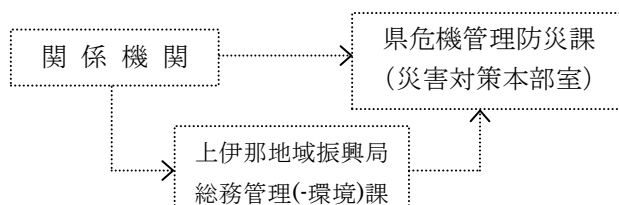


(15) 町有財産の被害状況報告 様式第17号



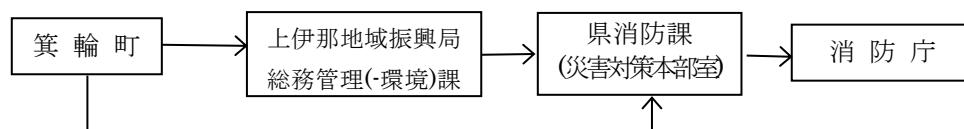
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(16) 公益事業関係被害状況報告 様式第18号

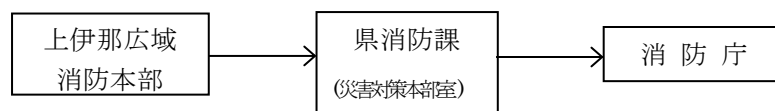


注：破線は上伊那地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関から報告の場合

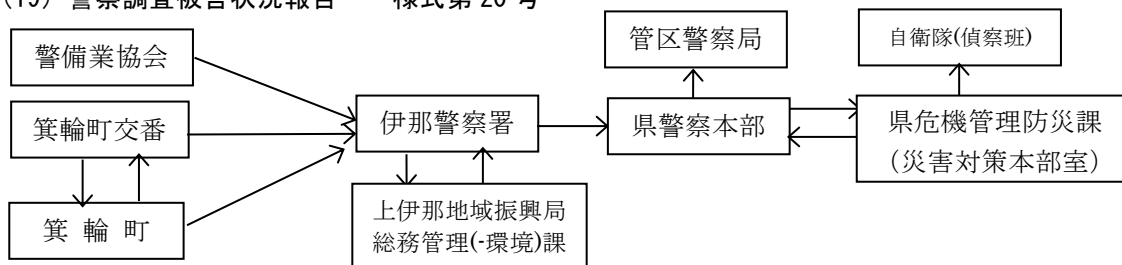
(17) 火災即報 様式第19号



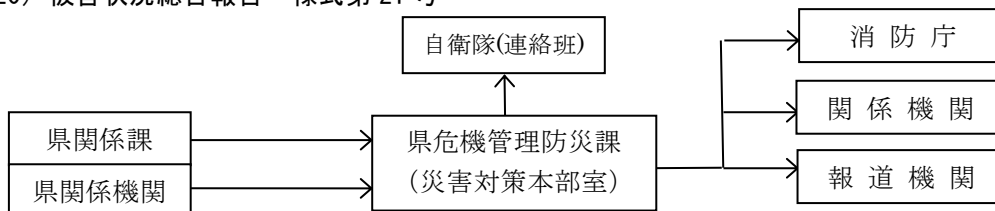
(18) 火災等速報（危険物に係る事故）



(19) 警察調査被害状況報告 様式第20号



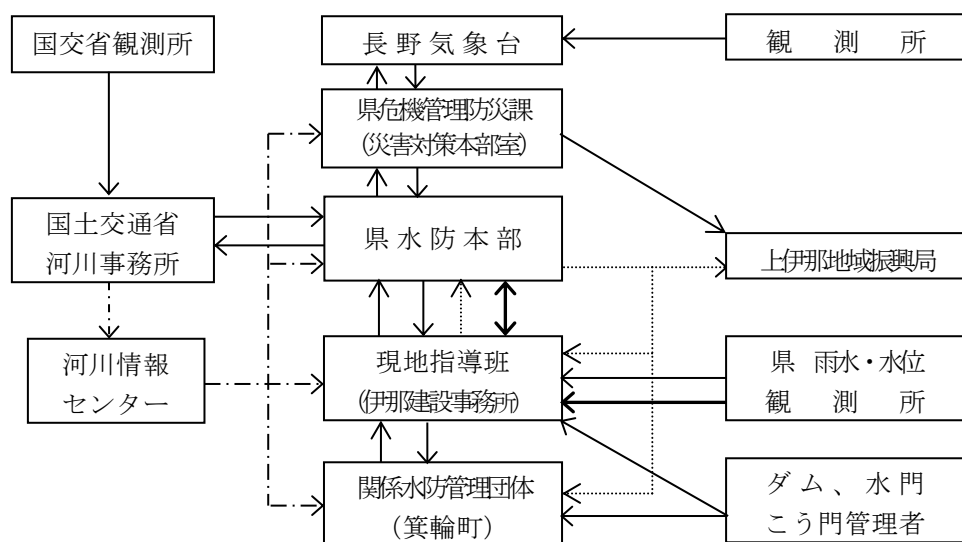
(20) 被害状況総合報告 様式第21号



注：県関係課及び関係機関から県災害対本部への報告は(2)から(18)までの報告によるもの。

(21) 水防情報

雨量・水位の通報



→ はオンライン配信又はNTTファクシミリ等による伝達を示す。

.....➤ はNTTファクシミリ等による伝達を示す。

→ はファクシミリによる伝達を示す。

---→ は長野県水防情報システムを示す。

-----> は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

【全課】

第1 基本方針

町域に災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、平成28年3月策定の箕輪町業務継続計画を念頭においた職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

また、各機関との緊密な連携の確保に努め、連携の下、要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は、災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【町が実施する対策】

(1) 責務

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として法令、県地域防災計画（県・町）及び支援計画（県・町）の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 組織・配備基準

(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施する。組織・配備基準は、別に定める町災害対策本部（水防本部）設置表による。

職員の非常招集について、勤務時間外の災害の場合にあたっては、自主的な参集のほか、緊急メール配信等をととして職員の呼び出しを行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

町域に災害救助法が適用されたときは、町長が知事からの救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

2 【関係機関に要請が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

町域に災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県広域支援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

町域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは法令、防災業務計画、県広域支援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

ウ 町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他の法令の規定に防災に関する責任を有する者

町域に災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・町）及び支援計画（県・町）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

第4節 広域相互応援活動

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び町による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を、被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要となり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、他市町村が被災した場合にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請が出来ない可能性があることから、相互応援協定等により必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域支援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

県及び町は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して、応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図るものとする。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

（ア）消防に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

町長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、本町の持つ消防力のみではこれに対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することが、より効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

b 他都道府県への応援要請

町長は、（ア）の場合における相互応援協定に基づく、県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による、他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

（a）緊急消防援助隊

（b）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

（c）その他、他都道府県からの消防隊

（イ）消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

（a）町長は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、町の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に援を要請することが、より効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロック代表市町村の長等に援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村は被災市町村に先遣隊を派遣し、援の必要性を判断するものとする。なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、自動的にブロック代表市町村が先遣隊を派遣する。また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた援ブロックから先遣隊を派遣し、援の必要性を判断する。

（b）町長は、前項の場合における他市町村からの援を受けても、十分な応急措置が実施できないと認められるときは、他都道府県に対し、次に掲げる事

項を明らかにして、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

＜応援要請事項＞

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

c 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請または斡旋を求めるものとする。

イ 【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己の持つ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請する。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策を、迅速かつ的確に行うことが重要とされることから、地方公共団体等は、災害時は速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と町が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

町、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という）は、風水害等の発生を認知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等（以下「要請側」という）からの要請を受けた場合は直ちに行動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と町が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 県及び町は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関で傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

町が、他の市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入れ体制が必要となる。

しかし、受入れ体制を全て整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等、迅速かつ弾力的な受援体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

他市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても、必要に応じて確保する。

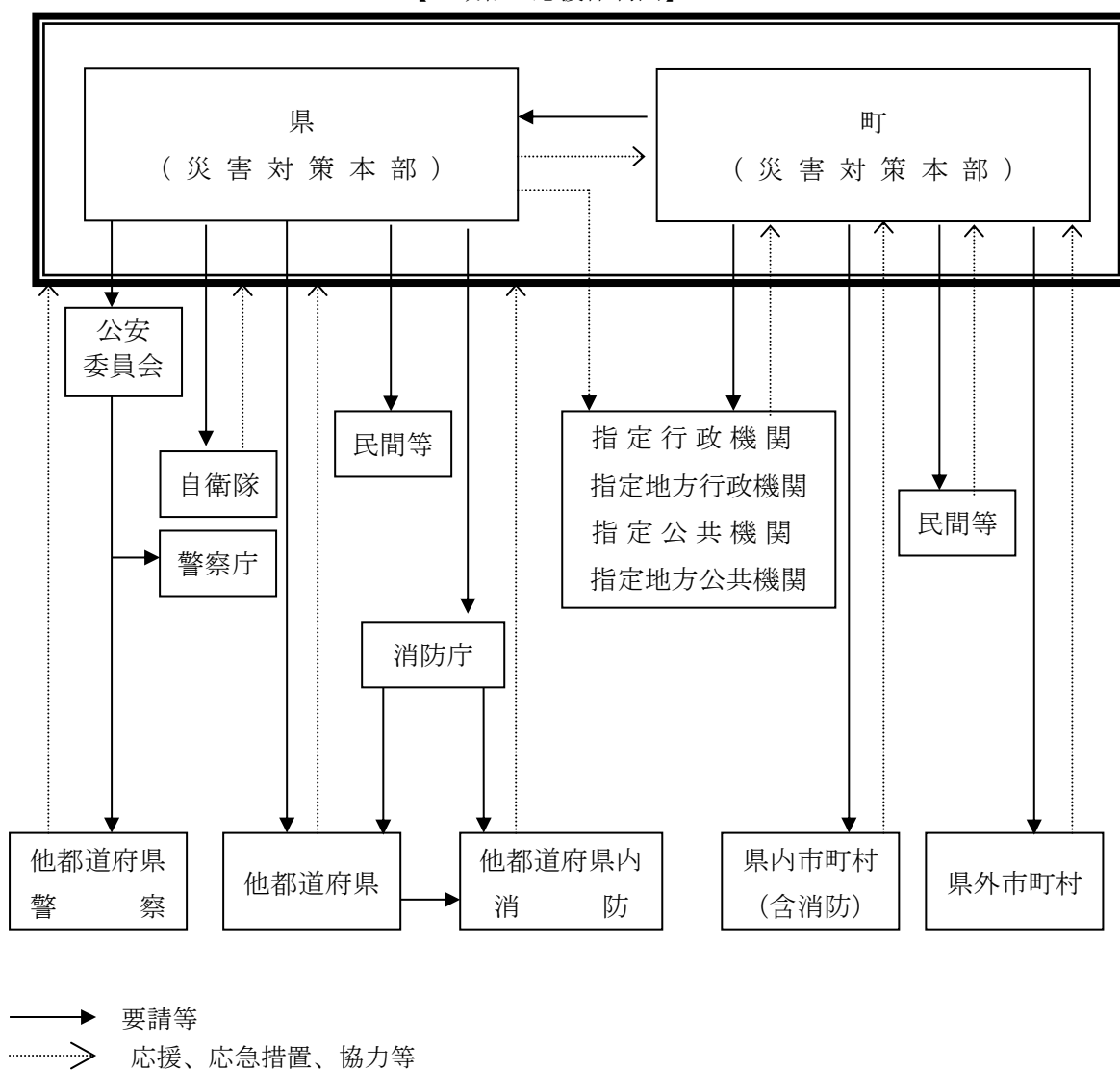
また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側の市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 経費の負担

(1) 国から県又は他市町村に派遣を受けた職員に対する、給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

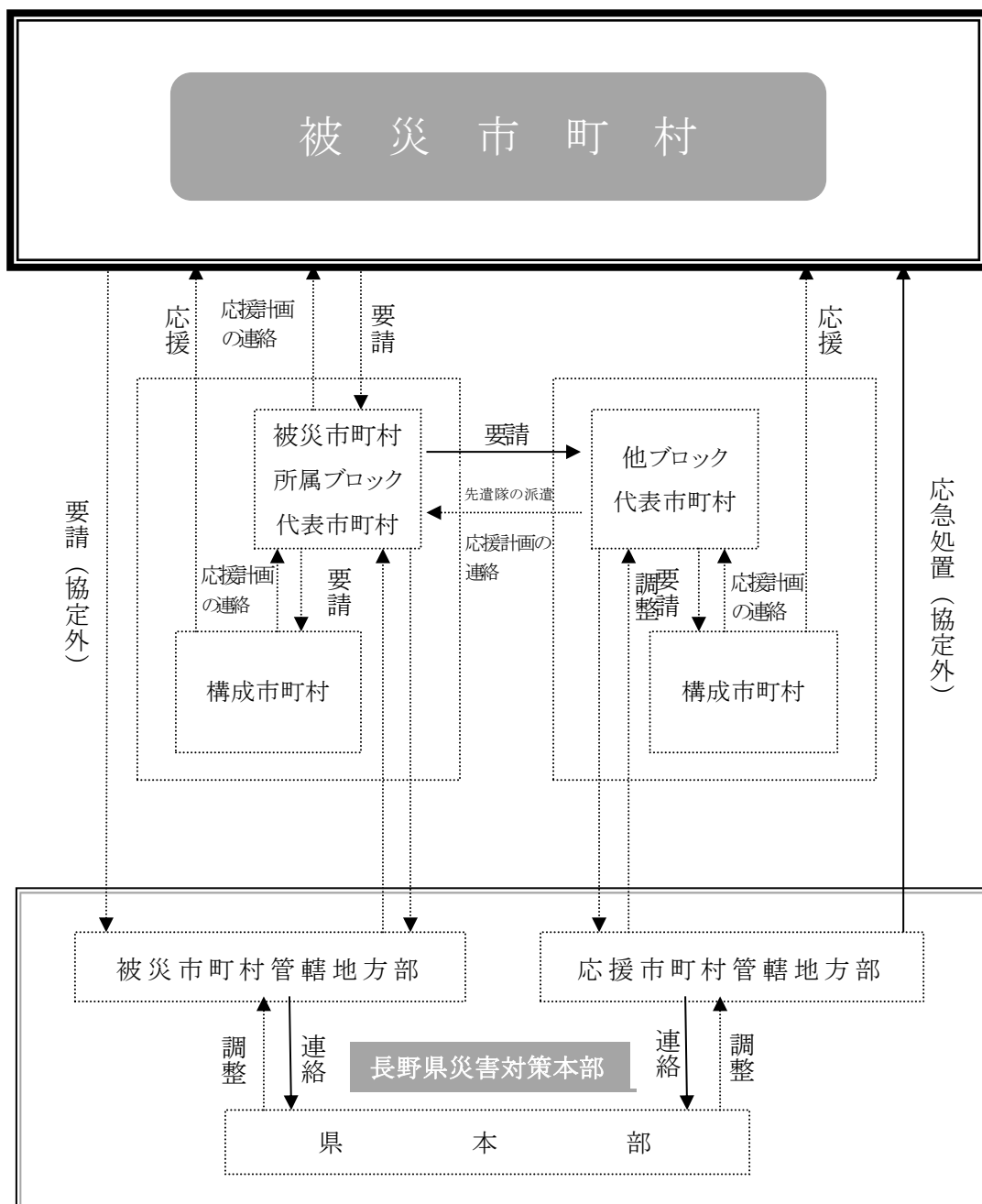
(2) (1) 以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

【広域相互応援体制図】



【長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統】

(常備消防分を除く)



第5節 ヘリコプターの運用計画

【総務課・文化スポーツ課】

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

第3 計画の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行うものとする。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)

- ・災害の状況と活動の具体的内容
(消火・救助、救急搬送、調査、人員、物資輸送等)
- ・活動に必要な資機材等

- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

(イ) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。

(ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

(エ) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。(上古田運動場・番場原第2グラウンド)

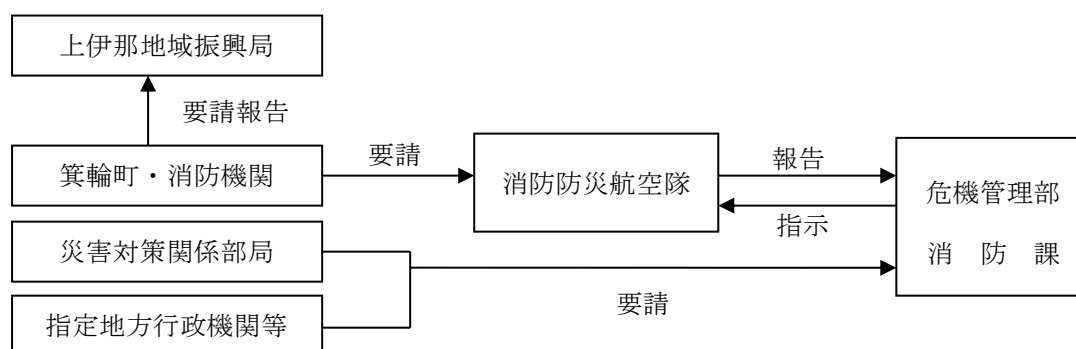
(オ) 自衛隊の派遣要請手続きについては、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

(別記) ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や重度傷病者の救急搬送林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

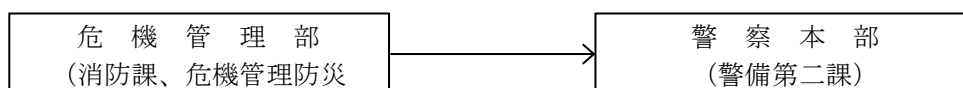
【緊急応援要請のフローチャート】



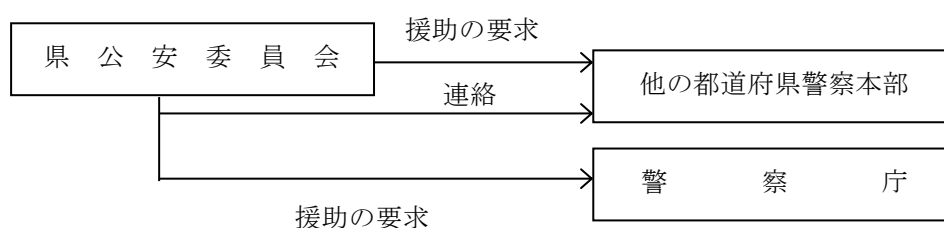
※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷすいち」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



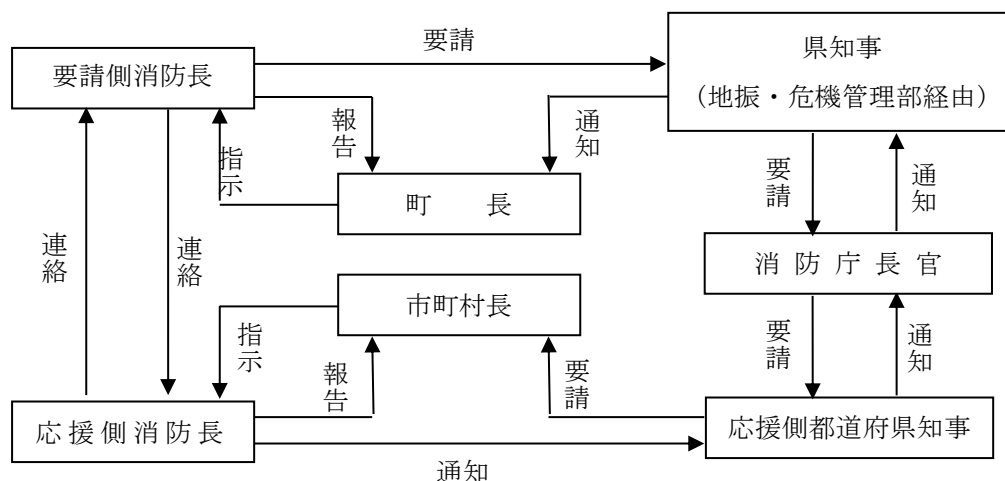
また、県公安委員会は、必要に応じて警察庁または他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順

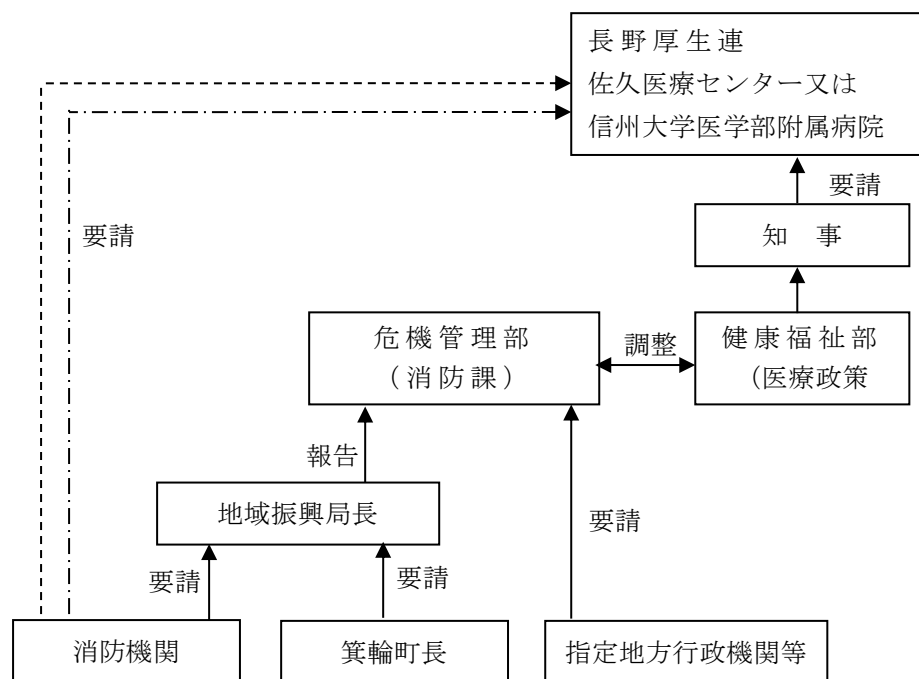


(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下の通り。

6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



平素の手続き - - - - ->

災害時の手続き ———>

災害時の手続き（急を要する場合） - - - - ->

第6節 自衛隊災害派遣活動

【総務課】

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき県知事は、自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策基本法第68条の2に基づき、町長は県知事に対して災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて確認する。
- 2 町と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

- a 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- b 避難の援助
避難者の誘導、輸送等による避難の援助
- c 遭難者等の捜索、救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助

d 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成運搬、積込み等の水防活動

e 消防活動

利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力

f 道路若しくは水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開又は除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

g 応急医療、防疫及び救護

被災者に対する応急医療、救護及び防疫

h 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

i 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

j 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）

k 危険物の保安及び除去

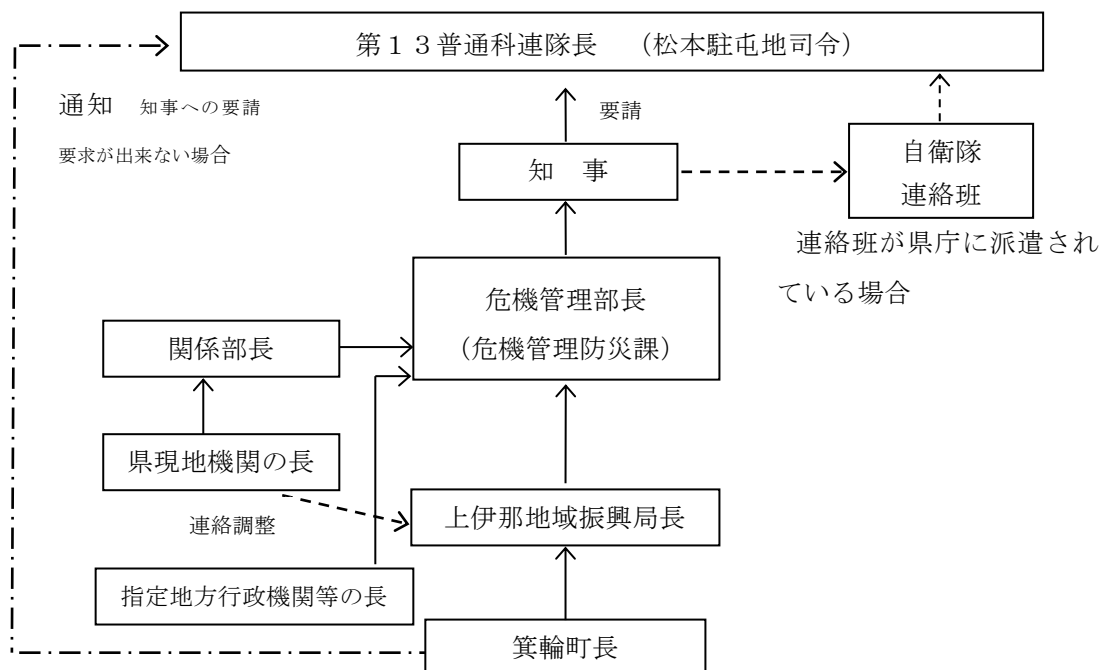
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

l その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。



(ウ) 派遣の要請

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣の必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2により要請を求めるものとする。

- a 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって上伊那地域振興局長に派遣要請を求めるものとする。
- b 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに上伊那地域振興局を通じて文書による要請処理をする。
- c 上伊那地域振興局長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。」

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

d 要請事項

要請にあつては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣の要請をする理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- (f) ヘリコプターを要請する場合は、ヘリコプターの発着可能な場所（上古田

運動場・番場原第2グラウンド)

陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線 235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線 239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線 301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766 (内線 239) 防災行政無線 81-535-62

(エ) 派遣部隊の受入措置

- a 受入れ総括責任者は町長とする。
- b 連絡責任者は総務課長とし、県を通じ部隊の活動等の要請を行い、またその活動を援助する。
- c 伊那警察署長に連絡し、交通の整理確保を図り、部隊のスムーズな移動が行われるよう配慮する。
- d 派遣部隊の救援作業に必要な資材を速やかに建設課長が配慮する。
- e 部隊の集結場所は役場とし、部隊の宿舎は箕輪町文化センターとし、部隊の活動に要する車両資材等の保管場所は町民体育館とする。
- f 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は1 (2) ア (ア) の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

- a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
- b 指定地方行政機関の長は、a により口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要求をする。

(イ) 自衛隊における措置

a 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

(a) 平常の勤務時間中における場合

第13 普通科連隊長「気付先第3 科長」

(b) 平常の勤務時間外における場合

第13 普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 部隊の活動等について、部隊その他の関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行うものとする。

(イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。

(ウ) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除きこれに協力する。

イ 【県が実施する計画】

部隊等との連絡調整者部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

【県総括連絡調査員及び現地連絡調整者】

区 分	県総括連絡調査員	県現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	上伊那地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	上伊那地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(ア) 現地連絡調整者の任務

a 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。

b 現地連絡調整者は、部隊等の連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び町長に通知する。

c 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、町その他関係機関等との連絡調整を行う。

d 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計

画を立て、施設等については町と協力し準備を行う。

- 作業箇所及び作業内容
- 作業箇所別必要人員及び機材
- 作業箇所別優先順位
- ヘリポート
- 資材の調達方法
- 本部事務所
- 宿泊施設
- 資材置場、炊事場
- 駐車場

e 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

f 災害状況により現地連絡調整者が替わった場合には、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行く要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除きこれに協力する。

(イ) 自衛隊における措置

- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは上伊那地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとして、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。(予防派遣)
- c 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、町長、警察官等がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

- (a) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (b) 他人の土地等の一時使用等

- (c) 現場の被災工作物等の除去等
- (d) 住民等を応急措置の業務に従事させること

エ 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収

(1) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

イ 【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担するものを除き、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次の通りとする。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害の補償（自衛隊の装備に係るものを除く）

イ 【自衛隊における措置】

第13 普通科連隊長は、上記の経費について、文書により町長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

【総務課・上伊那広域消防本部】

第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT： Disaster Medical Assistance Team の略）の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 町及び県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や、他の等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 関係機関により編成された災害派遣医療チーム（DMAT）により、初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。
- 3 惨事ストレス対策を実施する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

（1）基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。

（2）実施計画

ア 【町が実施する対策】

（ア）町消防計画における救助・救急計画等に基づき、伊那警察署、医療機関等と連携

して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

- (イ) 町は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (ウ) 消防機関は、伊那警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
- (エ) 消防機関は、救助活動にあたり、伊那警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救助活動にあたり、伊那警察署、災害派遣医療チーム（DMAT）等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。
- (キ) 町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、医療救護（巡回医療を含む）を実施する。
また、災害の状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に併せ、または単独で長野県赤十字救護隊を出動させ傷病者の搬送にあたる。
- (イ) 上伊那医師会、上伊那歯科医師会、災害拠点病院等は、あらかじめ災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、効率的な救助活動を行う。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する対策】

住民同士又は自主防災組織内において自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、救助・救急活動を実施する各機関や消防団・赤十字奉仕団等の団体と協力するよう努めるものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された災害派遣医療チーム（DMAT）による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入れ体制の確保を図る。

更に、市町村・都道府県の枠を超えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、県及び町は、災害時を想定した情報の連携、整備及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 町は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は県に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

【災害派遣医療チーム「DMAT」要請要領】

上伊那広域消防本部内に、上伊那医師会長を本部長とした「上伊那地域災害医療本部」が設置。

同医療本部に連絡し「DMAT」を要請する。

DMAT連絡系統等については、資料参照

(イ) 災害対策現地本部に医療救護所を置くものとし、医療品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援派遣等を行い、伊那警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省・文部科学省・日本赤十字社・独立行政法人国立病院機構〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(カ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し供給の要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報シ

システム（EMIS）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

- (イ) 被災地域内の医療機関等は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
- (ウ) 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。
- (エ) 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DAMT）等を派遣するよう努める。
- (オ) 日本赤十字社長野県支部長は、医師を確保し災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。
- (カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成した医療関係機関は、その旨を対策本部等に報告するよう努める。
- (キ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに、傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- (ク) 日本赤十字社長野県支部長は、県内2か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関の要請に基づき緊急輸送する。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- (ケ) 上伊那医師会、上伊那歯科医師会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ災害派遣医療チーム（DMAT）の編成に努め、災害時の医療救護活動を行う。
- (コ) 上伊那薬剤師会は、医療品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。
また、県や町から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (サ) 災害拠点病院（伊那中央病院）は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (シ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県及び町からの要請により備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。
- (ス) 長野県厚生連佐久総合病院・佐久医療センター又は・信州大学病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- (セ) 社団法人長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規

定された業務の範囲）を行う。

（ソ）災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施する。

ウ 【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で自発的に救出活動を行うよう心がける。

〈災害派遣医療チーム（D M A T）等の業務内容〉

- 負傷者の程度の判定
- 負傷者の輸送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 死体の検案
- その他必要な事項

3 医療用資機材、医薬品の調達

災害時においては、医薬品等の供給が緊急かつ的確に実施されなければならない。このため、医薬品等の保管品名、数量、場所等を把握するとともに、事前に薬品業者との間に災害発生時に対処できる体制を確保する。

4 惨事ストレス対策

（１）基本方針

救助・救援活動にあたる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

（ア）救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

（イ）消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第8節 消防・水防活動

【総務課・建設課・みどりの戦略課】

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められる時は、相互応援協定等に基づき、速やかに他の等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害時においては、火災による災害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の機関に協力を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急活動等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

町内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び伊那警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時には、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等、緊急の必要があると認められるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

(b) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救援活動

大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救援活動を行うものとする。

なお、本項については、「第7節 救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお住民等は、避難の際ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救援活動

住民同士等において自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期段階における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

（３）消防施設の点検、整備計画

消防機械等の点検、整備は次により区分し計画的に点検、整備する。

ア 毎月手入れ

分団ごとに月２回日割りを決めて行う手入れで、次の事項について点検、整備する。

- （ア）機械各部の検査調節
- （イ）各種器具の検査
- （ウ）各部潤滑油検査補給
- （エ）ポンプ各部の検査整備

イ 特別手入れ

分団ごとに年一回行う手入れで、次の事項の他、毎月手入れに準じて点検、整備する。

- （ア）車輪、車軸その他簡単に理解し得る部分の分解整備
- （イ）各部の潤滑油取替え
- （ウ）ラジエター整備

（４）消防水利施設の点検、整備計画

消防水利施設の整備計画は次により計画的に点検、整備する。

ア 調査区分

各分団単位で区域内を行う。

イ 調査対象となる消防水利施設

- （ア）消火栓
- （イ）防火水槽
- （ウ）河川
- （エ）池水
- （オ）井戸水
- （カ）プール
- （キ）その他消防水利として使用し得るもの

ウ 整備の実施

各分団は水利班を編成し、毎月一回以上調査を実施する。

エ 調査事項

- （ア）所定圧力又は水量の有無
- （イ）消防水利の故障の有無
- （ウ）障害物件の有無
- （エ）その他火災防止上必要な事項

（５）教育訓練の実施計画

ア 教養計画

消防団員に対し、消防知識の涵養及び実務習熟を図るため、次によって区分し計画を樹立する。

（ア）教養の区分

（イ）新任者教育

新任消防団員に対する基礎教育 毎年４月実施

（ウ）一般教養

現在の団員に対し実務の習熟を図るため行う教養

（エ）幹部教養

各幹部の段階に応じ必要な学術及び技術を習得させるとともに、指導能力の養成教養を図る。

イ 訓練計画

規律厳正な消防力を涵養するため、規律訓練及び消防機械器具の取扱操作の習熟を図るため、次により区分して計画を樹立する。

（ア）訓練の区分

- a 規律訓練
- b 操法訓練
- c 車両訓練
- d 救急、救助訓練

（イ）訓練の実施要領

- a 規律訓練
国の示した消防訓練礼式の準則に基づいて実施する。
- b 操法訓練
国の示した消防操法の準則に基づいて実施する。
- c 車両訓練
町内に適当と認める路線を計画しておき、この訓練路線により実施する。
- d 救急、救助訓練
災害時における状況を想定して実施する。

（６）火災予防計画

ア 予防査察計画

火災発生の未然防止のため消防法の規定に基づき、次によりあらかじめ計画を樹立する。

（ア）査察地区

町内全域

- a 査察の実施
- b 定期予防査察
- c 臨時予防査察
- d 特別予防査察

(イ) 査察着眼と査察結果の処理

- a 防火対象物内外の整理整頓の状況
- b 事態に応じた着眼と指導の方法
- c 査察処理簿の作成記録

(ウ) 防火対象物の実態調査

防火対象物の実態調査は次により行う。

防火対象物の実態調査票	
1 調査年月日	年 月 日
2 調査員氏名	
3 住所	
4 名称	
5 代表者氏名	
6 防火管理者	
7 用途	
8 構造	
9 建物延面積	
10 収容人員	
11 消防機器器具	
12 置き場所からの距離（歩行）	m
13 防火水槽（ t ）からの距離	m
14 消火栓からの距離	m
15 河川からの距離	m

イ 管理について

- ☐ 防火管理者が選任されているか。
- ☐ 建物工作物等は防火的配慮がなされているか。
- ☐ 適切な消防計画が立てられているか。
- ☐ 消防車の進入路に支障はないか。
- ☐ 屋内外は常に整理整頓されているか。

ウ 標示について

- ☐ 適切な標示が掲示されているか。（消防法、危険物の規制、火災予防条例）
- ☐ 消防用施設等
- ☐ 電気設備等
- ☐ 危険物施設等
- ☐ その他
- ☐ 火災通報要領を明示

エ 火を使用する設備器具について

- ☐ 設備器具の位置、構造は適切か。
- ☐ 器具の取扱いは適切か。
- ☐ 火の使用期限は完全か。
- ☐ 設備器具の自主検査及び記録点検検査を定期的に行っているか。
- ☐ 防災対象物品の防災処理は完全か。
- ☐ 消防用設備は型式承認済のものを使用しているか。

オ 危険物等について

- ☐ 危険物、特殊可燃物等は、法令、条例に基づいて貯蔵取扱いをしているか。
- ☐ 条例、規則外の少量危険物等の貯蔵取扱いは適切か。

カ 消火設備について

- ☐ 建物及びその部分に適合する設備があるか。
- ☐ 設備の配置が適切か。
- ☐ 保管、管理が適切か。
- ☐ 訓練を定期的に行っているか。
- ☐ 設備（器具）の使用を熟知しているか。

キ 消防用水について

- ☐ 敷地内に有効な用水があるか。
- ☐ 防火水槽、池、川、消火栓、その他

ク その他

- ☐ 法令、条例に基づく届出をしているか。
- ☐ 防火管理者の選任届
- ☐ 防火対象物の使用開始届
- ☐ 火を使用する設備等の設置届
- ☐ 火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある届
- ☐ 指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届
- ☐ 防災上必要な教育をしているか。
- ☐ 消防機関との連絡は密接であるか。

（7）火災防御計画

ア 基本方針

次の発生火災に対し、人員、装備及び施設等の消防力をもってその被害を軽減し、防止するために計画を樹立する。

- （ア）公共の建物及び大規模建物（300 m²以上）の火災
- （イ）危険物火災及び特殊火災
- （ウ）市街地及び密集地火災で延焼の恐れがあるもの

- (エ) 異常気象下における火災
 (オ) その他団長が必要と認める時

イ 火災警報発令時計画

- (ア) 指示系統

上伊那広域連合長発令

- (イ) 伝達手段

サイレン・警鐘に併せて、防災行政用無線放送をもって伝達する。

- (ウ) 警備出動

火災警報発令時出勤の場合、常時自動車ポンプをもって編成してある警報班が出動し、定期的に町内の巡視を行う。

【火災警報発令中の措置】

消防団本部		みのわメイト等により全戸へ注意するよう伝達、状況により各分団へ巡視を実施するよう指示		
警備班	班	編成	巡視時刻	巡視範囲
	各分団 1班	自動車ポンプ1台、 長以下4名	発令後適宜に行う	各分団、分団管内を巡視する

【消防施設の状況】

箕輪町消防団（令和7年1月1日現在）

区分 分団名	消防団員定数 人	機械		水利			その他
		ポンプ自動車 台	ポンプ付積載車 小型動力 台	防火貯水槽・防 火水利 基	プール 箇所	消火栓 基	詰所 棟
第1分団	<u>65</u>	1	3	47	1	<u>151</u>	3
第2分団	<u>45</u>	1	<u>3</u>	35	1	<u>96</u>	4
第3分団	<u>63</u>	1	<u>2</u>	<u>46</u>	2	169	2
第4分団	<u>46</u>	1	<u>1</u>	34	1	161	1
第5分団	<u>36</u>	1	2	<u>37</u>	1	83	2
第6分団	<u>36</u>	1	<u>2</u>	34	1	122	3
本部	<u>9</u>						
計	<u>300</u>	6	<u>13</u>	<u>233</u>	7	<u>782</u>	15

箕輪消防署（令和6年4月1日現在）

区分	人員	水槽付ポンプ自動車	ポンプ自動車	救急車	その他車両	バイク
	人	台	台	台	台	台
箕輪消防署	25	1	1	2	3	1

2 水防活動

（1）基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

（2）実施計画

ア 【町（水防管理団体）が実施する対策】

（ア）監視・警戒活動

水防管理者（町長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

（イ）通報・連絡

水防管理者（町長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

（ウ）水防活動の実施

水防管理者（町長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急処置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ的確な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者の協力を得るものとする。

（エ）応援による水防活動の実施

- a 町長（水防管理所）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣

活動」により行うものとする。

- b 町長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

（ア）洪水警報時における措置

予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとるものとする。

（イ）洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなどの的確な操作を行う。

（ウ）緊急時の措置

計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア）警報等

国が管理する河川において、洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により県水防本部へ伝達する。

（イ）水防資機材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材・車両の貸与等を行うものとする。

(様式第1号)

水 防 活 動 実 施 報 告 書

年 月 日

箕輪町長 様

箕輪町消防第 分団長 氏名

下記の通り水防活動について報告します

水防実施箇所	川左岸 右岸 ()				
出 動 機 関	月 日 時 ~ 月 日 時 (H)				
出動時間及び 人 員	消防団員	区 役 員	地域住民	そ の 他	合 計
	H	H	H	H	H
	人	人	人	人	人
水防作業の概要					
被害の概要					
水防関係者の 死亡及び生涯	罹災種別	職 名	氏 名	生年月日	住 所
水 防 活 動 に つ い て の 所 見					

使用資機材の種類及び員数並びに回収分	倉庫名	資機材名	持出人数	回収委員	使用員数	備考
		P・P土嚢	枚			
		蛇 籠	本			
		む し ろ	枚			
		玉 縄	玉			
		鉄 線	kg			
		木 材	本			
		ビニールシート	枚			
		ペ ン チ	丁			
		ツルハシ	丁			
		スコップ	丁			
		掛 矢	丁			
		ト ン ガ	丁			
		ジョレン	丁			
		鎌	丁			
		カッター	丁			
		ナ タ				
		シ ノ				
		ノコギリ				
		バ ー ル				
	(公用負担)					

◆この報告書は、水防作業を実施した箇所ごとに作成すること。

(様式第2号)

水 防 資 機 材 費 等 報 告 書

年 月 日

箕輪町町長

様

区長

水防に要した区調達の資機材費等について、次の通りに報告します。

出 動 機 関	月 日 時 ~ 月 日 時まで								H
区負担経費の総額								円	

経費の明細

資 機 材 費					食 料 費			
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	品 名	数 量	単 価	金 額
合計					合計			

人 件 費							
区 分	人 数	単 価	金 額	区 分	人 数	単 価	金 額
				合 計			

第9節 要配慮者に対する応急活動

【福祉課】

第1 基本方針

災害時においては、要配慮者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、自主防災組織、地域住民等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

県・町及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

災害応急計画の実施に際し、災害対策現地本部、地域住民、民生・児童委員等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、災害発生直後より、時間的経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、別表のとおり配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講じるよう努めるものとする。

なお、要配慮者の心身双方の健康状態には特段に配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。

実施にあたっては、平成25年1月31日長野県内社会福祉協議会が長野県内社会福祉協議会災害時相互応援協定を締結しているので、当該協定を踏まえた連携を図るも

のとする。

ア 【町が実施する対策】

(ア) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

町は、避難行動支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(ウ) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では、生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を、必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

a 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行うものとする。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行うものとする。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。

なお、派遣先において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びま

ん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

d 外国籍町民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍町民や外国人旅行者に対して、多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

e 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ)在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行うものとする。

a 在宅者の訪問の実施

町は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行うものとする。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

イ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、町から予め提供された名簿に掲載した、避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお災害時において、町から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能

な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や、介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、町から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

ア 【町が実施する対策】

町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・町等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動

【建設課・みどりの戦略課】

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助・救急・医療活動、緊急搬送活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、また、災害の発生防止、被害の拡大防止のために陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行うものとする。（緊急交通路と緊急輸送路については、資料編参照）

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、

① 人命の安全 ② 被害の拡大防止 ③ 災害応急対策の円滑な実施

に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフラインの復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

なお、基本的に、物資の輸送は町からの要請に基づき行われるが、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず県は被災市町村に対する物資を確保し輸送することとなった。

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は町災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立往生車両の移動等について道路管理者に要請する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行運行車両等の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等のう回路確保にも配慮する。
- 5 建設業協会、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用を要請する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。

2 緊急交通路確保のための交通規制等

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則としてあらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

イ 【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

(ア) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の物件の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。

(イ) 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置をとるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって出来る限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) この計画に定める緊急交通路から輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。その場合、町での窓口を一本化する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧対策等に必要な人員、資機材等の確保について建設者との協定の実施に努める。
また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下あらかじめ応急復旧対策を立案する。
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社)
- (ウ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県及び町の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。(中部森林管理局)
- (エ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進する。
- (オ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

4 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- 計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。
- この場合、自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とするとき

は、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について出来る限り詳細に連絡する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (自衛隊、北陸信越運輸局、社団法人長野県トラック協会、社団法人長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)
- (ア) ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼する。(自衛隊等)
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求める。(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。(北陸信越運輸局)
- (エ) 社団法人長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施する。
- a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動態勢を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - c 輸送にあたっては、積み下ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、社団法人全日本トラック協会、各県トラック協会、社団法人全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた社団法人長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた、長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施する。
- (ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

5 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、避難

所ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

（ア） 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに原則として町がこれに当たる。

（イ） 各避難所で必要な物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施する。

第11節 障害物の処理活動

【建設課】

第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

この障害物除去については、平成26年11月21日の災害対策基本法の一部改正により、大規模災害時における道路管理者による放置車両対策の強化がされたことを活用することが重要となる。

そして障害物の集積、処分にあたっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携の下、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 障害物の除去処理作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両

の移動等の命令を行う。

- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 箕輪町に所在する各機関等から応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
- b 箕輪町における稼働能力のみでは実施が困難な時は、知事等に応援協力を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む）の除去はその者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図る。（伊那建設事務所）
- b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。
- c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関で実施困難な時は、町長に応援協力を要請する。
- b 町から応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じる。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が、二次災害の原因になるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 障害物の集積、処分は周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

- a 箕輪町に所在する各機関等から集積、処分について応援協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
- b 箕輪町における稼働能力のみでは実施が困難な時は、知事等に応援協力を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分はその所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は周囲の状況を考慮し、事後支障が起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適切な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難な時は、町長に応援要請をする。
- b 町から応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じる。

第12節 避難受入及び情報提供活動

【福祉課】

第1 基本方針

風水害発生時においては、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全と、精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 高齢者等避難、避難指示の実施は適切に行い速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 町は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活の確保に努める。

なお、開設・運営にあたっては、H29.7作成の「避難所開設・運営マニュアル」及び「同資料編」を活用する。

- 5 県及び町は広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 町は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、町及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害から人命、身体のプロテクト又は災害拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて高齢者等避難、避難指示を発令し伝達する。

高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、町災害対策本部及び災害対策現地本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するその際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相

当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示等の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
高齢者等避難	町長	災害対策基本法 56 条	災害全般
避難指示	町長 知事 水防管理者 知事又はその命を受けた職員 警察官 自衛官	災害対策基本法 60 条 災害対策基本法 60 条 水防法第 29 条 水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条 災害対策基本法 61 条 警察署職務執行法第 4 条 自衛隊法第 94 条	災害全般 災害全般 洪水 洪水及び地すべり 災害全般 同上 同上
緊急安全確保	町長 知事 警察官	災害対策基本法 60 条 同上 災害対策基本法 61 条	災害全般
指定避難所の開設、収容	町長		

(イ) 知事は、災害発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を町長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

また、県は時機を失することなく、避難指示等が発令されるよう町に積極的に助言する。

さらに、町は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

高齢者等避難	災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が、円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供、その他必要な配慮をすることをいう。

避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、 <u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。</u>
緊急安全確保	<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。</u>

ウ 措置及び報告、通知等

（ア）町長の行う措置

a 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅、又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が、危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

（a）長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（b）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（c）河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域、また高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。

b 避難指示

災害時において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認められるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の住居者等に対し、避難指示を発令するものとする。

（a）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）

（b）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（c）河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域

（d）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断

される地域

- (e) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (f) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (g) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (h) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (i) 避難路の断たれる危険のある地域
- (j) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (k) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

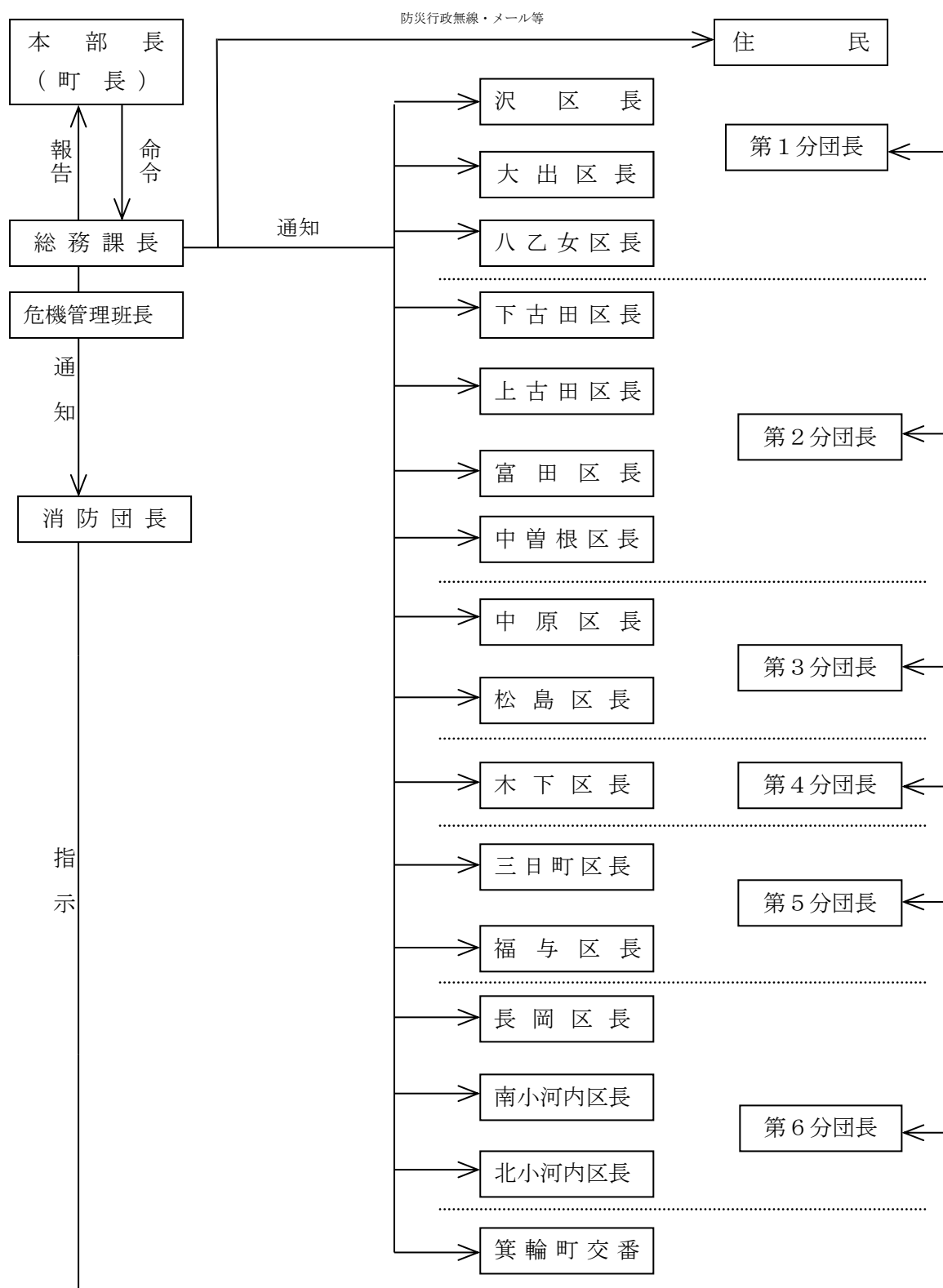
C 緊急安全確保

居住者等が、身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと、行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

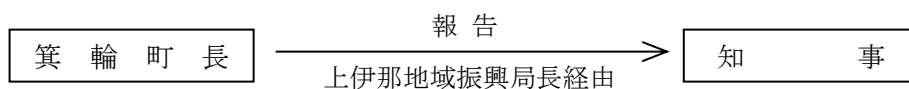
- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

【避難指示等の伝達系統図】



d 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

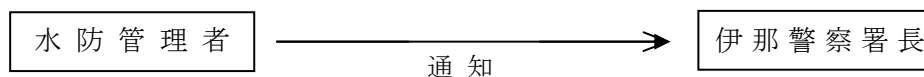
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

（イ）水防管理者として行う措置

a 指示

水防管理者は洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



（ウ）知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



（エ）警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険箇所を把握するため、伊那警察署にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険箇所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

（a）住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

（b）町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 町長による避難の指示ができないと認める時、又は町長からの要請があったときは、伊那警察署は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示等に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講じる。

(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

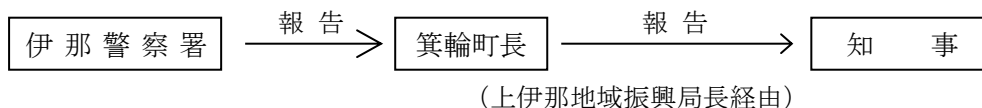
(g) 避難誘導にあたっては、要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行う等、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、町の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

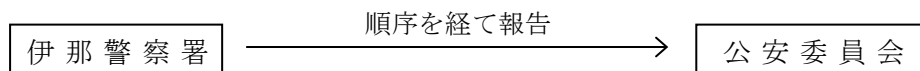
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断しこれを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第 61 条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第 4 条）

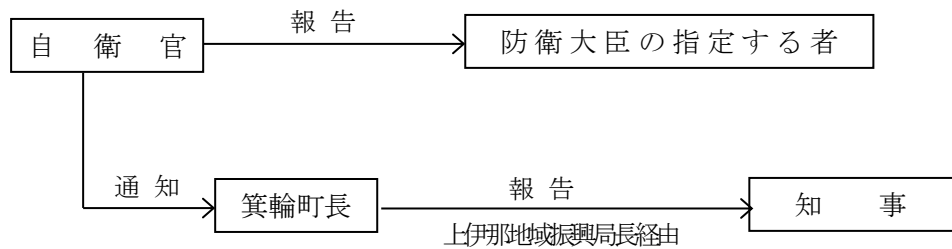


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に居ない限り「(ウ) a 警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示の時期

前記 ウ（ア）a（a）～（j）に記載する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため、必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性を確認に努めるものとする。

オ 避難指示等の内容

避難指示等の発令を行うに際し、次の事項を明確にする。

また高齢者等避難の伝達についても同様とする。

- （ア）発令者
- （イ）発令日時
- （ウ）避難情報の種類
- （エ）避難指示の対象地域及び対象者
- （オ）避難先とその場所
- （カ）避難の時期・時間
- （キ）避難を要する理由
- （ク）住民のとるべき行動や注意事項
- （ケ）避難の経路または通行できない経路
- （コ）危険の度合い

カ 住民等への周知

- （ア）総務課長は、情報等によって避難指示、高齢者等避難を必要と認めるときは町長に報告し、その命令により直ちに区長及び消防団長に通知するとともに、防災行政無線、緊急メール配信で住民に周知する。

防災行政用無線放送不能地区については、町広報車等により伝達する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- （イ）町長以外の発令者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。
- （ウ）町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知してお

くものとする。

(エ) 分団長は消防団長から、(ア) の連絡を受けたときは、分団員に連絡し、サイレンの吹鳴及び警鐘をもって住民に伝達する。

(オ) 防災行政用無線、緊急メール配信又は町広報車をもってする場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

(カ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。

要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(キ) 県及び町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して、警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ク) 高齢者等避難避、避難指示をはじめとする避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、音声告知放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後、直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した、避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生が確実に予想される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第 21 条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項―町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。

なお県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で、応急措置の実施の支障となるものの除去等をする、応急措置の全部または一部を当該町に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は次の 3 点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて、指示を受ける者の保護を目的にしているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令により、その地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域内への立入り等には罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記（２）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

3 避難誘導活動

（１）基本方針

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【町、伊那警察署、自衛官等が実施する対策】

(ア) 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は、当該地区の消防団の分団長があたるものとし、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものがあたる。

(イ) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(ウ) 誘導の方法

- a 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- b 誘導経路は、出来るだけ危険な橋、堤防、その他災害発生の恐れがある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、綱張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- g 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本町において処置できないときは、上伊那地域振興局を経由して県へ応援を要請する。
状況によっては、直接隣接市町村、伊那警察署等と連絡して実施する。
- h 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- i 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難も検討し、必要に応じ実施する。
- j 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿等を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実に努めるものとする。

(エ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあつての携帯品を、必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(オ) 避難時の指導

住民等は避難誘導員の指示に従い、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等指導を行う。

イ 【住民が実施する対策】

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

町は、受入れを必要とする被災者の避難生活を支援するために、指定避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所における良好な避難生活が行われるように必要な措置を講じる。その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に 対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(イ) 災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

(オ) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、住民等に対し周知徹底を図り、避難所に受入れすべき者を誘導し保護する。

(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協

力が得られるように努めるものとする。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア
- f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が、主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(ク) 避難場所ごとに、そこに受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況の把握に努め、必要な施策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保状況、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース、又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するものとするとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や、防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- (ス) 指定避難所等における、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 町は、災害の規模、避難者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPOボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等、要配慮者に対する情報提供体制の確保に努める。
- (タ) 指定避難所の管理運営に当たり災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し協力を依頼する。
- (チ) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、町の地域防災計画をふまえ適切な対策をとるものとする。
 - a 学校が避難場所となった場合、学校長はできるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使

用させる場所について優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、指定避難所の運営について必要に応じ町に協力する。なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対処方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (ツ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- (ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (ヌ) 町は災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ町長に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに町の日赤窓口・赤十字奉仕団と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）による労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

日本赤十字社 町窓口

町役場 福祉課 社会福祉係

※災害時特設公衆電話は、NTT との覚書により避難所開設時利用可能

(エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、町に提供する。

ウ 【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 避難所における炊き出しその他の食品給与

(1) 米穀等の購入及び配合

ア 福祉課長は避難所の収容人員の報告に基づき必要米穀等を購入する。

イ 福祉課長は、購入した米穀等を直ちに各避難場所に配給する。

(2) 副食、炊き出しに必要な機材及び燃料の調達

副食、炊き出しに必要な機材及び燃料の調達は、第14節「食料品等の調達供給活動」による。

6 避難地（災害が予想され、又は起こった場合一時避難する場所）

場所	所在地	地区
箕輪中部小学校校庭	箕輪町大字中箕輪 10235	松島
箕輪北小学校校庭	箕輪町大字中箕輪 475	沢
箕輪西小学校校庭	箕輪町大字中箕輪 5715	上古田
箕輪東小学校校庭	箕輪町大字東箕輪 3187-1	南小河内
箕輪南小学校校庭	箕輪町大字三日町 5	三日町
箕輪中学校校庭	箕輪町大字中箕輪 10230-59	松島
箕輪進修高校校庭	箕輪町大字中箕輪 13238	木下
箕輪町役場駐車場	箕輪町大字中箕輪 10298	松島
一の宮公民館庭	箕輪町大字中箕輪 16206-1	木下
長田保育園園庭	箕輪町大字中箕輪 2134-268	沢
八乙女グラウンド	箕輪町大字中箕輪 4242	八乙女
福与農村運動公園グラウンド	箕輪町大字福与 524	福与
イオン箕輪占南側駐車場	箕輪町大字中箕輪 9025	松島
みのわテラス駐車場	箕輪町大字中箕輪 3730-156	大出
<u>ベルシャイン伊北店</u>	<u>箕輪町大字中箕輪 3011-1</u>	<u>大出</u>
<u>ベルシャイン箕輪店</u>	<u>箕輪町大字三日町 933-1</u>	<u>三日町</u>

地区別避難予定場所（被災者を収容保護する施設）

施設名	責任者	収容地区名	備 考
沢公民館	区長	沢	指定第1次避難所
大出コミュニティセンター	〃	大出	〃
北西部多目的センター	〃	八乙女	〃
下古田公民館	〃	下古田	〃
上古田公民館	〃	上古田	〃
中原公民館	〃	中原	〃
松島コミュニティセンター	〃	松島	〃
木下公民館	〃	木下	〃
富田公民館	〃	富田	〃
中曽根公民館	〃	中曽根	〃
三日町公民館	〃	三日町	〃
福与公民館	〃	福与	〃
長岡公民館	〃	長岡	〃
南小河内公民館	〃	南小河内	〃
北小河内公民館	〃	北小河内	〃
箕輪中部小学校体育館	町長	通学区に準じる＊	指定第2次避難所
箕輪北小学校 〃	〃	〃	〃
箕輪西小学校 〃	〃	〃	〃
箕輪東小学校 〃	〃	〃	〃
箕輪南小学校 〃	〃	〃	〃
箕輪中学校 〃	〃	〃	〃
箕輪町社会体育館	〃	利用可能地区に準じる＊	〃
箕輪町藤が丘体育館	〃	〃	〃
箕輪進修高校第二体育館	〃	〃	〃
沢保育園	〃	〃	〃
上古田保育園	〃	〃	〃
松島保育園	〃	〃	〃
木下保育園	〃	〃	〃
三日町保育園	〃	〃	〃
東みのわ保育園	〃	〃	〃
長田保育園	〃	〃	〃
いきいきセンター・サライズ	〃	〃	〃
箕輪町防災交流施設	〃	〃	〃

指定福祉避難所

施設名	責任者	種別	受入対象者
特別養護老人ホームグレイスフル箕輪	管理者	老人福祉施設	高齢者
生協総合ケアセンター みのわ	〃	〃	〃
ケアセンター ふれあいの里	〃	〃	〃
別養護老人ホーム みのわ園	〃	〃	〃
箕輪町デｲｲｰビスセンター ゆとり荘	〃	〃	〃
介護老人保健施設 わかな	〃	〃	〃
箕輪町障がい者支援センターふれんどわーく	〃	障がい者施設	障がい者

※「指定福祉避難所」は、受入対象者とその家族のみが避難する。

※小学校・中学校・高等学校・社会体育館の基準については、今後検討します。

- (1) 公民館等が被災のため使用不能になった場合、最寄りの小学校、保育園及びその校庭等安全な場所を使用する。
- (2) 避難所の運営は区長及び役員の協議に基づいて行う。
- (3) 収容人員の報告
地区派遣職員は、担当する避難所の状況を常に把握し、その状況を令和6年3月作成の「避難所運営マニュアル」及び「同資料」にある第1報避難所状況報告書により町災害対策本部に報告する。
- (4) 令和6年3月作成の「避難所運営マニュアル」及び「同資料」を活用する。

7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、町及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほ

か、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡を取り合い、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

イ 【運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡を取り合い、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

8 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町は県と相互に連携し、公共住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、民間賃貸住宅や空き家等の借り上げを検討する等、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 応急仮設住宅の確保

災害救助法が適用された場合、町長は、応急仮設住宅の建設を県に要請する。

災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて町が応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の仕様、入居者の決定等については、要配慮者に配慮するものとする。

(ア) 災害救助法が適用された場合

- a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な世帯数とする。
- b 町は町営グラウンドを提供する。
- c 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
- d 知事の委任を受けて町長は公営住宅に準じ、応急仮設住宅の維持管理を行う。

(イ) 災害救助法が適用されない場合

- a 応急仮設住宅の設置戸数を検討する。
- b 建設用地を確保する。
- c 応急仮設住宅の設計を行う。
- d 建設業者との請負契約を行う。
- e 工事監理、竣工検査を行う。
- f 入居者の決定を行う。

エ 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

9 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する対策】

(ア) 県及び町は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(イ) 町は半壊以上の被害を受けた住宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、住宅避難者及び親戚宅等避難者や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。

(ウ) 町自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

(エ) 町は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(オ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報共有がなされるように努めるものとする。

(カ) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を、迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるものとする。

(キ) 町は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段に

よる緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講じるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

第13節 孤立地域対策活動

【総務課】

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して情報通信の孤立と交通手段の孤立が考えられる。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎外して、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救助活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。したがって災害応急対策の優先順位は次のとおりとする。

- 1 被害実態の早期確認と救助救急活動の迅速実施
- 2 救急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域及びその有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置して通信の確保に努める。
- 4 緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考える場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災無線を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

(イ) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速

報する。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告する。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも留意する。
- (エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て救出を推進する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

職員の派遣、防災無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ 【東日本電信電話株式会社 長野支店が実施する対策】

- (ア) 携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等にポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

ウ 【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努めるものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

イ 【住民が実施する対策】

（ア）孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

（イ）住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

（１）基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第14節 食料品等の調達供給活動

【福祉課】

第1 基本方針

災害発生後の食料の調達・供給において、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水等の円滑な供給に十分配慮する。

また、町災害対策本部救助班は、災害対策現地本部と連携を取り合って、近隣市町村、県等の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 町は、自らの備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
この際、アレルギー食対応に十分配慮する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、町の備蓄食料により対応する。また、この間応援協定、関係業界団体等の協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 町は、計画等で定めた非常用飲料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調達等支援システムを用いて、県災害対策本部室に対して食料の供給について、種類及び数量を管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。
- (イ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や、アセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

（ア）農林水産省

農林水産省は、知事又は町からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

（イ）米穀販売事業者

「災害救助法又は、国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

（ウ）卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行う。

2 食料品等の供給

（１）基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

（ア）災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行うものとする。

（イ）町の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、町内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、県災害対策本部室に対して食料の供給について要請を行って、調達した食料を被災者等に対して供給する。

（ウ）食料の供給に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

町災害対策本部と連携を取り、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、炊き出し等被災者援護に協力する。

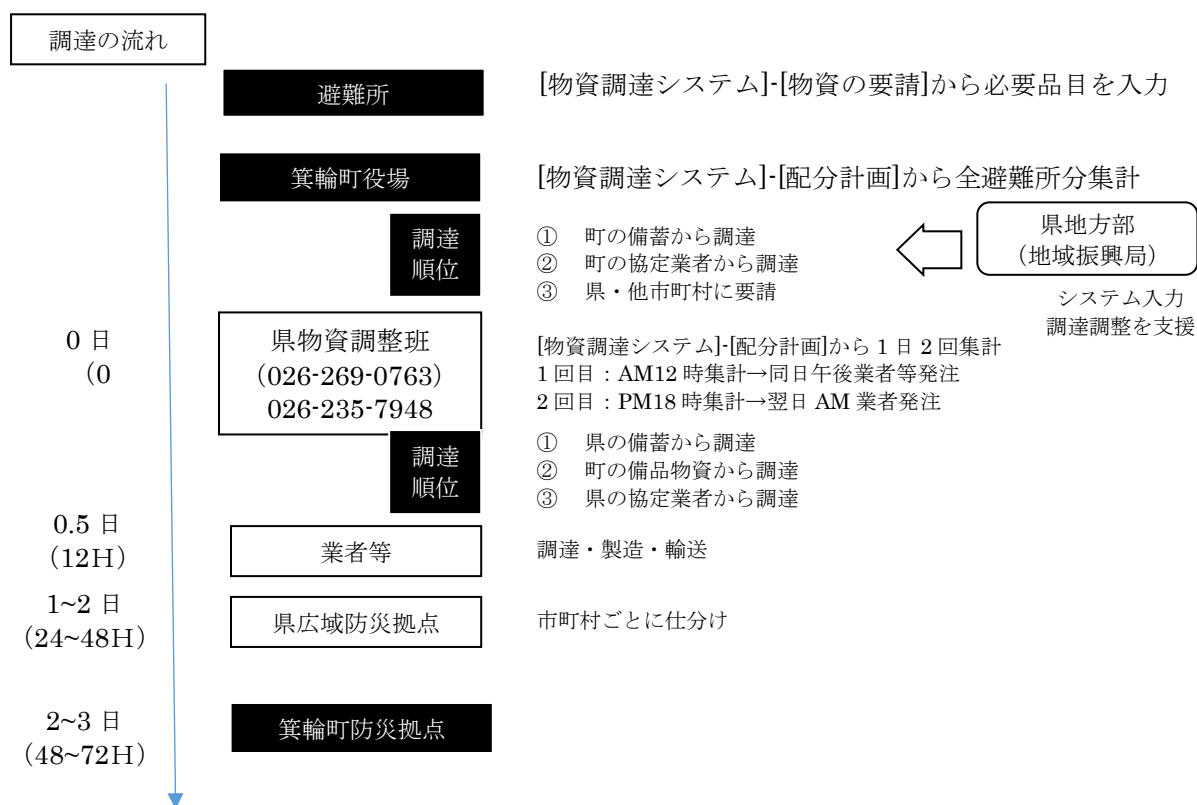
ウ 【住民が実施する対策】

住民は手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

【応急用米穀の供給基準】

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 300g

【食料品・生活必需品の県への調達要請フロー】



3 町における調達体制

町の備蓄品で不足する場合は、次のとおり町内より調達を図るものとする。

(1) 給食対象者の把握

被災者及び災害応急現地従事者等給食対象者の把握は、地区派遣職員が当該区長を通じて取りまとめを行い、本部長へ報告する。

（２）食料の調達

福祉課長は、前記の報告に基づき本部長に報告し、命令により被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料の確保と、炊き出しその他必要食品等の調達を行う。但し、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として町長が行う。

（３）調達物資集積場所及び炊き出し予定場所並びに炊き出し可能量は、次表のとおりとする。

【調達物資集積場所、炊き出し予定場所一覧】

所在部落	施設名	炊き出し可能量
沢	沢公民館	1回につき 200 人分
大 出	大出コミュニティセンター	〃 200
八 乙 女	北西部多目的センター	〃 100
下 古 田	下古田公民館	〃 100
上 古 田	上古田公民館	〃 200
中 原	中原公民館	〃 100
松 島	松島コミュニティセンター	〃 450
木 下	木下公民館	〃 450
富 田	富田公民館	〃 100
中 曾 根	中曽根公民館	〃 200
三 日 町	三日町公民館	〃 100
福 与	福与公民館	〃 200
長 岡	長岡公民館	〃 200
南小河内	南小河内公民館	〃 150
北小河内	北小河内公民館	〃 100

（４）炊き出しの方法

本部長は非常災害発生の場合で、災害救助法が適用された場合の給与基準は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

ア 給与を受ける被災者

（ア）避難所に収容されたものであること。

（イ）住家の被害が全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事の出来ない者であること。

（ウ）その他給与を必要と認められる者

イ 給与の方法

（ア）本部長は炊き出しを実施しようとする時は、直ちに災害応急用食料の配給を知事に申請しなければならない。

（イ）災害用応急食料については「米穀配給要綱」により給与する。

- (ウ) 給与を受けた米穀については、日赤奉仕団委員長に要請し、分団ごとにあらかじめ所要量を指示し、奉仕団各分団が炊き出しを担当する。
- (エ) 炊き出し用の器具の借上げについては、各公民館分館等備付けのものを借用する。
- (オ) 災害地までの輸送については福祉班があたる。
但し、交通の途絶又は特別な事情等により緊急の用に間に合わないおそれがある場合は、知事を経由し自衛隊に災害現場までの輸送を要請する。
- (カ) 避難所における炊き出し奉仕は、日赤奉仕団の協力を得て実施する。
- (キ) 炊き出しに関する事務の責任者は福祉課長とする。
- (ク) 応急対策従事者に対する炊き出しその他食料品給与は(カ)に準じて実施する。

第15節 飲料水の調達供給活動

【水道課】

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水場の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにペットボトル水により行うこととし、町での水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により、本町での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、他市町村の給水応援を要請する。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びに貯水池、プール等にろ水器を設置して確保する。

また、飲用可能な井戸も利用する。

本町における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア 【水道事業者（町）が実施する対策】

- (ア) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (イ) プール等に浄水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- (ウ) 本町で対応が困難な場合は応援要請を行う。

イ 【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。
また、水道事業者は速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア 【水道事業者等が実施する対策】

- (ア) 断水地域の把握等情報の収集を行う。
- (イ) 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。
- (ウ) 給水車により、町が設置した飲料水応急給水栓による飲料水の供給に協力する。
- (エ) 「安心の蛇口」設置箇所では、組立式応急給水栓による飲料水の供給に協力する。
- (オ) ボトルウォーターや給水袋等の給水資材を、町が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を町と協力して行う。
- (カ) 町が行う飲料水の供給作業への協力を行う。

イ 【町が実施する対策】

- (ア) 断水地域の把握、情報の収集を行うものとする。
- (イ) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
- (ウ) 給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を確保する。
- (オ) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
- (カ) 被災の状況により、箕輪町の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊に応援を要請する。
- (キ) 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行うものとする。
- (ク) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

3 飲料水の水源

飲料水が不足した場合における補給水源は次による。

(単位: m³)

所在地	一日の取水可能量	備考
大 原	6,000	広域 4,000 北島 2,000
長 田	2,500	広域
富 田	600	広域
福 与	1,000	広域
上 古 田	700	
桑 沢	500	

4 非常事態発生時の給水対策（給水制限含）

(1) 長時間の停電による場合、北島水源・長田ポンプ室・南小河内ポンプ・一の宮ポンプ・福与ポンプは揚水不能となるため、次表に掲げる配水池の水を給水車等で給水する。

断水世帯数（給水制限世帯数） 1,600 世帯 3,800 人

	容 量 (m ³)
大 原 配水池	2,500
富 田 配水池	600
福 与 配水池	1,000
長 田 配水池	2,000

(2) 町部（松島、木下）地区が災害により故障の場合、大原配水池を制水弁により停止し、次表配水池から給水する。

断水世帯数（給水制限世帯数） 2,900 世帯 8,200 人

	容 量 (m ³)
大 原 配水池	2,500
揚水は北島水源から	2,000
長 田 配水池	2,000

ア 東西の山沿いの集落及び中間の集落の配水管の亀裂・故障によって断水になった場合、長田配水池・大原配水池・北島水源から給水車により断水地域へ給水する。

イ その他（停電の場合を除く）

必要に応じて、北島水源から揚水し給水車により断水地域へ給水する。

(3) 上伊那水道用水企業団導水管事故の場合、次表配水池から給水する。

ア 断水世帯数 2,100 世帯 5,800 人
 (給水制限世帯数) (6,000 世帯 17,000 人)

イ 対策

(ア) 必要に応じて北島水源から揚水し、給水車により断水地域へ給水する。

(イ) 上古田配水系・一の宮配水系・沢水系・桑沢浄水用水の水を断水区域へ給水する。

	容 量 (m ³)
大 原 配水池	2,500
揚水は北島水源から	2,000
長 田 配水池	2,000
上 古 田 配水池	300
一 の 宮 配水池	100
桑 沢 浄 水	500

(4) 飲料水の輸送

ア 飲料水の輸送に必要な車両の確保は、輸送計画に定めるところによる。

イ 飲料水の運搬に必要な容器等の処置及び借り上げは次による。

氏 名	輸 送 可 能 数 量
町	0.5 t 入ビニール容器 1 個設備
町	1.0 t 給水タンク (アルミ製) 1 個設備
町	2.0 t 搭載 給水車

ウ 本町において飲料水の輸送の困難なときは、隣接市町村又は上伊那地域振興局に要請する。

第16節 生活必需品の調達供給活動

【福祉課】

第1 基本方針

災害発生後、被災者の生活の維持のために必要な燃料及び毛布等生活必需品を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて県へ協力を要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

町及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努めるものとする。

(2) 実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

町及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、NPOボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて

迅速かつ的確に供給・配分する。

（各避難施設には直接配分し、各家庭には地区担当者を経由して配分する。）

特に、要配慮者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮する。

（イ）県等から送付された物資及び各商店から調達した物資は、品物別に保管し、保管期間中は監守者を定め保管に万全を期す。

（ウ）生活必需品の品目別台帳を作成し、物資の保管数量等を常に把握しておく。

（エ）保管場所は災害の状況により、町役場・町体育館等を指定する。

イ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生・感染予防活動

【健康推進課】

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における避難場所を中心とした被災者の健康保持のため、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。

また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための処置を講じる。

さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。

- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。

また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 被災者の被災状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部衛生班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。

(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、保健師等による巡回健

康相談等を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段に配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(ウ) 避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じるものとする。

(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 医師会等は行政との連携をもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。

(イ) 看護協会等は行政との連携をもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。

(ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに栄養指導・炊き出し等を行うように努める。

(エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力業者名簿等をあらかじめ整備しておく。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

(イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機械の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携をもとに衛生指導、健康調査、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、災害対策現地本部等を中心とする感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予

防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。

(イ) 防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

(ウ) 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図るものとする。

(エ) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。

(オ) 感染症の発生を未然に防止するため、保健福祉事務所（保健所）及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。

また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(カ) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

(キ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について、患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や予防接種法による、臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ク) 町は、必要に応じ家屋内外の消毒等防疫活動を行うものとする。

(ケ) 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、保健福祉事務所（保健所）を経由して知事に報告する。

(コ) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、保健福祉事務所（保健所）を経由して知事に提出する。

(サ) 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、保健福祉事務所（保健所）を経由して知事に提出する。

イ 【住民が実施する対策】

町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

(3) 実施計画

ア 感染症予防対策班等の編成

- (ア) 感染症予防対策班を各区単位に編成し、区内の消毒及び区内の状況調査を行う。
- (イ) 感染症予防対策班が編成できない地域については、業者等に依頼して消毒体制を整備する。
- (ウ) 感染症等の発生が予測されるきは、保健指導員会等を通じて健康診断等を実施する。
- (エ) 各避難所に感染症予防対策係を設置し、随時消毒等ができる体制を整備する。

イ 感染症予防活動

(ア) 地区内の消毒及び消毒薬品の配布	(予防活動)
(イ) 発熱・下痢患者等の早期発見	(調査活動)
(ウ) 町民等への広報	(情報提供活動)
(エ) 戸別訪問による質問表の確認	(健康診断「検便」活動)
(オ) 感染症患者・無症状病原体保有者の隔離収容	(収容活動)
(カ) 予防接種の実施によるまん延防止	(医療班と連携)

ウ 食品衛生監視

風水害において実施する救助活動に係わる炊き出し給食、食品の給与、その他被害食品からの食品衛生上の危険発生を未然に防止するため、次の基準により実施する。

- (ア) 町は、風水害時における被災者に対する炊き出し、その他食品の給与のための調達計画を作成した場合は、保健福祉事務所（保健所）に報告する。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）は救助活動に保存食品の取扱い及び食品関係営業所における被害食品等の処理を指導するため、食品衛生指導班を設置し、次の措置を講じるものとする。
 - a 町が実施する被害者に対する炊き出し及び食品給与の具体的実施場所、方法等について報告を求める。
 - b 前項の報告に基づき、炊き出しによる現場給食の食品衛生指導並びに食品給与の保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を実施し、必要に応じ給与食品の検査を行う等、不良食品の排除に努める。
 - c 食品関係営業所における被害食品の状況を調整し、その状況に応じ食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講じる。
 - d 被災した食品関係営業施設の復旧方法について指導を実施する。
- (ウ) 県は、保健福祉事務所（保健所）の実施する応急対策の連絡調整を行うとともに

に、必要に応じこれを応援する。

エ 感染症予防対策用薬剤の調達・備蓄

- (ア) 通常使用する消毒用薬剤については保健福祉課にて保管する。
- (イ) 非常時に備えて購入薬局等を定めておく。
- (ウ) 非常時用備蓄については、薬品会社に依頼備蓄を検討する。

オ 感染症予防対策用機材

- (ア) 消毒用器材は、産業振興課・保健福祉課・総務課に依頼して借り上げる。
- (イ) 非常時に備えて借り上げ業者を定めておく。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

【文化スポーツ課】

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法病医理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、上伊那医師会、上伊那歯科医師会、医療機関による災害医療チーム（DMAT）等の協力を得て行う。

さらに、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、平成27年12月9日策定の「長野県広域火葬計画」により遺体の埋葬を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 基本方針

- (1) 遺体の搜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については伊那警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所は箕輪町社会体育館とし（この場合避難場所としての活用は行わず、遺族控え室は箕輪中学校武道館）、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 基本計画

(1) 【町が実施する対策】

- ア 遺体の搜索を県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- イ 被災場所付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し遺体を収容する。
また、収容に必要な機材を確保する。

- ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- オ 外国籍町民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。
- カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きを取るものとする。
- キ 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請するものとする。
(県食品生活衛生課生活衛生係に要請)
- ク 広域的な火葬に関する計画に関して、職員にあらかじめ十分に周知させること等により、災害時における遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。

(2) 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、上伊那医師会、上伊那歯科医師会、災害拠点病院(伊那中央病院)等により編成された災害派遣医療チーム(DMAT)は、必要に応じて、検案等の処理を行う。

3 実施計画

(1) 行方不明者及び死体の搜索

災害対策本部長は、行方不明者が発生した時は、消防本部及び消防団に対して搜索を要請又は指示・命令をする。

ア 消防本部及び消防団の各長の指示により、警察と協力し行方不明者の搜索にあたる。

イ 災害対策本部は、行方不明者の把握を速やかに行うものとする。

(2) 遺体の搜索班の編成

町職員、消防署、伊那警察署、消防団並びに地域住民により搜索に必要な搜索班を編成し、本部長の指示により遺体の搜索に従事する。

(3) 遺体の収容処理

ア 遺体の収容処理は、町職員、消防署、伊那警察署、消防団が協力して収容処理班を編成し、遺体の収容にあたる。

イ 発見遺体その他事故遺体は、本部長が開設した遺体収容所へ収容する。

ウ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

エ 身元不明者については、ウの調査表を作成するほか、衣類の一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

(4) 埋・火葬

遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは町が実施する。

身元の確認ができない遺体については、伊那警察署等の警察の指示を受けて埋・火葬を行うものとする。

手続きを完了した行方不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。

死者が多数なため一時的に火葬処理が困難な時は、火葬場の広域手配を県に要請する。

また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

【火葬場】

所 在 地	名 称	電話番号
伊那市鳥居原 3014-2	伊那市営火葬場	72-4749
伊那市長谷野瀬 2517-3	長谷火葬場「精香斎苑」	98-3090
駒ヶ根市赤穂 14679-1	伊南行政組合 伊南聖苑	82-5985
岡谷市長地片間町 1-5-28	湖北火葬場「湖風苑」	0266-22-2014

第19節 廃棄物処理活動

【くらしの安全安心課】

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に関しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿処理の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は、広域による応援の協力を要請して処理を行う。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため、廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

(2) 基本計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 下水道使用地域等で、災害によりトイレが使用不能となった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け住民に周知する。
仮置き場は番場グラウンドとし、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- (カ) 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努めるものとする。

(キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

(ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに上伊那地域振興局へ報告する。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。

搬入にあたっては、分別区分等町が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

(3) 実施計画

ア し尿処理

(ア) し尿処理業者に対して、被災地域の重点的な収集処理を指示する。

被災状況によって、し尿処理業者による処理が困難な場合は、長野県環境整備事業協同組合の応援を求める。

(イ) 収集が始まるまでに長時間を要する場合は、応急的に自己処理を行うものとする。

(ウ) トイレが浸水・流出等によりその地域に共同トイレが必要な場合は、屋外仮設トイレを設けるものとする。

仮設トイレは状況に応じて必要数を把握し、民間業者等から調達する。

調達が困難な場合は県に要請する。

イ ごみ処理

(ア) 協力を得ながら収集処理業務を遂行するための職員を動員するとともに、委託業者の協力を求め、迅速に処理できる体制を確保する。

(イ) ごみの処理は、上伊那クリーンセンター及びクリーンセンター八乙女を利用し、ごみの種類によりそれぞれ処理する。

なお、一時的なごみの貯留場所は番場グラウンドとする。

(ウ) 道路・河川等の清掃を行うにあたっては、道路河川愛護会、地域住民の協力を得て実施する。

なお、被害甚大のときは自衛隊の派遣を求めて実施する。

(エ) 災害の状況によっては、委託業者以外の業者の応援を求めるとともに、他地区の処理場において処理の要請をする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

ア 発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本町のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求めるものとする。

(2) 実施計画（廃棄物処理施設の応急復旧）

【町が実施する対策】

廃棄物処理施設が被害を受け処理機能が麻痺した場合、早急に機能の回復を図る。

さらに、被害が甚大な場合は、復旧に長時間要するものと想定され、この間における住民の生活系廃棄物も相当量排出されるため、広域的な支援体制を図る。

(ア) あらかじめ被災時における廃棄物の収集、運搬、処分及び二次公害防止体制等の計画を立てる。

(イ) 被災地域の災害廃棄物（災害により排出された廃棄物）及び廃棄物処理施設の被害状況を把握し、早急に応急処置をとる。

(ウ) 被災規模が甚大であり、自ら処理することが不可能な場合は、県（上伊那地域振興局）を通じ、他市町村の応援を求めて実施する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【くらしの安全安心課】

第1 基本方針

災害発生後、被災地においては社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要がある。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

（1）基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

（2）実施計画

【町・関係機関が実施する対策】

被災地及びその周辺においては、箕輪町青色パトロール隊等と連携したパトロールや、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、情報収集及び町民等に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

2 物価の安定、物資の安定供給

（1）基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- (オ) 町内及び上伊那地域内の流通業者との連携を図るものとする。

イ 【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

ウ 【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第21節 危険物施設等応急活動

【上伊那広域消防本部・商工観光課】

第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙、又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

ア 【県及び町が実施する主の対策】

（ア）災害時等における連絡（県・町）

危険物施設等において、災害時における関係機関との連絡体制を確立するものとする。

（イ）漏洩量の把握（県・町）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量とその流出先の把握に努めるものとする。

（ウ）危険物施設等の管理者等に対する指導（県・町）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

（エ）周辺住民への広報の実施（町）

周辺住民に対して広報活動を行い安全を確保する。

（オ）避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

（カ）環境汚染状況の把握（県・町）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に、広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行うものとする。

（キ）人員、機材等の応援要請（県・町）

必要に応じて隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行うものとする。

イ 【危険物施設等管理者が実施する対策】

（ア）危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとるものとする。

（イ）危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

（ウ）危険物等関係施設が所在する地域の、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 危険物施設応急対策

（１）基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

【町が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命じるものとする。

（イ）災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

（ウ）漏洩量等の把握（県・町）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努めるものとする。

（エ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講じる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置

（a）応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

（b）関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に

通報する。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取り扱い事業所に応援を要請する。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害により、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流失・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。

4 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

5 液化石油ガス応急対策

災害時における液化ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、社団法人長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めたより効果的な体制を確立する必要がある。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれがある場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所（保健

所）・伊那警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

（ア）周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。

（イ）飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対して通報を行う。

（ウ）消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

（ア）災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講じるとともに、その旨を保健福祉事務所（保健所）、伊那警察署又は消防機関へ連絡する。

（イ）毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤、吸収剤等により周辺住民の安全対策を講じる。

7 放射性物質使用施設応急対策

（１）基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射性障害の発生又は発生のおそれがある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼する恐れのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

イ 【放射線同位元素使用者が実施する対策】

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

（ア）放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。

（イ）放射線障害の危険のある地域（放射線量１ミリシーベルト毎時を超えるおそれのある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するように警告する。

（ウ）放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置をとる。

- (エ) 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じて、これを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や、飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

基本方針

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

第2.2節 電気施設応急活動

【電力会社】

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
 - 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点的に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事業業者、関連電力会社による総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

【中部電力株式会社が実施する対策】

(ア) 計画に基づいて職員を召集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。

(イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。

(ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

(2) 実施計画

【中部電力株式会社が実施する対策】

(ア) 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の

高いものから順次実施する。

(イ) 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資機材については請負会社等と連携して直ちに調達する。

(ウ) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。

(エ) 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に行う。

また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して応急送電を行う。

(オ) 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、音声告知放送、防災行政無線、緊急メール配信により住民に対する広報活動を行う。

イ 【中部電力株式会社が実施する対策】

(ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。

a 停電による社会不安除去に関する事項

(a) 停電の区域

(b) 復旧の見通し

b 感電等の事故防止に関する事項

(a) 垂れ下った電線に触れないこと

(b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

c 送電再開時の火災予防に関する事項

(a) 電熱器具等の開放確認

(b) ガスの漏洩確認

(イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、町の音声告知放送、防災行政無線、緊急メール配信を活用する等、地域住民に対する周知徹底に

努める。

- (ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに県及び町へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第23節 液化石油ガス施設応急活動

【上伊那広域消防本部・ガス会社】

第1 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県L Pガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めたより効果的な体制を確立する必要がある。

第2 活動の内容

【県及び町が実施する実施計画】

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置をとるよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を (一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (7) 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

第24節 上水道施設応急活動

【水道課】

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは、住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど、早期応急復旧のための手段を講じる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

- ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。
- イ 復旧体制の確立を行うものとする。
- ウ 被災の状況により支援要請を行うものとする。
- エ 住民への広報活動を行うものとする。
- オ 指定工事店等との調整を行うものとする。

(2) 【関係機関が実施する対策】

施工事業者は、水道事業者が発注する工事に対し積極的に応じる。

3 応急復旧

震災による水道施設被害の影響は広範囲に及ぶと思われる。

応急復旧は、的確な被害状況の把握に基づき、水源から浄水施設に至る給水能力の確保

を図り、送・配水幹線、給水拠点までの送水を優先して復旧し、次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧する。

(1) 取水、浄水、配水池施設

当初行った震災調査結果に基づき、給水機能の確保を目途に計画を策定し、速やかな復旧に努めなければならない。

(2) 送・配・導水管設置

断水地域をできるだけ限定した計画を立てる。

管路の応急復旧は原則として幹線、配水管、給水拠点（避難地、避難所）に至る路線を優先し、順次配水調整を行って断水地域の減少しながら復旧を進める。

(3) 給水管

復旧は原則として送・配・導水管について行うが、同時に復旧が可能な場合は並行して進めることが望ましい。

(復旧方法)

(4) 取水、浄水、配水池施設

機械・電気並びに計装設備等の大規模な被害については、専門業者に依頼する。

(5) 送・配水施設並びに給水装備

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車等による応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、給・配水管の被害が大きい地域においては、特設した仮設給水栓等も利用した給水までの応急復旧をいう。

管路被害が大きく、復旧に長時間を要する場合は仮設管による通水をする。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階に引き続き、各世帯給水を目途に行う。

4 応急復旧用資材、機材並びに人員確保

(1) 資材

あらかじめ第1次応急復旧に必要な資材を把握する。

(2) 機材・器具並びに復旧要員

災害時には、迅速な対応により作業ができるよう、あらかじめ指定工事店に要請しておく。

第25節 下水道施設応急活動

【水道課】

第1 基本方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。

引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

町が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 下水道台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GIS の活用等による情報提供に努めるものとする。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害発生後速やかに、町災害対策本部により、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び被害状況を把握するとともに、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講じる。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

(ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常参集し、必要な体制を整えるものとする。

(イ) 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講じる。

(ウ) 災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために、必要な応急措置を講じるものとする。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインのひとつであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 管渠

a 管渠、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬型ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

イ 【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

ウ 【住民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第26節 通信・放送施設応急活動

【総務課・上伊那広域消防本部】

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

これらの確保を図るため各機関が必要な整備計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 町は、防災行政無線通信施設、音声告知放送、緊急メール配信等の復旧活動、疎通整備を行う。
- 2 東日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 4 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 町防災行政無線通信等の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

(2) 基本計画

【町が実施する計画】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
 - (イ) 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
 - (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。
 - (エ) 町災害対策本部、災害対策現地本部の携帯無線機の更新、整備を図る。
 - (オ) 災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。
- また、総務省信越総合通信局防災対策推進室（連絡先 026-234-9961）に、

通信機器の貸出しとして

- ・災害対策用移動電源車
- ・災害対策用移動通信機器
- ・臨時災害放送局用機器
- ・無線局免許等の臨機の措置

を要請し通信の確保に努める。

(3) 実施計画

ア 町内の通信は次の手段による。

- (ア) 町防災行政用無線（町波）
- (イ) 消防無線
- (ウ) N T T 電話
- (オ) 音声告知放送
- (カ) 緊急メール配信
- (キ) ケーブルT V

イ 関係官庁等の通信は次の手段により行う。

- (ア) 県防災行政無線
- (イ) 町防災行政用無線（広域共通波）
- (ウ) 消防無線
- (エ) N T T 電話（非常電話、非常電報、孤立防止無線機）

ウ 関係機関の連絡先は、次の通りである。

機関名	電話	備考
沢公民館	79-2141	
大出コミュニティセンター	79-1140	
北西部多目的センター		
下古田公民館		
上古田公民館	79-2935	
中原公民館		
松島コミュニティセンター	79-2009	
木下公民館	79-2102	
富田公民館		
中曽根公民館	70-7010	
三日町公民館		
福与公民館		
長岡公民館	79-4088	
南小河内公民館	79-2972	
北小河内公民館	79-3585	
上伊那地域振興局	78-2111	防災無線 2317
伊那建設事務所	78-2111	防災無線 2424
伊那警察署	72-0110	

長野地方気象台	232-2738	局番 026
釜口水門	22-6866	局番 0266
伊那保健福祉事務所	78-2111	防災無線 2111
箕輪郵便局	79-2200	
箕輪町交番	79-2028	

2 電気通信施設の応急活動

(1) 通信確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、災害対策規定に基づき、治安、救護、気象、等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。
仮設電話設置要請は、東日本電信電話株式会社長野支店対策宛（026-225-4839）又は「113」「116」へ要請する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）が実施する対策】

(ア) 重要通信の疎通確保

- a 応急回線の作成、網措置等の疎通確保に努める。
- b 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- c 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。

(イ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

(ウ) 無料公衆無線LAN（wi-fi）の設置

避難所等へ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

(エ) 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

(オ) 災害用伝言ダイヤルの提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

(カ) 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧情報その情報提供に努める。

3 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講じる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出及び保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用し又は併用するものとする。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) 非常通信協議会加盟通信網
- (f) 長野県防災行政無線電話通信網
- (g) 非常通信協議会に加盟していない他の官公署公社通信網
- (h) 放送電波
- (i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置をとるものとする。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供
- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取り付け
- c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

4 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設及び利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する対策】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

- (ア) 災害警備本部の開設
- (イ) 臨時中継所の開設
- (ウ) 臨時基地局の開設
- (エ) 衛星通信回線の開設
- (オ) 衛星通信車及び応急通信対策車の支援要請
- (カ) 応急用資機材の支援要請
- (キ) 有線応急架設による応急回線の開設
- (ク) 本部代替施設の開設

第27節 鉄道施設応急活動

【鉄道会社】

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限とどめ、輸送の確保を図るため、町及び関係機関は密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速な対処することが必要である。

このため、関係機関は部門規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と、関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 基本方針

(1) 東海旅客鉄道株式会社

JRの一次対応は伊那市駅であるが、駅窓口対応は設けていない為、本社サービスセンター（050-3772-3910）の対応となる。

なお、伊那松島駅には箕輪町の携帯型無線機配備している。

ア 部内規程の定めるところにより危険防止措置を講じる。

イ 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処する。

ウ 災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常招集計画による。

エ 鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努める。

(2) 北陸信越運輸局

ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。

- イ 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が相互に連携、協力するよう調整する。
- ウ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や、地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。
- エ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路河川等関係者と連携した取組を行うための体制などを整備する。

2 実施計画

【東海旅客鉄道株式会社が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、又、関係会社、関係行政機関、地方自治体等との綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

ア 危険防止措置

- (ア) 災害（地震）を感知した場合、乗務員は危険な場所を避け、運転を一時停止する。
- (イ) 駅長は、その災害の規模（震度）に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

イ 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

ウ 災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の招集を行うものとする。

第28節 災害広報活動

【総務課】

第1 基本方針

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から問い合わせ、要望、意見などに的確かつ迅速な対応を行う。

さらに、災害の発生が予想される場合、住民等への避難を呼びかけるため、必要に応じて町長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、放送局及び関係機関等と緊密な連絡をとり、被害の状況に関する情報や、生活関連情報等被災者が必要とする、正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等に適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

(イ) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 非常本部等、指定行政機関、公共機関及び町は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

(エ) 町民等が総合的な情報の入手を可能とする情報提供窓口の設置に努める。

(オ) 安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

イ 【放送事業者が実施する対策】(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

(ア) 法令に基づく放送放出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送放出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、町からの放送要請は県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、県から要請を行う。

法令に基づく放送放出要請機関は次のとおりである。

- a 県(担当課＝危機管理・消防防災課)及び町
- b 長野地方気象台(NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知)
- c 日本赤十字社(長野県支部)

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際して、進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

ウ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害の報道にあたっては、可能な限り要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

エ 【関係機関が実施する対策】

広報活動

県、町と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行う。

2 住民等からの問い合わせ等に対する対応

(1) 基本方針

県、町及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

3 要配慮者への広報活動

(1) 実施計画

【町が実施する対策】

高齢者、障がい者への情報の提供は、FAX電話、CATV、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講じるものとする。

また、外国籍町民の問い合わせにも対応できるように、通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努めるものとする。

第29節 土砂災害等応急活動

【土木グループ】

第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

なお、土砂災害防止法の一部改正により、状況により国・県の緊急調査と緊急調査に基づく土砂災害緊急情報が通知等される。

第3 活動の内容

1 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ 【国交省中部地方整備局・伊那建設事務所が実施する対策】

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現状を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、

県及び関係機関と協議の上、速やかに避難対策等の措置を講じるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

2 土石流対策

(1) 基本方針

被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ 【国交省中部地方整備局・伊那建設事務所が実施する対策】

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現状を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を、迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (オ) 町からの求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、

発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

3 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置、及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等に速やかに助言を求めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (イ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

第30節 建築物災害応急活動

【全課】

第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために誘導活動を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物等

(1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために誘導活動を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、診療所、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

(イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、住宅等建物については長野県建築士会上伊那支部との協定により、危険度の判定を実施し、宅地については県を通じて被災宅地危険度判定士の判定を要請する。

なお、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 町文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者、又は管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導する。
- (イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について、県教育委員会に報告する。
- (ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。
- (エ) 被災した建築物内の文化財について、県教育委員会や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第31節 道路及び橋梁応急活動

【土木グループ】

第1 基本方針

災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために、路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、箕輪町建設業協会と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報収集の活用により情報収集を行う。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

なお、措置に当たっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行うものとする。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC2.0 道路情報版、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。

また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行うものとする。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被災が甚大な場合、箕輪町は、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

箕輪町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係団体等と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第3 2 節 河川施設応急活動

【総務課・建設課・消防室】

第1 基本方針

災害による被災を軽減するため、県の協力を得て、水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 河川管理者との連携
- 2 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 3 水防上必要な資機材の調達体制
- 4 水門若しくは、閘門の適切な操作
- 5 他市町村との相互協定及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定（天竜川上流河川事務所の水防資機材ストックヤードは、みのわ町スイミングプール駐車場）
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。
異常が認められた場合は、適切に処置をする。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

（1）基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

（2）実施計画

ア 【町が実施する対策】

- （ア）被害の拡大を防止するため、水防活動の実施及び支援を行う。
- （イ）河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、迅速な応急復旧を実施する。
- （ウ）被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

イ 【国交省中部地方整備局・伊那建設事務所が実施する対策】

- （ア）町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

(エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

ウ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため水防活動に協力する。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

異常出水が発生した場合、大規模地震が発生した場合、ダム施設に障害が生じた場合、またはその恐れのある場合には、速やかに臨時点検を実施する。

その結果、ダムの安全管理上必要であると認めた場合は応急措置を行い、安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規制等の規定によるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、水資源機構、電力会社)

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規制等の規定による。

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【全課】

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害防止対策を講じることとする。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害防止のための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。
- 6 土砂災害の発生、拡大防止

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても、倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

(ア) 行政区域の道路及び橋梁の被害について、速やかに県・国へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行うものとする。

(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

ウ 液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

エ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健福祉事務所（保健所）、伊那警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに、危害防止のための必要な措置をとる。

県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

オ 火薬関係

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 【町が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、消防機関が箕輪町の区域における危険物施設の管理者に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

b 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取

扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(イ) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事務所に応援を要請する。

f 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ 高圧ガス関係

【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

a 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施する。

(a) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

(b) 施設の保安責任者は、災害時は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、伊那警察署及び消防機関に通報する。

(c) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と、施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

(d) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

(e) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。

(f) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。

(g) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを配慮し人命の安全を図る。

(h) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。

b 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。

(a) 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。

(b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。

また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。

(c) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。

ウ 液化石油ガス関係

(ア) 【社団法人長野県 LP ガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて緊急点検活動を実施する。

(イ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

エ 毒物劇物関係

(ア) 【町が実施する対策】

a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

(イ) 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵整備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な処置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときには、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、保健福祉事務所（保健所）、伊那警察署又は消防機関へ連絡する。

(b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉事務所（保健所）、伊那警察署、消防機関及び町と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

オ 火薬関係

【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の発生を防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 被害を軽減するため、必要に応じて排水対策を実施する。

(イ) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(ウ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(エ) 被害を受けた堤防等について、浸水被害の拡大をくい止めるため、施設の応急復旧を行うものとする。

(オ) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【国交省中部地方整備局・伊那建設事務所が実施する対策】

(ア) 町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危

陰箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

ウ 【ダム管理者が実施する対策】

(ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。

(イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

(ウ) この場合、各ダムの操作規制等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行う。

エ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで、水害を助長する原因となったりする場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ管理者による風倒木の除去など応急対策を講じるものとする。

イ 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険があり、これによる二次災害から町民等を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 緊急点検結果に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

(イ) 土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果に基づき、関係機関や住民に周知を図り、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

(ウ) 土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

なお、この場合管理者との十分な協議により、原則として管理者責任で対応する。

6 土砂災害の発生、拡大防止

(1) 基本方針

風水害に伴う土砂災害の発生防止・軽減を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。

土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

なお、この場合管理者との十分な協議により、原則として管理者責任で対応する。

第34節 ため池災害応急活動

【みどりの戦略課】

第1 基本方針

洪水に伴うため池決壊の災害を軽減するため、速やかに被害状況を把握し、その点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と、被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

（1）基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

（2）実施計画

ア 【町が実施する対策】

- （ア）被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- （イ）人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- （ウ）被害を拡大させないよう、早期に応急工事を実施する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- （ア）ため池管理者は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民が避難できるよう速やかに町へ報告する。
- （イ）ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流とする。
- （ウ）ため池管理者は、町が実施する応急対策について協力する。

第35節 農林産物災害応急活動

【みどりの戦略課】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病的発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農作物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て行うとともに、病虫害、家畜疾病的発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をし、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【関係機関が実施する対策】

町と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策に努める。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 町が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

(イ) 作物別の主な応急対策

a 水稻

- (a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上に埋没した場合土砂を取り除く。
- (c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b 果樹

- (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
- (b) 倒伏・枝折れ・枝裂け、果樹棚の損傷等の応急処置に努める。
- (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。
- (d) 果実や葉に付着した泥は直ちに洗い流す。
- (e) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花卉

- (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (b) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

d 畜産

- (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分に行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

e 水産

- 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。(中部森林管理局)

(イ) 町と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

ウ 【住民が実施する対策】

町が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第36節 文教活動

【教育グループ】

第1 基本方針

保育園、小学校、中学校、高等学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料・授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、保育料・授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

（1）基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

（2）実施計画

【町（教育委員会）が実施する対策】

学校長は、風水害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

（ア）児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、教育委員会にその旨を連絡する。

（イ）児童生徒等が在校中の場合の措置

- a 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者に引き渡しを行う。
- b 町長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速

やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

- c 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を町教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(ウ) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- a 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- c 災害の状況及び生徒児童等の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期すため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【町（教育委員会）が実施する対策】

(ア) 教育委員会は災害時における教育活動に万全を期すため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

a 学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、既存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

c 学校給食の確保

学校給食物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡を取り、必要な措置を講じる。

(イ) 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは県教委と連絡を取り、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講じる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実状の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講じる。

(b) 授業の再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設の提供をしたため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校の施設・その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食物資の補給に支障を来しているときは、町教育委員会と連絡を取り、必要な措置を講じる。

また、災害の状況に応じ、学校給食施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために、教科書の提供や、保育料・授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。

調達が困難な場合は教育事務所を経由して県教育委員会に斡旋を依頼する。

イ 保育料・授業料の減免

学校長（高等学校）は、法令の原則により、授業料を不徴収とされている。

生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続きをとるとともに、例外的に、徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。

ウ 就学援助

被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める

第37節 飼養動物の保護対策

【くらしの安全安心課】

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

ア 関係機関等と協力をして、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講じる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逃走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。

(2) 【飼養動物の飼い主が実施する対策】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第38節 ボランティアの受入れ体制

【住民グループ・社会福祉協議会等】

第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア 関係団体と災害の状況や、ボランティア状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達、提供を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3 活動の内容

1 被災者のボランティアニーズの把握とボランティア受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図るものとする。また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係機関等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

(イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボラン

ティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行うものとする。

(ウ) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、産業廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

(エ) ボランティアの需給状況等について、随時、県に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

(オ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

イ 【社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係が実施する対策】

県及び町の災害対策本部と連携のもと、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

(ア) 県及び町は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。

また、県はその運営において複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。

(イ) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

イ 【社会福祉協議会が実施する対策】

(ア) 長野県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、町災害ボランティアセンター（以下「町センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、町センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

(イ) 町社会福祉協議会は町と協議の上、町センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

豊島区民社会福祉協議会、埼玉県和光市社会福祉協議会との「災害時相互応援協定」に基づき応援要請をする。

(ウ) 広域県内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、町センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県、町及び社会福祉協議会等と連携のもとに、赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

エ 【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）が実施する対策】

(ア) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

(イ) 県及び町の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

(ウ) 必要に応じて県や町等に対し被災者支援に関する支援策の提言を行う。

オ 【その他NPO、NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する町社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

第39節 義援物資・義援金の受入れ体制

【会計課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、町民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、受入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。なお、小口、混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることから、「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- 2 大規模な災害が発生した場合、町が義援金収集体と配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。
また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援金品の募集、受入れ

(1) 基本方針

義援金品の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握して情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【町及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め、義援金品の募集を行うものとする。
- (イ) 町は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を、報道機関等を通じて周知する。
また、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

(ウ) 町民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

イ 【町民、企業等が実施する対策】

(ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。

(イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

寄託された義援金は、配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において十分協議の上、配分方法を工夫するなどして、迅速かつ公正に配分するものとする。

義援物資については、被災者のニーズ及び被災地域の需給状況を勘案し、迅速かつ公正に効果的に配分するものとする。

(2) 実施計画

寄託された義援金は委員会に、義援物資は町に速やかに引継ぎを行う。配分委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

町は、ボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

寄託された義援金を配分委員会に寄託されるまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等ないよう適正に管理する。

4 委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は別記の定めるところによる。

別記（参考）

長野県災害義援金募集（配分）委員会会則

（目的）

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の募集及び配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

第2条 本委員会は長野県災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という）と称する。

（所掌事務）

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- （1）被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。
- （2）その他必要な事項

（組織等）

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

- （1）長野県
- （2）長野県市長会
- （3）長野県町村会
- （4）日本赤十字社長野県支部
- （5）長野県共同募金会
- （6）長野県社会福祉協議会

（委員）

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

- 2 委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員長等の職務）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（監事）

第7条 委員会に監事2名を置く。

- 2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

（会議）

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

（事務局）

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課及び長野県会計局会計課に事務局を置く。それぞれの事務分掌は長野県災害対策本部規程第2条の3による。

（要綱）

第10条 義援金募集（配分）要綱は別紙要綱骨子によるものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

（意見の聴取）

第11条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

（附則）

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

別記（参考）

災害義援金募集（配分）要綱骨子

長野県災害義援金募集（配分）委員会会則第10条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集（配分）要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集（配分）要綱」とする。
- 2 実施主体
長野県災害義援金募集（配分）委員会とする。
（事務局：長野県危機管理部危機管理防災課、長野県会計局会計課 事務分掌：長野県災害対策本部規定第2条の3）
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
その都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
その都度、委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
構成団体が募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
原則として、各構成団体（同地方組織を含む）は、事務所に義援金窓口を設定するほか、義援金受付口座を開設し、当該口座への振込みまたは該当募金等により受付を行う。
- 9 受領書の発行
（1）構成団体が義援金窓口で現金等により義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において必要に応じて受領書を発行する。
（2）原則として街頭募金の場合、受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受け付けた義援金は、委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
- 11 配分方法
委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は募集期間終了後速やかに委員会を開催し協議のうえ適正に被災市町村長または都道府県知事等に配分する。
- 12 広報・周知
（1）義援金募集の広報・周知は構成団体が連携して、新聞、ラジオ、テレビ等の広報媒体を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
（2）援金の募集成績は概ね1か月に1回程度集計し、また配分結果についてはその都度委員会名をもって公表する。
- 13 義援品の取扱い。
義援品は原則として取り扱わない
- 14 経費
（1）構成団体が義援金を募集するにあたって必要とする諸経費については、原則として当該団体が負担する。
（2）災地への義援金送金等については委員会において定める。ただし、これらの費用を義援金から支出することは原則として行わない。
- 15 その他
本要綱骨子に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

第40節 災害救助法の適用

【総務課】

第1 基本方針

町単位の被害が基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む）に、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全を図ることが必要となる。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし町長は知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために、迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判断する。
- 3 法適用が必要と判断された場合必要な手続きを行う。
- 4 法適用となった場合、町の役割分担について迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

（1）基本方針

災害の事態に応じた救助を行うために、迅速に被害状況の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法の適用を知事に申請する。

（2）実施計画

【町が実施する対策】

（ア）町長は、次の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに上伊那地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

- a 災害救助法による救済が必要と思われる災害
- b 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
- c a～b以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

（イ）町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の申請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事

に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(ウ) 被害の認定を別表の基準により行う。

2 災害救助法適用判断

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流出、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない場合において、その被害が一定基準に該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行う。被害認定に関しては、内閣府等からの通知（「災害の被害認定基準」（H13 内閣府政策統括官通知）、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（H16 内閣府政策統括官通知）、「災害報告取扱い要領」（S45 消防庁長官通知）に準拠し行う。

ア 本町における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流出の1／2世帯、床上浸水にあつては、1／3世帯として換算する。以下同じ。）が50世帯に達したとき。

イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本町の滅失世帯数が25世帯に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本町の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 本町における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

（ア）災害が隔離した地域に発生したものである等、災害に被ったもの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

（イ）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（ウ）時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯アに規定する滅失世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。

（エ）当該災害前に、（ア）～（エ）に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。

（オ）その被害状況がア及びイに準ずる場合で救助の必要があるとき。

3 適用の手続き

(1) 基本方針

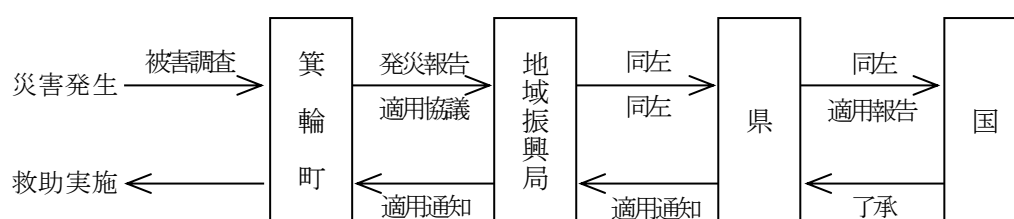
災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続きを行う。

(2) 実施計画

災害に際し、前記2「救助法適用の判定」の基準のいずれかに該当し、又は該当すると思われるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

法の適用事務



注：平成25年10月1日改正災害救助法により、所管が厚生労働省から内閣府に移管

4 救助の実施

(1) 基本方針

県、町は関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

【知事から町長への事務の委任】

災害救助法による救助は知事が行う。ただし、町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化・的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、町長に事務の一部を委任する。

なお、町に委任する事務について、以下の表によりがたい場合には町と協議の上別に定める。

別表

救助の種類	県が実施する事務	町に委任する事務
避難所の設置	町からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	町からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	町管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	町村からの要請による資材調達	その他全て

イ 【町が実施する対策】

町長は知事からの救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行うものとする。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

(ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

※ 被害等の認定基準については、

第3章

第2節 災害情報の収集・連絡活動参照

第4 1 節 観光地の災害応急対策

【商工観光課】

第1 基本方針

観光地へ通じる道路が、豪雨、豪雪、地震などの災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、町、関係機関が連携し対応していく。

第2 主な取り組み

- 1 観光地で災害が発生した際には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【県及び町が実施する対策】

観光地での災害時の県、町、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

(2) 【町が実施する対策】

ア 観光地での災害時には、町消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(3) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 【県及び町が実施する対策】

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情

報提供や要望の把握を行うものとする。

(2) 【町が実施する対策】

観光地の観光案内所での災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【全課】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基本的な条件づくりを目指すため、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとし、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の地方自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

（1）基本方針

県・町は、迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

（2）実施計画

ア 【県・町が実施する対策】

（ア）被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

（イ）被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

防災関連機関は町の復旧・復興の基本方針の決定に際し協力を行う。

ウ 【住民が実施する対策】

住民は町の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の地方自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【全課】

第1 基本計画

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 町からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

【県町及び公共機関が実施する対策】

(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設の電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(イ) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

(ウ) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことがで

きる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

- (エ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村課から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって、自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。
- (オ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (カ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。
- (キ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。
- (ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (コ) 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (サ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (シ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (ス) 実施にあたっては箕輪町暴力団排除条例に配慮する。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

- (ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計

画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。加えてボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- a 災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- b 災害廃棄物の処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- c 災害廃棄物の処理にあたっては、環境汚染の防止、住民・作業者の健康管理のための適切な措置を講じるものとする。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。そのため、町は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

(ア) 被災市町村の職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合、町は県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し職員の派遣の要請を行うものとする。

(イ) 被災市町村から要請を受けた町は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

【全課】

第1 基本計画

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災のまちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進。

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

（1）基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

イ 【関係機関が実施する計画】

町及び県との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

また、町が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援する。

２ 防災まちづくり

（１）基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを、住民の理解を求めながら実施する。

併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（２）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサス（意見の一致）を得るよう努める。

また、地震で被災した後の復興まちづくりのため、平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減殺対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

（イ）防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- a 避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等都市基盤設備及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等に当っては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等オープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけではなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るように努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、関係機関が緊密に連携し戦略的实施を行う。
- e 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住人が主役となるまちづくりを行う。
- f 女性、高齢者、障がい者等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

(エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(オ) 情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

町及び県と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ 【住民が実施する計画】

再度の災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と努力に努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関

が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

（２）実施計画

ア 【県、町及び関係機関が実施する対策】

県、町及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

イ 【町が実施する対策】

（ア）必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

（イ）特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

【企画振興課】

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 2 関東財務局長野財務事務所は必要資金を調査し応急資金の貸付を行う。

第3 活動の内容

1 町の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

（1）地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

（2）地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

（3）一時借入金

災害応急融資

2 箕輪町の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、箕輪町の緊急な資金需要に応じるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

（1）必要資金の調査及び指導

災害発生の際は、関係機関と緊密に連絡の上、必要資金量を把握し、その確保の措置をする。

（2）応急資金の融通

町に対し手持ちの資金により融通を行うのが不足な場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

3 激甚災害の指定

甚大な災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の

災害復興の意欲を高めることを目的に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。）が制定されていることから、町内に大規模な災害が発生した場合は、町として迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助を受ける必要がある。

（１）激甚災害に関する調査

各部は、災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条に定めるところにより、速やかに被害状況を県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

なお、指定については、県知事から内閣総理大臣への報告を受け、その災害が激甚災害法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断された場合、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定され、その災害に対してとるべき措置を指定する政令が公布される。

（２）特別財政援助の交付手続き

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関する調書を作成し、県の関係部局に提出する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【全課】

第1 基本方針

被災者等の民生安定や生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給などの被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置や、その迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細やかな支援を講じることにより生活の確保を図る。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して、生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した、きめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法、又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付け等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 13 災害復旧用木材の供給の支援を行う。
- 14 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 15 被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与

えないような広報・連絡体制を構築する。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅等の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居の措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行うものとする。

(イ) 被災地全域で 500 戸以上、若しくは町の区域内で 200 戸以上か 1 割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の 3 割に相当する戸数を目途に、災害公営住宅の建設を行うものとする。

(ウ) 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(エ) 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し町営住宅への優先入居の措置を講じるものとする。

(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 被災世帯が支援金の申請を行うために必要な次の添付書類を、当該被災世帯の

請求に基づき発行する。

- a 住民票等、世帯の居住地、世帯構成が確認できる書類
- b 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前々年）の総所得額が確認できる証明書類
- c 要配慮世帯であることが確認できる書類
- d 罹災証明書等、住宅の被災状況等が確認できる書類

支援金の支給申請に際し、制度の趣旨及び内容を申請者に十分説明するとともに、申請書記載方法、使途実績報告の時期等、手続きに遺漏のないように心がける。

また、被災者の現状の把握や冷暖房器具及び医療器具等に関わる要請に十分な注意を払い、必要の都度県と密な連携を図る。

(イ) 被災世帯からの申請書類等について、その事実関係、記載事項及び添付書類を十分確認し、次の事項を処理した上で速やかに県に送付する。

- a 支援対象額の算定
- b 世帯収入額の算定
- c 要配慮世帯の確認
- d その他の記載事項に関する確認

(ウ) 概算払いを受けた被災世帯から、使途実績報告書及び領収書等の提出を受け、確認するとともに、被災者生活再建支援法人に送付する。

(エ) 被災者生活再建支援法人からの委託を受付け、次の事務を実施する。

- a 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く）
- b 支援金の返還に係る請求書の交付
- c 加算金の納付に係る請求書の交付
- d 延滞金の納付に係る請求書の交付
- e 返還差額、返還される支援金、加算額、延滞金の受領及び基金への送金
- f a～eに付帯する事務

※支援金支給事務についての詳細は「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」を参照のこと

イ 【支給金額及び支給に係るその他の要件】

支給金額

- (ア) 通常又は特別な事情により、生活に必要な物品の購入費又は修理費
- (イ) 自然災害により負傷し又は疾病にかかった者の医療費
- (ウ) 住居の移転費又は移転するための交通費
- (エ) 住宅を賃貸する場合の礼金

- (オ) 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費
- (カ) 住宅の解体（除去）・撤去・整地費
- (キ) 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
- (ク) ローン保証料、その他住宅の建て替え等にかかる諸経費

注1) 大規模半壊世帯は（オ）から（ク）のみ対象

注2) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯には、更に（ア）、（ウ）の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

注3) 他の都道府県へ移転する場合は（オ）から（ク）それぞれの限度額の1/2

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

（1）基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

（2）実施計画

ア 【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

なお、必要に応じて措置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとるものとする。

イ 【町が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活援護資金、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

（1）基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講じる。

（2）実施計画

ア 【町が実施する対策】

職業あっせん、労働相談等の情報の提供に努める。

イ 【長野労働局が実施する対策】

- (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時的職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。
- (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）が適用されたときは、同法第 25 条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対し、失業しているものとみなし基本手当を支給する。
- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時「総合相談窓口」を開設する。
- (エ) 災害により企業経営困難となった事業場のうち、労働者に対してする賃金支払いが不能となった者に対し、未払賃金立替制度により迅速な立替を行う。
- (オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 生活保護

（１）基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活の再建を支援する。

（２）実施計画

保健福祉事務所（福祉事務所）は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

（１）基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害をうけた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸し付けるとともに災害見舞金を支給する。

（２）実施計画

【町が実施する対策】

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた者に災害障害見舞金の支給を行う。

(イ) 災害援護資金の貸付け

条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の支給

要綱に基づき、一定の被害を受けた世帯主に対して災害見舞金を支給する。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実状に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置をとるよう指導する。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期預金、定期積金等の中途解約、又は、当該預貯金等を担保とする貸出しに応じる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払い込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

地方税法又は町税条例等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

（１）基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

（２）実施計画

ア 【町が実施する対策】

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講じるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

厚生労働省関東信越厚生局長野事業所は、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

10 罹災証明書の交付

（１）基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明書の交付を行う。

（２）実施計画

【町が実施する対策】

災害による住宅等の被害の程度の調査や、罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住民等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

11 被災者台帳の作成

（１）基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関

する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

(ア) 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

(イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。

また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

(ウ) それぞれの業務について、住民に対し、掲示板、町防災行政無線、音声告知放送、web ページ（ホームページ）、緊急メール配信、ケーブルTV、広報誌等を活用し広報を行う。

(エ) 報道機関に対し発表を行う。

(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、箕輪町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第6節 被災中小企業等の復興

【商工観光課・みどりの戦略課】

第1 基本方針

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による、復旧対策を推進する等の必要な措置を講じるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するなど、事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林業者に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

天災資金、株式会社日本政策金融公庫資金、農業災害資金、農業災害補償等について、制度の周知を行うとともに、借入資金の手続きについて支援を行う。

(ア) 天災貸金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の天災により著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、被災農林業者等に対して次の資金を融資する。

- a 被災農林事業者に対し経営安定に必要な資金
- b 被災農林業組合に対し被害を受けたために必要となった事業運営資金

(イ) 株式会社日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被災農林業者及びその組織する団体に対し、次の農林業資金の融資をする。

- a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- b 被害農林業者の経営再建等に必要な資金

- c 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- d 被害農林業者の農林業施設復旧に必要な資金
- e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(ウ) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金を融資する。

(エ) 農業保険法

「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業、並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速、適正化について指導を行う。

(オ) その他の制度

例年生産米穀を政府に売り渡していた完全保有米農家が、広範囲の災害のため生産者保有米穀に不足が生じ、一般配給によっては再生産に支障があると認められるときは加配措置が講じられる。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会、商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を、迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

ア 被害状況、再建のための資金需要等を的確に把握すること。

また、このための関係機関相互で緊密に連絡、通報すること。

イ 中小企業関係団体を通じ、利活用できる金融の特別措置について、当該被災地域における中小企業者に対し、周知徹底を図ること。

ウ 箕輪町を管轄する株式会社日本政策金融公庫等の現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を要請あるいは実施すること等、迅速にして的確な措置を講じる。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

町は必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）、中小企業基盤設備近代化資金貸付及

び中小企業体質強化資金貸付等により、事業協同組合等の施設復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じる。

次に掲げる各種制度資金について制度の周知を行うとともに、借入資金の手続きについて支援を行う。

(ア) 株式会社日本政策金融公庫等資金

a 株式会社日本政策金融公庫資金

一般の金融機関から融資を受けることが困難な住民に対し、必要な事業資金が貸付けられる。

b 株式会社日本政策金融公庫の中小企業向け資金

中小企業者並びに中小企業等協同組合(対象業種が定められている)に対し、設備資金、長期運転資金が貸付けられる。

c 商工組合中央金庫資金

中小企業等協同組合法による組合であって、所属している組合及びその構成員に対し、運転資金、設備資金が貸付けられる。

(イ) 県の行っている中小企業金融制度

第7節 被災した観光地の復興

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

1 被災した観光地に対する支援

(1) 【県及び町が実施する対策】

ア 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

イ 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、環境客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

(2) 【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、県、町、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。